

自治総研

THE JICHI-SOKEN

2025年 **3**月号
VOL.51
通巻第557号

CONTENTS

	1
配付税の配分方法の実態とその効果について……………	中村稔彦
	32
2025年度地方財政計画について……………	飛田博史
今月のマガジン・ラック	80
資料室増加月報	84
巻頭コラム	
近頃目につく地域おこし協力隊……………	澤井 勝

近頃目につく地域おこし協力隊

澤 井 勝

2009年度から始まった地域おこし協力隊は、今年で16年を迎えた。発足当初は、31団体の89人であったが、5年後の2013年度には318団体の978人になる。その後は、毎年、順調に数を伸ばし、2023年度には7,200人、受け入れ市町村数は1,164となっている。

旧家を改築して複合施設に

たとえば埼玉県で生まれ、東京の貿易会社で働いてきたAさん。（以下引用文はインターネットで「島根県 地域おこし協力隊」または「東京都 檜原村 地域おこし協力隊」からの引用）松江市の地域おこし協力隊に採用されるが、「ミッション」は自分で決める「フリーミッション」だったので、起業への努力で悩む。そんな中、市役所近くの築100年の旧家を改築して、チャレンジの場として蘇らせるプロジェクトが舞い込む。協力隊でメンバーを組み、コアメンバーの一人として準備に奔走。オープン後は、「チャレンジを応援する場」をコンセプトに、シェアオフィス、チャレンジカフェ、チャレンジショップ、ゲストハウスなどを兼ね備えた創造複合施設として整備しその運営メンバーとなる。

協力隊に入って2年目の6月に、様々なキャリアが交錯する場として期待されるこの施設が動き出した。まずこの施設を介して、人の交流が定期的に始まる。Aさん自身が、次から次へと人を紹介してもらい、気が付けば50人以上の人のネットワークに包まれているのだ。

協力隊の任期3年いっぱいを務めて、松江での経験を積み上げ、4年目以降も、松江を活動の拠点の一つとして、島根の他の地域とが、東京などと繋がっていければと考えている。

夫婦で協力隊に

山形県出身で千葉県に在住していたBさんは、会社員をしながら、二人の子育てをしてきた。「もっと人に係る仕事がしたい、それも自然に囲まれた環境で」との思いが強く、会社をやめ、女性向けのリラクゼーションサロンを開業、経営も順調だった。Bさんの夫のCさんも自然に囲まれたキャンプ地を管理する仕事に関心があった。夫は建築関係の仕事に長く携わってきた経験があり、Bさん自身もサロン経営などで培った経験を生か

せる暮らし方があるのではないかと考えていた。

「移住先と仕事を同時に探しているときに、檜原村（ひのはらむら）で地域おこし協力隊を募集していることをインターネットで知りました。以前、三頭山（みとうさん）登山のために檜原村を訪れた際に、自然も素晴らしく、村の人たちの印象も良かったのを思い出しました。募集を見つけたときは、直感的に『私たちが行くのはここだ』と思いました。」

結果的に夫婦ともに採用され、2019年8月に地域おこし協力隊に着任した。当時二人の娘さんは都心に通学する学生だった。そこで一家は、娘さんたちは都心に、ご夫婦は村にと分かれて新生活をスタートさせた。

「活動内容については、自分で考えたミッションを提案する形でしたので、まず村の魅力を発信する広報関連の仕事がしたい」と相談を持ち掛けた。そこでまず、地域おこし協力隊新聞として、『SPOON（スプーン）』という媒体を発行することに。2019年10月に、Bさんと当時の協力隊のメンバーが立ち上げた媒体は、全作業をすべてメンバーが担うという形で、隔月で発行している。

「取材を通じて協力隊の活動も知ってもらいながら、村の人たちのこれまでの人生や暮らし方、村の料理などを、取材を通して知ることができました。」

イベントなどの年中行事が多く、そこに参加することも大きな楽しみというBさん。「地元にある五社神社のお祭りに夫婦で参加して、夫が村の人に教えて頂き獅子舞を演じました。ほかにも1月のドント焼きから始まり、夏の払沢（ほっさわ）の滝祭りなど本当に様々な行事に参加しました。」

そして、地域おこし協力隊として定住してみても、その役割に対する見方が大きく変わったそうだ。「私がこの地域を活性化すればという思いを持ってこの地域に来たのですが、今思うと、そんな考え方はおこがましかったなと思います。実際には、この地域に住まわせていただいて、仲間に入れてもらっているという感覚に近いでしょうか。村民の一人として、村のために何ができるのか、そういった視点で暮らしています。」

3年終了時の全国の定着率は、65%程度だという。引き続き注目し、起業や事業展開の状況を見ていきたいと思う。

（さわい まさる 奈良女子大学名誉教授）

配付税の配分方法の実態とその効果について

中 村 稔 彦

<要 旨>

わが国初の使途の限定のない恒久的な地方財政調整制度である配付税は、1931年の構想から10年もの歳月をかけて、ようやく1940年に地方分与税の一部として創設された。日本地方財政調整制度史上、重要な地位を占める配付税であるが、配分方法については、毎年度多くは、当該年度限定の地方分与税法の附則や内務省・大蔵省令の地方分与税法施行規則の附則、規定、特例で運営されており、しかもこれらが毎年度のように改正されていた事実は知られていない。また、新たな規定や改正の配付額への影響や効果は、ほとんど検証されておらず、それに伴う当該機能も十分には解明されていない。本稿では、配分方法について、平年度の法本則、規則本則の内容と経過年度の法附則、規則附則、規定、命令に分けて整理し、その後の法改正と規則を含んだ様々な命令等を概観した上で、実際にこれらが、各団体の配付額や配付税の機能にどう影響したか、性格と歴史上の位置づけはどうか等を明らかにする。

はじめに

わが国初の使途の限定のない恒久的な地方財政調整制度である配付税は、1931年の構想から10年もの歳月をかけて、ようやく1940年3月に地方分与税の一部として創設された。日本地方財政調整制度史においてはもちろん、日本地方財政史の展開においても、重要な地位を占める配付税であるが、配分方法については、毎年度多くは、地方分与税法（以下法と記載）の本則や内務省・大蔵省令の地方分与税法施行規則（以下規則と記載）の本則だけでなく、当該年度限定の法附則や規則附則、内務省（総理庁・総理府）・大蔵省令の規定、特例で運営されており、しかも毎年度のようにこれらが改正されていた事実はあまり知られていない。また、その新たな規定や

改正が配付額の配分へどのような影響や効果を与えていたかについては、ほとんど検証されておらず、更には、それに伴う当該機能についても十分には解明されていないというのが現状である。

配付税の研究者がこれまでほとんどいなかったことや配付税制度が戦中戦後期を通じて施行された制度であったこと⁽¹⁾が最大の要因である。そのため、配付税の配分方法に限った先行研究はないが、日本地方財政史研究の大家である藤田武夫が、藤田 [1948⁽²⁾] の中で、配分方法の法本則の規定と一部改正内容について詳細に述べている。また、配付税の実績として、1940年度から1947年度までの道府県配付税、大都市配付税、都市配付税、町村配付税の各総額、配付税総額等を一覧表にまとめている。

更に藤田 [1959⁽³⁾] の中では、当該研究を一步進め、「配付税の配分は、当初から道府県100分の

(1) 昭和財政史では、戦中期と戦後期で分析期間が分断されたため、配付税制度の全貌を明らかにするには至らなかったということができよう。

(2) 地方財政委員会編 [1948] 119～150頁。

(3) 藤田 [1959 a] 42～63頁。

62市町村100分の38と、道府県に強く比重がかかり、終戦までたえず6割以上が道府県に配付された。道府県と市町村の財政需要の大きさに対応するためであるが、これは日本の地方行政における伝統的な道府県の優位性に基づく。主として各地方団体の課税力と財政需要を標準に配付税を配分したことには、創設時から変わらないが、17（1942）年に道府県の単位税額から差引く災害土木債の率を15分の1から7分の1に引き上げ、20（1945）年には財政需要算定のため割増人口数を増加した。わずか数年間に3倍増した地方配付税が、国の地方税源収奪の穴埋めをすると同時に、貧富団体間の財政調整機能がある程度発揮したことも否定しえないところである。いま、その調整効果の一斑を知るために、地租、家屋税および営業税の附加税の賦課率別に、昭和16（1941）年度配付税分与前および分与後の町村数をみると、（中略）賦課率500以上の、300以上500までの高率課税を行っている町村数が、配付税の配付によってかなり減少している（実際、特に賦課率500以上の町村数は、分与前1,194団体から分与後259団体まで減少している。）⁽⁴⁾

また、1948年度に限り、第5回国会資料の地方自治庁財政部編の「地方財政計数資料」を参考にして、1948年度の総額493億3,100万円の配付税が、東京、神奈川、愛知、京都、大阪、京都の6富裕地方と青森、岩手、秋田、山形、鳥取、鹿児島島の6貧弱地方において、それぞれ道府県、大都市、都市、甲町村、乙町村に、いくら配分されたかを表でまとめている。それを見て藤田は、「Aグループに所属する富裕団体でも、（市町村含む総額で）東京の33億2,800万円を筆頭に、他の5団体も11億円から22億円という多額の配付税を配付されているのに反し、最も調整財源を必要とするBグループの6貧弱団体は、（市町村含む総額で）鹿児島島の11億円を除いては、いずれも7億乃至9億円の配付税をうけているにすぎない。こういう結果を生じたことには、各地方団体の財政需要の測定に割増人口数を用い、これに配付税

総額の100分の40が充てられたことが、大きく響いているであろうが、当時地方配付税が、貧弱団体の財源補填機能を十分に発揮していなかったことは、これによっても明瞭である⁽⁵⁾」と述べている。

藤田のこれらの研究について、まず、いずれも配分方法における経過年度や当該年度限定の法附則や規則等を含む命令による運営については、ほとんど触れられていないことが問題である。また、その効果、実績として、地租、家屋税および営業税の附加税の賦課率別について述べられているが、高率課税の町村数の減少は当然の結果であり、それが具体的にどれほど各町村財政に影響を与えたかについては述べられていない。1948年度の配付税の6富裕地方、6貧弱地方に分けての道府県、大都市、都市、甲町村、乙町村の配分額の一覧表についても、人口等の団体規模が考慮されていないため、「貧弱団体の財源補填機能を十分に発揮していなかった」と言及するにはいささか早計であるといわざるを得ない。更に、期間も単年度であるため、各年度の法改正等がいかに各地方団体の配分額や機能に影響を与えたかについては不明瞭である。

これらを明らかにすることは、地方財政調整制度の配分方法の発展過程を議論する上でも、また、これらがその後の制度設計にいかなる影響を与えたのかを知る上でも重要である。そのため本稿では、まず、配分方法について、平年度の法本則、規則本則の内容と経過年度、当該年度限定の法附則、規則附則、規定、命令の内容に分けて整理し、毎年度のように行われる法改正と規則（改正）を含んだ様々な命令等を概観した上で、実際に、これらの運営や改正が、各団体の配付額や配付税の機能にどのような影響を及ぼしたのか、性格と歴史上の位置づけはどのようなものになったのか等を明らかにしたいと考える。なお、当該制度において、もう1つの重要な課題である総額決定方法の実態については、別稿⁽⁶⁾を参照されたい。

(4) 藤田 [1959 a] 54～55頁。

(5) 藤田 [1959 a] 62～63頁。

(6) 拙著 [2011 a] 及び同 [2011 b]。

I 本来の配付税の配分方法

地方分与税は、地租、家屋税及び営業税の三収益税からなる還付税と恒久的な地方財政調整制度である配付税から成っている（法本則第1条及び第2条）。配付税の配分方法については、これまでの臨時地方財政補給金とは異なり、地方固有の財源であることを認識させ確保するために、また、官庁の自由裁量を避けるために⁽⁷⁾、配付税に関する事項は、できる限り「地方分与税法」という法律をもって規定されることとなっていた。

また、これを補完するため、地方分与税委員会を設け、配分方法等重要事項については、当該委員会に諮問して決定することとなっていた。地方分与税委員会は、「地方分与税委員会官制（以下官制と記載）」という勅令で規定されており、内務大臣の監督下におかれ（官制第1条）、委員会は、会長1名及び委員16名以内を以って組織されるとされた（官制第2条）。

1. 平年度の配分方法

まず、配付税総額について、平年度は、62%を道府県配付税、38%を市町村配付税に区分して、それぞれ道府県及び市町村に分与することとされた（法本則第10条第1号及び第2号）。分与割合がそれぞれ62%と38%になったことについて、当時内務省地方局事務官であった藤井巳之助等は、「この割合は、配付税の総額要額を計算したと同様の方法に依つて計算された額に付て、多少の斟酌を加へられたものである。即ち税制改正時に於ける従前の道府県税総額又は市町村税総額（孰れも臨時地方財政補給金含む。）を、税制改正後に於ても維持することを目途とし、夫々従前の税総額に小学校教育俸給費及職業紹介諸費等の、負担区分の改正に因る負担の増減額、税制改正に因る徴税費の不用額等を加算又は控除して、改正後に於ける財源所要額を計算し、之より改正法に依る税収入（道府県に付てはこの外還付税収

入）見込額を差引きたる額を基礎とし、市町村に在つては団体の規模、財政事情等団体間に著しい県隔があり、従つて配付税の分与上特に考慮を要する⁽⁸⁾。」と述べている。実際、平年度の道府県配付税・市町村配付税の総額・割合は、【表1-1】のように算定された。

配付税は、このように道府県配付税と市町村配付税に区分して、分与されることになっているが、市町村配付税については、更に大都市配付税、都市配付税、町村配付税の3種に分け、それぞれ大都市、都市、町村に分与されることが規定されている（法本則第19条第1項）。大都市配付税、都市配付税、町村配付税の各総額については、市町村配付税の総額の半額を市町村標準単位税額から大都市、都市、町村の平均単位税額を控除した残額に各総人口を乗じた額で按分した額と、市町村配付税の総額の半額を大都市、都市、町村の総人口に按分した額の合計額とされている。市町村標準単位税額については、全市町村の国税附加税額と市町村配付税総額の合計額を全市町村の人口で除した額であると、また、大都市、都市、町村の平均単位税額については、大都市、都市、町村の国税附加税額をそれぞれ総人口で除した額であると、更にその国税附加税額については、賦課率2倍で算定した地租附加税、家屋税附加税、営業税附加税の合計額であるとされている（法本則第20条第1項第1号、第2号、第2項、第3項及び第4項）。

市町村配付税を3種に分ける理由について、藤井等は、「一口に市町村というも、団体間には、団体の規模、財政力其の他総ての条件に於て格段の相違があつて、其の相違の程度は、都道府県に於ける比ではない。例えば其の人口に付て見ても、600万を超ゆる人口を包容する大都市から、200にも満たない小農村まであり、財政力を見ても、単位税額が4、50銭以下の貧弱な町村もあれば、30何円という富裕な市町村もある。また、財政需要も、大都市は大都市として、中小都市は中小都市として、農山村は農山村として夫々必要なる限度があり、其の間には、

(7) 荻田 [1942] 32~33頁。

(8) 藤井他 [1940] 78~79頁。

表 1 - 1 平年度の都道府県配付税・市町村配付税の総額・割合の算定

(単位：千円)

区 分	道府県	市町村	合 計
改正時に於ける従前の税額	427,163	605,429	1,032,592
(1) 負担区分の改正に依る増減額	97,766	▲ 125,028	▲ 27,262
(イ) 小学校教員俸給費	110,250	▲ 123,463	
(ロ) 職業紹介所費	▲ 1,565	▲ 1,565	
(ハ) 警察費	▲ 11,444	—	
(ニ) その他	525	—	
(2) 税制改正に因る経費不用額	▲ 11,463	▲ 4,845	▲ 16,308
合計改正後財源所要額	513,466	475,556	989,022
(3) 改正後の附加税及独立税	164,710	371,198	535,908
(4) 還付税	123,279	—	123,279
差引配付税所要額	225,477	104,358	329,835
調整額	▲ 21,000	21,000	0
再合計	204,477	125,358	329,835
割 合	62.0%	38.0%	100.0%

(出所) 藤井他 [1940] 79～80頁に筆者加筆。

相当の開きが存すべきことも当然の理である。之を等しく人口1人当幾許と律するが如きは明らかに不当である⁽⁹⁾」ためであると述べている。

次に各配付税の配分基準についてであるが、「課税力及び財政需要を標準として⁽¹⁰⁾」分与されることがとされた。課税力については、全国一定の率で測る必要があるが、税額だけでは課税力は測れないため、当該団体の税額を、当該団体人口で除したものの、すなわち単位税額に逆比例して配分することとされたのである。一方、財政需要については、当該団体が何費としてどのくらいの額を使用したか測定できればよいが、それが当時は、まだ不可能であったため、最終的には人口を採用することとなった。ただし、人口をそのまま標準とするのではなく、人口を特殊な経費を示すいくつかの数字を使って補整したもの、すなわち割増人口に正比例して配分すること

になったのである⁽¹¹⁾。

財政需要を測定する標準として、人口が用いられることについて、当時内務省地方局財政課長、地方分与税委員会幹事で、地方分与税制度の創設者でもある三好重夫は、「例えば、人口の密度、団体の面積、道路の延長等が、地方団体が地域的団体たる見地から、一応考慮に上つて来る。しかしながら、これらは何れも、財政需要を、人口ほど適切には表現し得ない。即ち、人口の密度の如きは、団体の実情に如何に依り、その大なるものが財政需要大である場合もあれば、その小なるものが財政需要大なる場合もある。団体の面積に付ても、亦同様のことが謂ひ得るであろう。道路の延長の如きは、特定の経費に付ての部分的な財政需要を表現するものではあるけれども、その場合に於ても、道路の質に付ての考慮が欠けている点に於て、必しも適当なる標準とは

(9) 藤井他 [1940] 75～76頁。

(10) 兒玉秀雄内務大臣の帝国議会での説明。『第七十五回帝国議会衆議院議事速記録第十四号』 [1940] 273頁。

(11) 荻田 [1942] 92～93頁。

謂ひ難いであろう⁽¹²⁾。」と述べている。

なお、これらで使用する人口については、規則本則第9条第1項及び第2項に、最近の国勢調査に依る人口（拘置所を含む刑務所内にいる人員は含まない。）とすることが規定されていた。

道府県配付税について、平年度は、その総額のそれぞれ半額を都道府県の課税力、すなわち単位税額が道府県標準単位税額に不足する道府県に対してその不足額に当該道府県の人口を乗じた額を標準として按分する第1種配付額と、道府県の財政需要、すなわち当該道府県の割増人口を標準として按分する第2種配付額とに分けて分与することとされていた（法本則第13条、第14条、第15条第1項及び第16条第1項）。

市町村配付税については、まず、総額の半額を大都市、都市、町村の平均単位税額を市町村標準単位税額より控除した残額に各総人口を乗じた額で、大都市配付税と都市配付税及び町村配付税に按分し、残りの半額も、大都市、都市、町村の各総人口（割増人口を用いない）で、大都市配付税と都市配付税及び町村配付税に按分することになっていた（法本則第19条第1項及び第20条第1項）。

按分された大都市配付税について、最終的に平年度は、その総額のそれぞれ半額を大都市の課税力、すなわち単位税額が大都市標準単位税額に不足する市に対して、その不足額に当該市の人口を乗じた額を標準として按分する第1種配付額と、大都市の財政需要、すなわち当該市の割増人口を標準として按分する第2種配付額とに分けて分与することとされていた（法本則第21条、第22条、第23条第1項及び第24条第1項）。

按分された都市配付税と町村配付税について、最終的に平年度は、その総額のそれぞれ47.5%を都市（又は町村）の課税力、すなわち単位税額が都市（又は町村）標準単位税額に不足する市（又は町村）に対して、その不足額に当該市（又は当該町村）の人口を乗じた額を標準として按分する第1種配付額と、都市（又は町村）の財政需要、すなわち当該市

（又は当該町村）の割増人口を標準として按分する第2種配付額に、総額の残り5%を特別の事情のある都市（又は町村）に対しその事情を斟酌して（命令の定めるところに依る）按分する第3種配付額に分けて分与されることとされた（法本則第27条、第28条、第29条第1項、第30条第1項、第31条、第34条、第35条、第36条第1項、第37条第1項及び第38条）。

都市配付税と町村配付税に第3種配付額が設けられたのは、配分方法が機械的であるため、いくつかの特殊な市町村については、課税力（単位税額）及び財政需要（割増人口）では、現状を表せないものが存在することも否定できないためである。とりわけ配付税が、過少に配分される都市や町村については、深刻な問題であり、補完的な制度を用いて対処することが不可欠であった。一方で、当時内務省地方局事務官であった荻田は、「道府県及び大都市配付税に第3種配付額が設けられなかつたのは、道府県及大都市は其の数も少く、大体財政状態等にも変則的なものがないので、単に単位税額及割増人口によって分与すれば適切な結果をえるからである⁽¹³⁾。」と述べている。

（1）各配付額の算定に用いられる配分基準

ここで更に、各配付額の算定に用いられる配分基準、すなわち第1種配付額の算定に用いられる①単位税額と②標準単位税額、③第2種配付額の算定に用いられる割増人口、④第3種配付額の算定に用いられる命令の定めるところについて詳しく見ていくことにする。

①道府県、大都市、都市、町村の各配付税の第1種配付額の算定に用いられる単位税額についてであるが、道府県配付税については、当該道府県の還付税額と賦課率1倍で算定した国税附加税（地租附加税、家屋税附加税及び営業税附加税）額の合算額より、災害土木費負債（起債）額の15分の1を控除した額を当該道府県の人口で除した額（法本則第15条第2項、第4項）、大都市、都市、町村の各配付税については共通で、当該地方団体の賦課率2倍で算

(12) 三好 [1940c] 40～41頁。

(13) 荻田 [1942] 94頁。

定した国税附加税額の合算額を当該地方団体の人口で除した額とされた（法本則第23条第2項、第4項、第29条第2項、第4項及び第36条第2項、第4項）。

②道府県、大都市、都市、町村の各配付税の第1種配付額の算定に用いられる標準単位税額についてであるが、道府県配付税については、全道府県の還付税額と全道府県の賦課率1倍で算定した国税附加税額並びに道府県配付税総額の合算額より、全道府県の災害土木費負債額の15分の1を控除した額を全道府県の人口で除した額（法本則第15条第3項、第4項）、大都市、都市、町村の各配付税については共通で、全大都市（又は全都市、又は全町村）の賦課率2倍で算定した国税附加税額と大都市（又は都市、又は町村）配付税総額の合算額を全大都市（又は全都市、又は全町村）の人口で除した額とされた（法本則第23条第3項、第4項、第29条第3項、第4項及び第36条第3項、第4項）。

これらについて三好は、「単位税額を以て、課税力を示すものとせられたのは、地方団体が現実に課税を為し得る力を表現するものを採ることが適当と考へられたからである。換言すれば、地方税制上、地方団体に対して与へられた現実に賦課し得る地方税を以て測定したものが、課税力の内容を成すものとするに依つて、課税力を以て第1種配付額の分与の標準とした趣旨に適合すると認められたからに外ならぬ。課税力を示す標準として、単位税額の外に、或は、その団体内の生産額、所得額乃至国税額を採り得ないであらうかといふことが、一応考えられる。然しながら、これらは、何れも、地方団体の独立財源の多寡を示し得ない点、即ち現実に地方団体の課税し得る地方税に直接の関係なき点に於て、適当なる標準たり得ない⁽¹⁴⁾。」と述べている。

災害が起きれば、道府県と同様、市町村も財政が窮乏するため、本来は道府県配付税と同様、大都市、都市、町村の各配付税の単位税額の算定についても、災害債を考慮すべきであるが、それが算定に盛り込まれなかった要因を荻田は、「市町村に対しては、道府県の災害土木費の如く、国家が一定の標準で査

定して補助を与えるやうな、全国画一的な基準による災害債の如きものがないので標準が採り難い⁽¹⁵⁾」からであったとしている。

更に、道府県、大都市、都市、町村の各配付税の第1種配付額の算定に用いられる標準単位税額についてのみ、各配付税総額が加算されていることについて、荻田は、「第1に配付税も道府県（又は大都市、又は都市、又は町村）の税収入であるから、道府県（又は大都市、又は都市、又は町村）の標準となる可き単位税額には之を加ふることが当然である。之の標準単位税額に総ての道府県（又は大都市、又は都市、又は町村）を近づけるやうに第1種配付額を分与するのであるから各道府県（又は大都市、又は都市、又は町村）の単位税額には配付税額を加へないのである。第2に標準単位額として用ふべき数字は単に各道府県（又は大都市、又は都市、又は町村）の平均の単位税額であると其は低く過ぎて財政調整の目標を達することが出来ない。即ち其では平均以下の団体に対してのみより財政調整は出来ないのである。依つて標準単位税額は平均よりも高く定めねばならない。之が為にも標準単位税額には配付税額を加ふることが適当なのである⁽¹⁶⁾。」と述べていることから、道府県、大都市、都市、町村の各配付税の第1種配付額については、分与対象を増やそうという明らかな意図が感じられる。

③道府県、大都市、都市、町村の各配付税の第2種配付額の算定に用いられる割増人口については、当該地方団体の人口に次の2つの数を加えたもの（補整人口）とされた。1つが、道府県、大都市、都市、町村の各平均人口の5分の1、すなわち、それぞれ30万、40万、1万5,000、800で、もう1つが、当該地方団体の尋常小学校（1941年度より国民学校）の児童数の当該地方団体の人口に対する比率が、その全道府県又は全市町村の平均率（全道府県又は全市町村の尋常小学校の児童数の全道府県又は全市町村の人口に対する比率）を超過した地方団体限定の規定で、その超過率に当該地方団体の人口の10倍（道府県についてのみ4倍）を乗じた数となってい

(14) 三好 [1940 a] 62～63頁。

(15) 荻田 [1942] 117～118頁。

(16) 荻田 [1942] 99頁。

る⁽¹⁷⁾（法本則第16条第2項、第24条第2項、第30条第2項及び第37条第2項）。

当該地方団体の人口に、各平均人口の5分の1が加算されることについて、荻田は、「人口の少ない団体は多い団体に比べると其の人口1人当の経費が割高につく。依つて人口の少ない団体に対しては第2種配付額を多額に分与することとする。之が為に（道府県配付税の場合は、）人口に一律に30万を加へるのであるが、之に依り、例えば人口60万の団体は五割増となるに反し人口300万の団体は一割増としかならないから、結局、人口の少ない団体に多額が分与せられることになる⁽¹⁸⁾。」と述べている。

また、尋常小学校（国民学校）児童数によって割増されることについては、「国民学校児童の為に経費が要る。児童数が人口に比例してゐるならば人口だけを標準にとつて置けば十分であるが、必ずしも比例してゐないので、人口に対する児童の比率が全国平均に比し高い団体に対して一定の割増を行ふこととする。而して其れには平均率を超える児童数に対する経費の半額程度を配付税として与えることとする⁽¹⁹⁾。」とされ、道府県、市町村ごとに分け、詳細に計算されている⁽²⁰⁾。

④都市、町村の各配付税の第3種配付額の算定に用いられる命令の定めるところについては、規則本則8条に規定されており、具体的には、第1種配付額及び第2種配付額に分与額が過少と認められる市町村に対して、災害応急又は復旧費に充てるため借り入れた負債額が多額であることや公用地等の面積が大きいこと、官業の規模が大きなものがあること、人口の増加が著しいこと、人口の密度が稀薄であること、尋常小学校児童数の増加が著しいこと、道府県税附加税額又は独立税額が少額であること、その他特別な事情があることの8項目の事由を斟酌して分与することになっている。

（2）分与額の制限

「配付税分与の根本趣旨は独立財源と併せて財政

需要に即応した財源を与ふるに在る。従つて地方財源を以て其の財政需要を充足することの出来る団体に対しては配付税を分与する必要がない⁽²¹⁾。」そのため、そもそも第1種配付額については、当該団体の単位税額が標準単位税額を上回っていれば、配分されないことになっているが、それ以外にも、第2種配付額と配付税総額に対して、一定の基準による制限が設けられたのである。制限規定については、不分与と減額の2種類がある。

すなわち、前者は、道府県配付税、大都市配付税及び都市配付税については、単位税額が標準単位税額の1.5倍を超過する地方団体に対して、町村配付税については、単位税額が標準単位税額の2倍を超過する地方団体に対して、第2種配付額は分与されないというものである。また、後者は、第1種配付額と第2種配付額が分与される場合でも、これらの合算額を当該地方団体の人口で除した額と当該地方団体の単位税額との合算額が、標準単位税額の1.5倍（町村の場合は2倍）を超過する地方団体については、その超過額に当該地方団体の人口を乗じた額を配付税の分与額より減額し、減額した額は、道府県配付税と大都市配付税については、他の地方団体へ再分与され、都市配付税と町村配付税については、第3種配付額に加えるというものである（法本則第17条、第25条、第32条及び第39条）。

再分与の場合の配分方法については、第2種配付額の配分方法である割増人口のみで按分して分与することとされ、当該再分与額と制限を加えた分与額を加えた結果、再び標準単位税額の1.5倍（町村の場合は2倍）を超過した場合は、同じ方法で、分与額の超過部分を減額し、その減額によって生じた額は、同様の方法で再分与し、残額なしに至るまで、これを繰り返すこととされた（法本則第18条、第26条、第33条及び第40条）。

（3）配付税の分与額の算定期限と交付時期

配付税の各地方団体への分与額の算定は、法本則

(17) 荻田 [1942] 117～118頁。

(18) 荻田 [1942] 103頁。

(19) 同上。

(20) 荻田 [1942] 103～105、118、121、130頁。

(21) 荻田 [1942] 105頁。

第11条より、本来前年度初日の4月1日現在によることになっていた。これについては藤井等が、「配付税の総額は、地方財源（直接課徴の地方税と地方分与税）総額の約2割7、8分に達する多額なものである。しかも、この2割7、8分なる割合は、全国平均であつて、貧弱な団体に於ては、恐らく其の財源総額の4割、5割にも達するものが相当あるのではないかと思はれる。斯くの如き主要な収入が、予算編成前には判明せず、其の年度に入つて漸く判るといふやうなことで、地方団体の財政は、甚だ不安と危険に曝される譯で、到底健全なる財政の計画的運営を期待することは出来ぬ。故に配付税の分与額は、遅くとも地方団体の予算編成前、即ち道府県に付ては交付年度の前年度10月頃迄に、市町村に付ては同12月頃迄に、其の分与額を通知し、以て翌年度に於ける財政運営計画の樹立に支障なからしめなければならぬ。而してこの時期迄に各地方団体に対する分与額を決定する為には、前年度の当初よりその算定に着手しなければならない⁽²²⁾」と述べている。

また、配付税の交付時期については、規則本則第6条により道府県配付税は、毎年度6月、9月、12月、2月、市町村配付税は、4月、7月、10月、1月のそれぞれ4回に分けて、分与金額の4分の1ずつを交付することとなっていた。

しかし、初年度の1940年度と1941年度について（後に1942年度以降も適用）は、各地方団体への配付税の分与額の算定が、当該年度の4月1日現在にずれ込む（法附則第72条）ために⁽²³⁾、1940年度と1941年度に限り（後に1942年度以降も適用）、配付税の交付に関しては命令をもって別段の定めを設けて、配付税は分与額決定前にその一部を前渡するとされた（法附則第74条第1項及び第2項）。残りの交付についても、規則附則第20条第1項により、1940年度と1941年度に限り（後に1942年度以降も適

用）、道府県配付税は8月、11月に、大都市配付税は9月、11月に、分与額より分与額決定前に交付した金額を控除した額の2分の1ずつを、都市配付税及び町村配付税の第1種配付額、第2種配付額及び第4種配付額は9月、11月に、第1種配付額、第2種配付額及び第4種配付額の合計額より分与額決定前に交付した金額を控除した額の2分の1ずつを、都市配付税及び町村配付税の第3種配付額は2月に、その全額を交付することとされたのである。

これまでの財政補給金と比べて、交付回数が増加し、適時に地方団体に分与額が交付されるようになったため、財政補給金に比べると交付団体は、歳計現金に不足を来すことがなくなり、財政的にはかなり運営がし易くなったといえよう。

（4）配付税の機能

配付税の機能については、法の中で、明確な規定があったわけではないが、これまでの財政補給金制度で採用されていた課税力に逆比例的に配分される収入格差調整に、新たに財政需要（割増人口）に対して正比例的に配分される需要格差調整が加えられた。これらはいずれも、財政調整機能の範囲内に留まっているといえる。

これ以外にも配付税は、激増する財政需要に対応するために大都市や富裕団体等に過度に配分するといった財政調整機能を超える補助金的な性質、財源付与機能を持ち合わせていたということがわかっている。これは、税制改革前の地方の所得税附加税と戸数割が地方税総額中に占めていた割合が約43%で、それらを全廃して国税化し、これらに代わる形で地方分与税制度が創設されたことに起因している。これについて三好は、「配付税は地方団体に対し、独立財源に依る収入と併せて、各自の財政需要に即応した財源を賦与するために創設されたものである。配付税が、調整財源と称せられるのは、この故に外ならぬ⁽²⁴⁾。」と述べている。

(22) 藤井他 [1940] 61～62頁。

(23) 荻田は、「昭和15（1940）年度は前年度中に分与額を決定することが出来ず、又その翌年度たる昭和16（1941）年度は其の分与の基数に昭和15年度の数字を用ひなければならぬので、何れも当該年度になってから分与額を算定せねばならぬので、其の算定期日も当該年度4月1日現在によることになっている。」と述べている。荻田 [1942] 82頁。

(24) 三好 [1940 a] 58～59頁。

財源付与機能について、財政調整機能を超えた配分の部分であることについての規定はできるが、実際どこまでが財政調整機能で、どこを超えると財源付与機能なのかということが問題となる。配付税に限っていえば、課税力を配分標準とする第1種配付額と財政需要を配分標準とする第2種配付額は、配付税総額に対して概ね1対1となっている。大都市や富裕団体は、通常、当該団体の単位税額が標準単位税額を上回っているはずであるため、第1種配付額は配分されない。第2種配付額についても、当該団体の単位税額が標準単位税額の1.5倍（町村に限っては2倍）という制限規定はあるものの、配分されるとすれば、第2種配付額が主ということになる。

それらを考慮すると、財源付与機能となった場合の目安は、道府県の富裕団体や大都市の1人当り配付額が、各配付税（道府県配付税や市町村配付税等）の1人当り配付額（平均）の2分の1を超えるかどうかであると考えられる。都市や町村のように個別団体のデータがなく、団体（道府県単位）で見ると、富裕団体等の1人当り配付額が、各配付税（都市配付税や町村配付税）の1人当り配付額（平均）を超えるか、あるいは、各配付税（都市配付税や町村配付税）の1人当り配付額（平均）が貧窮団体等の1人当り配付額を超えるかが、財源付与機能が働いたかどうかを判断する1つの基準となるだろう。

2. 経過年度の配分方法

これまで見てきた配分方法については、平年度における規定であるが、配付税には、1940年度から1944年度については経過年度として、附則により平年度とは異なる規定が多く設けられていた。経過年度を設定する理由については、兒玉内務大臣が帝国議会で、「税制に因る歳入の激変を緩和するの必要があると認められますので、配付税に付ては当分の間税制改正に因る減収額をも分与の基準に加え、5箇年度間に互り、逡増又は逡減の方法に依り之を分

与することと致したのであります⁽²⁵⁾」と説明していることからわかるように、円滑な運営に移行するため、かつ急激な地方税制改正に地方団体が対応できるようにするための過渡的な緩和措置であったといえよう。

経過年度の特別な配分方法は3点ある。

①道府県配付税と市町村配付税の割合についてである。先述したように平年度（割合に限っては1942年度以降）は、配付税総額を道府県配付税62%、市町村配付税38%に分けて分与することとなっていたが、経過年度である1940年度と1941年度に限っては、その配付税総額における分与割合が別に設けられており、法附則第49条第1項及び第2項により、1940年度は64%と36%、1941年度は65%と35%とそれぞれ規定されていた。特別な割合が定められたことについて藤井等は、主として両年度においては、「旧法に依る所得税附加税、営業収益税附加税等の収入があり、其の収入額の割合が道府県と市町村とに差がある為であつて、割合決定の方法は、昭和17（1942）年度以降分と全く同様である⁽²⁶⁾」と述べている。その結果、両年度のそれぞれの配分額は、【表1-2】のようになった。

②1940年度から1944年度までの5カ年度間に限り、道府県配付税と大都市配付税については、第1種配付額、第2種配付額の他に第3種配付額が（法附則第50条及び第59条）、都市配付税と町村配付税については、第1種配付額、第2種配付額、第3種配付額の他に第4種配付額が、それぞれ設けられたことである（法附則第65条及び第71条）。この間の各配付税の各配付額の割合は【表1-3】のとおりで、毎年度異なる。道府県配付税と大都市配付税の第3種配付額、都市配付税と町村配付税の第4種配付額の配分基準については、新税額が旧税額に不足する道府県、大都市、都市、町村に対して、その不足額に按分して分与することとされている（法附則第51条、第60条、第66条及び第72条）。

③1940年度から1944年度までの5カ年度間に限り、特殊の制限規定が設けられたことである。道府県配

(25) 『第七十五回帝国議会衆議院議事速記録第十四号』 [1940] 273頁。

(26) 藤井他 [1940] 78～79頁。

表 1 - 2 1940年度・1941年度の道府県配付税・市町村配付税の割合と総額

1940年度配付税総額	277,355,620円	}	道府県配付税総額	64%	177,507,597円
			市町村配付税総額	36%	99,848,023円
1941年度配付税総額	281,114,527円	}	道府県配付税総額	65%	182,724,443円
			市町村配付税総額	35%	98,390,084円

(注) 1) なお、1941年3月5日の法改正により、地方分与税法附則第49条第1項及び第2項の1941年度分の規定は削除され、結果的に1941年度は平年度規定、すなわち道府県配付税総額は62%、市町村配付税総額は38%となった。

(出所) 藤井他 [1940] 81頁。

表 1 - 3 経過年度の各配付税の各配付額の割合

	第1種配付額	第2種配付額	第3種配付額
1940年度	35%	35%	30%
1941年度	37.5%	37.5%	25%
1942年度	40%	40%	20%
1943年度	42.5%	42.5%	15%
1944年度	45%	45%	10%

	第1種配付額	第2種配付額	第3種配付額
1940年度	35%	35%	30%
1941年度	37.5%	37.5%	25%
1942年度	40%	40%	20%
1943年度	42.5%	42.5%	15%
1944年度	45%	45%	10%

	第1種配付額	第2種配付額	第3種配付額	第4種配付額
1940年度	32.5%	32.5%	5%	30%
1941年度	35%	35%	5%	25%
1942年度	37.5%	37.5%	5%	20%
1943年度	40%	40%	5%	15%
1944年度	42.5%	42.5%	5%	10%

(注) 1) 上記割合はいずれも1940年度から1944年度までの経過年度に限る。

(出所) 地方分与税法附則第50条、第59条、第65条、第71条より筆者作成。

付税額（又は算出された大都市配付税、都市配付税、町村配付税の各総額、又は大都市配付税額、又は第3種配付額を除く都市配付税額）と新税額の合計額が、旧税額に各年度の率（1940年度は100分の110、1941年度は100分の115、1942年度は100分の120、1943年度は100分の125、1944年度は100分の130）を乗じた額を超過する道府県（又はもの、又は大都市、又は市）については、その超過額の3分の2の額を道府県配付税額（又は大都市配付税、都市配付税、町村配付税の総額、又は大都市配付税額、又は第3種配付額を除く都市配付税額）より減額するとされ

たことである（法附則第53条、第56条、第62条及び第68条）。

II 各年度の配分方法

1. 1940年度から1945年度までの配分方法

1940年度については、経過年度の規定（主として法附則や規則附則）により配分された。交付については、法附則第74条第2項の規定により、1940年5月21日に内務省・大蔵省令第2号により、分与額決定前に配付税の一部（第2種配付額の分与見込額の

範囲内)が前渡されたのである。

1941年度から終戦に至る1945年度までの配分方法については、決して多くはないが、毎年度法改正や規則改正等を含む命令が発せられたため、変更を余儀なくされた。1941年度の主な改正は1点で、法附則第49条第1項、第2項の当該年度限定の配付税総額における道府県配付税と市町村配付税の割合、「65%と35%」という規定が削除され、平年度と同じ割合、すなわち「62%と38%」になったことである。

分与割合の改正については、当時内務大臣であった平沼騏一郎が帝国議会の委員会で、「是は税制改正当時に於ける基礎資料に依りまして、昭和16(1941)年度の道府県及び市町村の各財源所要額を対象として定めたのであります、昭和15年度配付税分与の実績に徴しますと、道府県は三収益税に付きまして、大部分標準率に依る課税で足りて居る状態であり、然るに市町村、就中町村に於きましては、三収益税に対する課税が可なり高率となつたものも相当あつたようであり、勿論其の中には相当の理由がありまして、高率とならざるを得なかつたものもあるのですが、達観致しまして道府県に比し市町村は相当窮屈であつたように感ぜられるのであります、斯様な事情と昭和16年度に於ける地方税収入の見透し等から考え⁽²⁷⁾」と説明している。

1942年度の配分方法の主な改正は次の4点である。

①分与割合の改正である。「昭和16(1941)年度の道府県、市町村に於ける課税の状況等に徴しますると、尚ほ市町村の方が概して高率の賦課をなすの已むを得ざる等、財政が相当窮屈のやうでありますので、此の際財源の一部を市町村に移譲するの必要を認めまして、(中略)割合に於て100分の2、配付税額に於て凡そ1,000万円に近い程度のものを道府県より市町村に移譲せんとするものであります⁽²⁸⁾」という理由で、法本則第10条第1号、第2号の配付

税総額における道府県配付税と市町村配付税の割合の規定が、「62%と38%」から「60%と40%」に変更された。

②道府県の課税力の算定において控除する災害土木費負債額の割合の改正である。法本則第15条第2項、第3項の道府県配付税の第1種配付額の単位税額と標準単位税額で使用する災害土木費負債額の割合を、1940年度と1941年度の実績から、災害債により財政が窮乏している団体が多いことを理由⁽²⁹⁾に「15分の1」から「7分の1」という倍額程度の率に引き上げられた。

③分与額の経過的制限の程度を緩和するための改正である。法附則第53条、第56条、第62条、第68条の1944年度までの経過年度に限り、旧税額の各総額に各年度の率を乗じた額を超過する道府県配付税額(又は大都市配付税、都市配付税、町村配付税の各総額、又は大都市配付税額、又は第3種配付額を除く都市配付税額)と新税額の合算額が、旧税額に各年度の率を乗じた額を超過する道府県(又はもの、又は大都市、又は市)を対象とする。その超過額の3分の2の額を道府県配付税額(又は大都市配付税、都市配付税、町村配付税の総額、又は大都市配付税額、又は第3種配付額を除く都市配付税額)より減額されるという規定において、旧税額に乘じる率は毎年度決定されていたが、「一定の逡減率を法律で決めてあることは実情に即せず、且つ不当なる結果を生じますので、之を實際の地方税の増加趨勢等を見究めまして、規定するを適当と認められます⁽³⁰⁾」という理由で、それが削除され、1942年度から1944年度に限り命令によって定めることとされた。

④1942年度の配付税分与額を今年度算定し通達するというを1カ年度延期する改正である。「明年度分の配付税を本年度中に算定することと致しますと、未だ改正税制実施後の適正なる税の実績が現はれて居りませぬ為に、非常に無理な課税力に依つ

(27) 『第七十六回帝国議会衆議院地方分与税法中改正法律案委員会議録(速記)第二回』[1941]3頁。

(28) 当時内務次官であった湯澤三千男の説明。『第七十九回帝国議会衆議院所得税法中改正法律案外十七件委員会議録(速記)第二回』[1942]7頁。

(29) 同上。

(30) 同上。

て計算分与することになる虞がありますので⁽³¹⁾」、1942年度の配付税額は、法附則第72条と第74条第1項、第2項の配付税の分与額の算定を当該年度初日（4月1日）とし、配付税の交付に関しては命令により別段の定めを設けて、配付税は分与額決定前にその一部を交付するとされる「1941年度」までの特例規定が、それぞれ「1942年度」までに改正され、それに伴い、1942年4月17日に内務省・大蔵省令第2号が発せられ、規則附則第20条第1項の残額の交付時期（回数）と交付金額の「1941年度」までの特例規定も合わせて「1942年度」まで延長された。

1942年度も改正後の規定により配分された。交付に際しては、法附則第74条第2項の規定により、4月17日に内務省・大蔵省令第1号が発せられ、配付税の分与額決定前に配付税の一部（1941年度における配付税分与額の3分の1の範囲内）が前渡されたのである。

1943年度の配分方法については、法改正はないが、防空関係費等の大都市や都市の国政委任事務等が増大したことを受けて、1943年3月13日に内務省・大蔵省令第1号が発せられ、法附則第53条、第56条、第62条、第68条の規定にある経過年度中の1943年度の配付税の分与額の特例の制限の算定に用いる旧税額に乗ずる率が、それぞれ100分の155、100分の160、100分の155、100分の160へと緩和された。

1944年度の配分方法についても法改正はないが、法附則第53条、第56条、第62条、第68条の規定により、1944年3月31日に、旧税額に乗ずる率は100分の220とする制限規定緩和の内務省・大蔵省令第2号が発せられた。

経過年度が終了した1945年度の配分方法の主な改正は下記の3点である。

①分与割合の改正である。「其の後昭和18（1943）年度から国民学校職員の俸給及赴任旅費以外の諸給与が、市町村負担から道府県の負担に移されました、更に昭和19（1944）年度から青年学校職員の諸給与に付きまして、矢張り市町村負担から道府県負担

に移されまして、（中略）更に之に配付税の総額中に加へられることになりました地方職員の給与改善に伴ひ、所要経費の中で地方純負担に属するものを併せて検討を致しました結果⁽³²⁾」、法本則第10条第1号、第2号の配付税総額における道府県配付税と市町村配付税の割合の規定が、「60%と40%」から「63%と37%」に改正された。

②道府県、大都市、都市、町村の割増定数の改正である。「現在それぞれ30万、40万、1万5,000及800となつて居りますのを、それぞれ60万、60万、3万及2,000に改めむとすることであり、課税其他の状況に徴しまするに、人口少数なる団体に於きましては、人口多数なる団体に比しまして、其の財政状況は可なり窮屈でありますし、更に配付税分与の経過年度終了に伴ひ、比較的小団体に多く分与せられて居りました為に、新税額が旧税額に不足する額に按分して分与せられます、所謂経過分与が消滅致します上に、又他面先に申述べましたやうに、三収益税増税の結果、人口多数なる団体に財源の偏在する傾向が一層著しくなつて居りますので、此の際配付税が人口少数なる団体に比較的多く分与せられますやうに、人口割増の一定数を増加せむとするのであります、而して此の増加に際しまして、人口の少数なる団体程経費の割高になる傾向が強い譯でありますので、現行割増定数を町村に付ては2倍半、都市に付ては2倍、大都市に付ては1倍半、又道府県に付ては都市に準じ2倍とせむとするものであります⁽³³⁾」として、法本則第16条第2項、第24条第2項、第30条第2項及び第37条第2項の「前項の」がそれぞれ削除され、道府県配付税（又は大都市配付税、又は都市配付税、又は町村配付税）の第2種配付税を各道府県（又は各大都市、又は各市、又は各町村）に按分する際に使用される人口に加算する数が30万から60万（又は40万から60万、又は1万5,000から3万、又は800から2,000）に改正された。

③市町村配付税の大都市配付税、都市配付税、町

(31) 同上。

(32) 大達茂雄内務大臣の説明。『第八十六回帝国議会貴族院所得税法外十六法律中改正法律案特別委員会議事速記録第一号』[1945] 3頁。

(33) 同上。

村配付税への分割方法の改正である。「財政需要を標準とする分割方法としては、より合理的であると考へられますのみならず、三収益税増税の結果、人口多数なる団体に財源の偏在する傾向が一層強くなつて居ります点を調節し得ることにもなるのであります⁽³⁴⁾」という理由で、法本則第20条第1項第2号の市町村配付税の総額の半額を大都市配付額、都市配付額、町村配付額に按分する際に使用される各総人口が各総割増人口に改められた。

2. 1946年度の配分方法

1946年度は、5月7日の内務省・大蔵省令第1号において、配付税は規則本則第6条に拘らず、道府県配付税は、4月に1945年度分の配付税の分与額の2分の1の範囲内において定める額を、また、8月、11月、2月に残額の3分の1ずつを、市町村配付税は、4月に1945年度分の配付税の分与額の2分の1の範囲内において定める額を、7月、10月、1月に残額の3分の1ずつをそれぞれ交付すると発せられた他、2回に亘り、交付時期と交付金額の変更がなされた。

また、1946年度については、大村清一内務大臣が帝国議会の委員会で、「最近に於ける地方財政の現況を摘出して見ますと、1つは戦災並びに終戦に因る産業界の激変に因り、地方団体は多額の税源其の他の収入源を失ふに至つたのであります、之に加ふるに物価の騰貴に因る職員給与の改善、戦災復旧の復興、食糧増産其の他民生安定の諸施策等に要する経費が嵩んで参りまして、地方団体の財政需要の新規増加額は著しく巨額に上らむと致して居るのであります、更に戦災其の他新たな財政不均衡の原因が加つて参りまして、地方団体相互の間に於ける税源の分布の状況は極めて不均整に相成りまして、之を調整する必要があるのであります⁽³⁵⁾」と述べているように、本格的な戦災からの復旧や復興と戦災

団体の財政難を緩和するために、9月1日に多くの配分方法の改正が行われた。

法について、まず、全体に関しては、分与割合と配付税の分与額の算定日の改正である。前者は、「従来道府県及び市町村の割振りに依る本来の配付税の額と、それぞれに新たに増加を要すべき財源の中配付税を以て充足する額との合計額（中略）の割合を執つて見ますと、道府県は100分の65.142、市町村は100分の34.857となるので⁽³⁶⁾、」法本則第10条の配付税総額における道府県配付税と市町村配付税の割合の規定が、「63%と37%」から「65%と35%」に改められた。後者は、法本則第11条第1項により、前年度初日現在に各道府県及び市町村について算定することになっているが、これを法附則第60条により、1946年度と1947年度に限っては、前年度初日とあるのは当該年度初日とされた。

次は、道府県配付税についてで、主な改正は3点である。

①第3種配付額の設定についてである。「戦災地道府県に於きまして多大の財源を喪失致して居るに拘らず、却て其の財政上の需要は激増を致して居るのであります、而も其の状況は必ずしも戦災地道府県の間を一律にすることは困難であります（中略）ので⁽³⁷⁾、」第1種配付額、第2種配付額の外に、新たに特別の事情のある道府県に対し、その事情を斟酌して命令の定める額を分与する第3種配付額が設けられ（法本則第13条及び第16条の2）、法本則第14条において、第1種配付額と第2種配付額の道府県配付税総額に対する割合をそれぞれ「半額」から「47.5%」に減らし、「同じ性質を持つて居ります現行の都市配付税及び町村配付税の中の第3種配付額に準じまして⁽³⁸⁾、」第3種配付額の道府県配付税総額に対する割合が新たに5%と定められた。

②財政需要を標準とする第2種配付額分与基準の改正である。「都市方面に特に甚だしい財政需要増

(34) 同上。

(35) 『第九十回帝国議会貴族院所得税法の一部を改正する等の法律案特別委員会議事速記録第一号』[1946] 3頁。

(36) 大村内務大臣の説明。『第九十回帝国議会貴族院所得税法の一部を改正する等の法律案特別委員会議事速記録第一号』[1946] 5頁。

(37) 同上。

(38) 同上。

加致して居ります点に鑑みまして、今回（当該道府県の）大都市部に於きまして、実人口の3倍を取り、都市部に於きましては実人口の2倍、町村部に於ては実人口の1倍、其の合算額に150万を加へたもの数に按分することに改めむとするのであります、現行割増定数の60万は道府県平均人口の4割に相当して居るのであります、改正割増定数150万は配付税分与基準として人口算定方法の改正に伴いまして増加した改訂道府県人口の平均の6割に相当するのであります、人口算定方法の改正に伴ひ、当然増額すべきものを更に5割だけ増額することと致したことに相成るのであります、是は今回新たに府県民税が設けられますので、各団体に対し単純に其の人口に比例して相当の財源が賦与されると云う結果になるのであります、元来、人口1人当りの経費は、人口の少い団体程割高に相成る関係にありますので、人口少数の団体に割高に財源を賦与する途を考へる必要があるからであるのであります、尚国民学校児童数に依る人口割増の制度は、最近の著しい児童の移動の状況に鑑みます時は、一時的な児童数の増減は正しい財政需要の標準とはなり得ませぬので、此の制度を廃止することに致したのであります⁽³⁹⁾」ということで、法本則第16条第2項の第2種配付額の割増人口の算定の際、当該都道府県の人口に加算する数が、「60万」から「当該道府県の大都市部人口の3倍、都市部人口の2倍及び町村部人口（1倍）の合計額に150万を加算した数」に改められる一方で、もう1つの加算項目であった国民学校児童数の規定が削除された。

③第4種配付額の設定についてである。「戦災を受けました団体は多大の財源を喪失して居りますが、却て其の財源需要は著しく増加致して居りますので、戦災を受けた団体の財政を援助する為に、戦災に依つて減収を生じました額の概ね半額程度を補填することを目途と致しまして、道府県配付税総額の100分の10以内に於きまして、命令に依り定める額を以ちまして、之を第4種配付額と致し、戦災に因る減収額に按分して分与せむとするのであります⁽⁴⁰⁾」

として、当分の間の規定として、新たに法本則第49条第1項で、道府県配付税に第1種配付額、第2種配付額、第3種配付額の外に戦災により税収の減収する道府県に対し、その減収額を標準として分与する第4種配付額が設けられ、法本則第49条第2項により道府県配付税総額の10%以内において命令で定める額とされた。

最後は、市町村配付税についてで、主な改正は4点である。

①特別配付税の設定についてである。「道府県配付税第3種配付額設定の理由に付て申述べましたと同様な事情がありますので⁽⁴¹⁾、」大都市配付税、都市配付税、町村配付税の外に、新たに特別の事情のある大都市、都市、町村に対し、その事情を斟酌して命令の定める額を分与する第3種配付額に代わる特別配付税が設けられた（法本則第19条第1項、第2項、第33条、第40条、第40条の2及び第40条の3）。それに伴い、法本則第20条第1項第1号、第2号及び第20条の2において、大都市、都市又は町村の平均単位税額を市町村標準単位税額より控除した残額に各総人口を乗じた額で按分する総額を市町村配付税総額の「半額」から「47.5%」に、また、大都市、都市、町村の各総割増人口で、大都市配付税と都市配付税及び町村配付税に按分する総額を市町村配付税総額の「半額」から「47.5%」に、更にこの「大都市、都市、町村の各総割増人口」を「大都市総人口の3倍、都市総人口の2倍及び町村人口（1倍）」にそれぞれ改正し、新たに特別配付税の総額が市町村配付税総額の5%と定められた。

②市町村配付税総額の大都市配付税、都市配付税、町村配付税への分割方法の改正である。財政需要を標準とする場合は、「現行法は大都市、都市、町村の総割増人口に按分することに致して居るのであります、大都市、都市方面は、戦災に依りまして多大の財源を喪失して居るに拘らず、其の財政需要は却て著しく増加を示して居る現況に鑑みまして、大都市に於ては総人口の3倍、都市に於ては総人口の2倍、町村に於ては総人口の1倍に按分すること

(39) 同上。

(40) 同上。

(41) 同上。

に改正せむとする⁽⁴²⁾」として、法本則第20条第1項第2号の「大都市、都市及び町村の各総割増人口」が「大都市総人口の3倍、都市総人口の2倍及び町村総人口（1倍）」に改正された。

③大都市配付税、都市配付税、町村配付税の各第2種配付額、分与基準の改正である。「市町村民税の賦課総額の制限が大幅に引上げられます結果、市町村に対し単純に其の人口数に比例して、相当の財源が賦与せられる結果と相成るのであります、併しながら府県の場合に於て申述べましたと同様に、人口1人当りの経費は、人口の少い団体程割高に付くのでありますので、財源も元来人口の少ない団体には割高に与えらるべきであります、此の欠陥を補ふが為に、財政需要を標準とする第2種配付額の分与基準に加算を致しまして、人口少数団体に財源を割高に与へる作用を致させる為に、割増定数を5割づつ増額することと致したのであります⁽⁴³⁾」としている。法本則第24条第2項、第30条第2項及び第37条第2項の大都市配付税、都市配付税、町村配付税の各第2種配付額の割増人口の算定にあたり、当該団体の人口に加算する数が「60万」から「90万」に、「3万」から「4万5,000」に、「2,000」から「3,000」にそれぞれ改められ、その一方で、道府県と同じ理由で、もう1つの加算項目であった国民学校児童数の規定が削除された。

④臨時特別配付税の設定についてである。道府県配付税第4種配付額と同様の理由⁽⁴⁴⁾で当分の間の規定として、新たに法本則第52条第1項で、市町村配付税に大都市配付税、都市配付税、町村配付税、特別配付税の外に戦災により税収の減収する大都市、都市、町村に対し、その減収額を標準として分与する臨時特別配付税がそれぞれ設けられ、法附則第52条第2項により市町村配付税総額の20%以内において命令で定める額とされた。

当該年度は、これら以外にも9月1日に内務省・大蔵省令第4号と第5号が同時に発せられ、第4号

では、道府県配付税の交付時期（本則第6条）や第3種配付税の分与する際の6つの事由（本則第8条）、算定の人口は、当分の間1945年の人口調査とする（附則第29条及び第30条）等の規則の一部改正が、また、第5号では、法附則第49条第2項及び第52条第2項にある1946年度の道府県配付税中の第4種配付税額及び市町村配付税中の臨時特別配付税の各総額は、それぞれ道府県配付税総額の10%、市町村配付税総額の20%とする規定が行われた。

当該年度の期中の改正は、戦災からの復旧や復興と戦災団体の財政難を緩和することが主たる目的であったため、改正事項の多くがこれまで以上に大都市及び都市に手厚い配分となるものであった。

Ⅲ 地方分与税制度への改正とその配分方法

1947年度になると、「憲法」や「地方自治法」の施行に伴い、一層の地方財政の自主化が要請されるようになり、当該自主化の根源となる独立財源の強化を図ることが必至となった。そのため、「1. 地方所要の財源の充足、2. 自主的財政の確立、3. 税種間負担不均衡の是正、4. 地方財政調整の適正化の4つを目標といたしまして、地方税法の根本に触れてその一部を改正するとともに、地方分与税法の全文を改正すること⁽⁴⁵⁾」になったのである。

地方税法の改正については、還付税であった地租、家屋税、営業税に鉦区税、遊興飲食税を加えた国税5税が道府県の独立税として移譲され、更に市町村において、これらの附加税がそれぞれ課されることとされた他、地租と家屋税の税率の引き上げや鉦区税と住民税の増税、法定独立税目の拡張、目的税の整備等も合わせて行われた。

3月31日に公布された地方分与税法の改正では、まず、還付税の規定に関する地方分与税制度の支柱の1つであった還付税制度が廃止され、新たに配付

(42) 同上。

(43) 同上。

(44) 同上。

(45) 当時内務省参与官であった水田三喜男の説明。『第九十二回帝国議会衆議院所得税法を改正する法律案外六件委員会議録（速記）第一回』[1947] 4頁。

税制度が地方分与税制度に改められ（名称変更等され）、法本則第3条、4条、及び5条等、主として還付税に関する規定が削られ、法本則第6条以降の条項が繰り上げられた他、遊興飲食税が、地方へ移譲されることに伴い、法本則第2条の分与税財源から除外されたことが挙げられる。

配分方法について、全体に関しては、分与割合の改正のみである。「明年度において増額を要すべき地方財源の総額中、道府県分は89億5,100万円となるのでありますが、これに対する財源として、分与税において増額する額は、道府県分59億7,900万円、市町村分28億3,400万円となるのでありまして、既定の額であるところの道府県分14億3,600万円、市町村分7億7,300万円を合算いたしますと、道府県分74億1,500万円、市町村分36億700万円となるのであります⁽⁴⁶⁾。」その割合を考慮して、法本則第7条の分与税総額における道府県分与税と市町村分与税の割合が、これまでの「65%と35%」から「67%と33%」に改正された。

道府県分与税の主な改正は、次の2点である。

①課税力を標準とする分与基準が1種類追加されたことである。「道府県の独立税目を拡張いたしました結果、三収益税以外の独立税の税収入も相当の額に上ることになったわけでありまして、従いまして、従前のように三収益税のみをもつて課税力を算定し、それだけで課税力を標準とする分与税分与額の算定基準とすることは、穏当ではなくなつたのであります。しかし三収益税以外の独立税は、三収益税ほど普遍的に存在するものではありませんし、賦課率は、概ね団体に一任されているわけでありまして、これらの独立税を三収益税と同じウエイトをもつて分与基準に用いることも適当ではありません。従つて三収益税と三収益税以外の普通税とは別個の分与基準として使用することとしたのであります。しかしてそれぞれの道府県分与税総額に対する割合は、三収益税を用いて分与する額は、原則として100分の45、その他の普通税を用いて分与する額は100分

の5といたしました。これは両者の税額の割合を基準として若干三収益税の方にウエイトをつけて定めることといたしましたからであります⁽⁴⁷⁾。」としている。法本則第10条、第11条、第13条第1項、第2項及び第3項の規定により、第1種分与額から第4種分与額の4種に分け、それぞれの割合を道府県分与税総額の45%、5%、45%、5%とし、新たに設定された課税力を分与標準とする第2種分与額は、第2単位税額（当該道府県の普通税総額から、地租額、家屋税額及び営業税額の三収益税額と道府県民税額及び道府県税法定外独立税額の合計額を控除した残額を当該道府県の人口で除した額）が道府県第2標準単位税額（全道府県の普通税総額から、全道府県の三収益税額、道府県民税額及び道府県税法定外独立税額の合計額を控除した残額に、道府県分与税総額の10%を加えた額を全道府県の人口で除した額）に不足する道府県に対し、その不足額に当該道府県の人口を乗じた額に按分して、これを分与することとされた。

②分与税分与額の制限基準の改正である。「課税力を標準とする分与基準を追加いたしましたと同様の理由によりまして、三収益税のみならず、住民税と法定外独立税以外の普通税の全体をみて、それと分与税分与額との合算額の人口1人当たりが、全道府県のそれより著しく高い団体には、分与税の分与額を制限⁽⁴⁸⁾」するとされた。法本則第16条第1項、第2項、第3項及び第17条に、第1種分与額、第2種分与額、第3種分与額の合計額を当該道府県の人口で除した額と当該道府県第3単位税額（第1単位税額〔当該道府県の標準賦課率で算定した三収益税額から災害土木費負債額の7分の1を控除した残額を当該道府県の人口で除した額〕と第2単位税額の合計額）との合計額が、道府県第3標準単位税額（道府県第1標準単位税額〔全道府県の標準賦課率で算定した三収益税額に道府県分与税総額の90%を加えた額から全道府県の災害土木負債額の7分の1を控除した残額を全道府県の人口で除した額〕と道

(46) 水田の説明。『第九十二回帝国議会衆議院所得税法を改正する法律案外六件委員会議録（速記）第一回』[1947] 5頁。

(47) 同上。

(48) 同上。

府県第2標準単位税額の合計額)の1.5倍を超過する道府県については、その超過額に当該道府県の人口を乗じた額を分与税から減額し、減額した額は第4種分与額に加えることとされた。

市町村分与税の主な改正は、下記の4点である。

①市町村分与税を大都市分与税、都市分与税、町村分与税の3ブロックに分割する際、課税力を標準として分割する基準が1種類追加されたことである。

「その課税力には三収益税附加税、住民税及び法定外独立税、同附加税以外の普通税を用いること、その総額は市町村分与税の100分の5とすること、及びそれらの事由はいずれも道府県分与税について申し述べたと同じで⁽⁴⁹⁾」、法本則第18条第1項、第19条第1項第2号、第4項及び第5項により、大都市分与税、都市分与税、町村分与税及び特別分与税の4種に分類し、市町村分与税総額の5%は、新たに設定された課税力で分割する方法が採られる。市町村第2標準単位税額(全市町村の普通税総額から三収益税附加税額、市町村民税額、法定外独立税附加税額及び市町村税法定外独立税額の合算額を控除した残額に市町村分与税総額の10%を加えた額を全市町村の人口で除した額)から大都市、都市又は町村の第2平均単位税額(大都市、都市又は町村の普通税総額から三収益税附加税額、市町村民税額、法定外独立税附加税額及び市町村税法定外独立税額の合算額を控除した残額をそれぞれ総人口で除した額)を控除した残額に各総人口を乗じた額に按分して、4種に分与するとされた。

②市町村分与税を3ブロックに分割する際、課税力の著しく高いブロックには、分与税の分与額が制限されたことである。「このたび独立税目を多数追加いたしました。その中には地域的に相当偏在すると考えられるものもありますので、市町村分与税を3ブロックへ分割する際にも、ある程度の制限規定を設けておきませんと、大都市などで独立税の収入が多いのに分与税の分割額も相当多く、不必要にたくさんの財源が集中するということになるおそれもあるからで⁽⁵⁰⁾」、法本則第20条第1項、第2項、

第3項及び第22条で、大都市分与税、都市分与税又は町村分与税の各総額を大都市、都市又は町村の各総人口で除した額及び大都市、都市又は町村の第3平均単位税額(第1平均単位税額〔大都市、都市又は町村の標準賦課率で算定した三収益税附加税額をそれぞれの総人口で除した額〕と第2平均単位税額の合計額)が、市町村第3標準単位税額(市町村第1標準単位税額〔全市町村の標準賦課率で算定した三収益税附加税額及び市町村分与税総額の90%の合計額を全市町村の人口で除した額〕と市町村第2標準単位税額の合計額)の2倍を超過するものについては、その超過額に当該大都市、都市又は町村の総人口を乗じた額を当該大都市分与税、都市分与税又は町村分与税の各総額から減額し、減額した額は特別分与額に加えることとされた。

③大都市分与税、都市分与税及び町村分与税を各大都市、都市、町村に分与する際、課税力を標準として分与する基準が1種類追加されたことである。

「その課税力には三収益税附加税、住民税及び法定外独立税、同附加税以外の普通税を用いること、その総額は市町村分与税の100分の5とすること、及びそれらの事由はいずれも道府県分与税について申し述べたと同じで⁽⁵¹⁾」、法本則第23条、第24条、第26条第1項、第2項及び第3項により、大都市分与税、都市分与税、町村分与税は、それぞれ第1種分与額、第2種分与額及び第3種分与額に分け、それぞれの割合をそれぞれ大都市分与税総額、都市分与税総額、町村分与税総額の47.5%、5%、47.5%とする。新たに設定された課税力を分与標準とする第2種分与額は、第2単位税額(当該市町村の普通税総額から、三収益税附加税額と市町村民税額、法定外独立税附加税額及び市町村税法定外独立税額の合計額を控除した残額を当該市町村の人口で除した額)が大都市第2標準単位税額、都市第2標準単位税額又は町村第2標準単位税額(全大都市、全都市又は全町村の普通税総額から、三収益税附加税額、市町村民税額、法定外独立税附加税額及び市町村税法定外独立税額の合計額を控除した残額に、大都市

(49) 同上。

(50) 同上。

(51) 同上。

分与税総額、都市分与税総額又は町村分与税総額の10%を加えた額を全大都市、全都市又は全町村の人口で除した額)に不足する大都市、都市又は町村に対し、その不足額に当該大都市、都市又は町村の人口を乗じた額に按分して、これを分与することとされた。

④分与税分与額の制限基準の改正である。その内容は道府県分与税と同様⁽⁵²⁾で、法本則第28条第1項、第2項、第3項及び第29条より、大都市分与税、都市分与税又は町村分与税の額を当該大都市、都市又は町村の人口で除した額と当該大都市、都市又は町村の第3単位税額(第1単位税額〔当該市町村の標準賦課率で算定した三収益税附加税額を当該市町村の人口で除した額〕と第2単位税額の合計額)との合計額が、大都市第3標準単位税額、都市第3標準単位税額又は町村第3標準単位税額(それぞれ大都市第1標準単位税額、都市第1標準単位税額又は町村第1標準単位税額〔全大都市、全都市又は全町村の標準賦課率で算定した三収益税附加税額に大都市分与税総額、都市分与税総額又は町村分与税総額の90%の合計額を全大都市、全都市又は全町村の人口で除した額〕と大都市第2標準単位税額、都市第2標準単位税額又は町村第2標準単位税額の合計額)のそれぞれ1.5倍、1.5倍又は2倍を超過する大都市、都市又は町村については、その超過額に当該大都市、都市又は町村の人口を乗じた額を分与税の分与額から減額し、減額した額は特別分与税に加えることとされた。

当該年度はそれ以外にも、時代背景を反映して期間限定の規定が3つ、法の附則に設けられた。1つ目が、法附則第4条の第1項、第2項及び第5条の当分の間、道府県分与額総額の10%以内において、戦災により税収入の減少した道府県に対し、その減収額を標準として分与する、道府県分与税の第5種分与額の規定である。2つ目も同様に、法附則第7条第1項、第2項及び第8条の当分の間、市町村分与額総額の20%以内において、戦災により税収入の減少した大都市、都市及び町村に対し、その減収額を標準として分与する、市町村分与税の臨時特別分

与税の規定である。3つ目が、法附則第12条の分与税分与額の算定期日に関する特例の規定で、1947年度と1948年度に限り、法本則第8条の「前年度初日」とあるのは「当該年度初日」と読み替えるとされたことである。

法と同様に、規則が3月31日に内務省・大蔵省令第3号で発せられたが、本則第5条に新たに特別分与税の分与する際の事由、附則第12条第1項及び第2項に当分の間、分与税算定に使用する人口は、本則第6条第1項、第2項及び第7条第2項に規定されている最近の国勢調査によらず、1941年人口調査による人口とされたこと等が規定された他は、法の改正に伴う名称変更や規定の追加、削除に止まった。

なお、当該年度は配分方法に関する内務省・大蔵省令が5つ発せられた。内容は、交付期日と交付金額や1948年度は第5種分与額の総額を道府県分与税総額の7%、臨時特別分与税の総額を市町村分与税総額の15%とすることが主たるものであった。

IV 地方配付税制度への改正とその配分方法

1. 1948年度の配分方法

1947年12月末日をもって、内務省が解体され、内務省地方局に代わり、1948年1月7日に新たに第1次地方財政委員会が設立されたことや芦田均内閣の成立が3月10日であったことにより、1948年度は、暫定予算が編成された。そのため、地方分与税の分与額の交付時期と交付金額を規定している規則本則第2条について、1948年度限りの特例を設ける総理庁・大蔵省令が、4月28日、5月20日、6月22日の3回に亘り、発せられた。

1948年度の地方財政については、総司令部からの強い意向もあって、自主化を徹底することとなり、国税の入場税の道府県独立税としての移譲(市町村は附加税を課徴)や道府県独立税としての事業税・鉱産税・酒消費税等の創設(市町村はいずれも附加税を課徴)、地租・家屋税・住民税等の増税、法定外独立税・標準税率超過課税の実施に関しての大臣

(52) 同上。

許可制の廃止等を含んだ地方税法の改正が行われた。また、それと同時に、地方自主化の流れの見地から考えて、分与という言葉は適当ではない⁽⁵³⁾ため、「地方分与税法」が廃止され、新たに財政調整機能を主とする目的⁽⁵⁴⁾で7月7日に「地方配付税法（以降法と記載）」が創設され、遊興飲食税が、地方へ移譲されることに伴い、法本則第2条より配付税財源から除外された。法律は全文改正が行われたが、実際は地方団体の独立財源拡充強化が不十分であったこと⁽⁵⁵⁾もあり、本質的な改正とはならず、地方分与税制度に酷似したものとなった。

地方配付税制度の配分方法について、これまでの地方分与税制度から各名称以外で改正されたのは、全体については、配付税割合の変更のみである。

「地方税所要額中独立税または附加税の収入を充ててなお不足する額は、配付税をもって充てることといたしますと、その配付税の所要額は道府県分209億円、市町村分206億円となりますので⁽⁵⁶⁾」、地方配付税総額における道府県配付税と市町村配付税の割合で、法本則第7条のこれまでの「67%と33%」から「50%と50%」に改正された。「もつとも本年度は年度途中から制度の改正が行われますので、若干計数に変化がありまして⁽⁵⁷⁾、」法附則第39条により、1948年度に限っては、「50%と50%」とあるのは「53%と47%」と読み替えるものとするとのことである。

道府県配付税の主な改正は、下記の3点である。

①各配付額の配付標準と道府県配付税総額に対する各配付額の割合についてである。法本則第10条及び第11条に第1種配付額から第5種配付額までの5種に分け、第1種配付額と第2種配付額は道府県の課税力を標準とし、第3種配付額と第4種配付額は道府県の財政需要を標準とし、第5種配付額は人口

の増加の著しいことやその他特別の事情のある道府県に対し、その事情を考慮して配付するとされ、その配付率はそれぞれ道府県配付税総額の40%、5%、40%、10%、5%と規定された。

②第3種配付額を按分する当該道府県の割増人口の改正である。「従来大都市部の人口については、人口の3倍、都市部の人口については実人口の2倍、町村部の人口については実人口を1倍したものを基数に用いて、按分していたのでありますが、入場税の委譲等によりまして、都市方面の財源は相当増加してまいりましたので、大都市部の人口については実人口の2倍、都市部の人口については実人口の1倍半にしたものによることといたしました。またその際北海道の人口については3割増、東北地方及び北陸地方の分については2割増したものについて、それぞれ割増人口を計算することといたしました。これは寒冷地帯の財政需要は、薪炭費等がかさみますのと、事業税についても主要食糧に関する部分を除外した関係で、単作地帯においては、事業税の創設により増収を期待することができないという事情を考慮し⁽⁵⁸⁾」、法本則第14条第1項及び第2項の第3種配付額を按分する当該道府県の割増人口について、当該道府県の大都市の部の人口は「3倍」から「2倍」に、都市の部の人口は「2倍」から「1.5倍」に変更され、また、特例として北海道については、その人口を1.3倍したもの、東北地方及び北陸地方については、その人口を1.2倍したもの（寒冷補整）に基いて割増人口が計算されると規定された。

③義務教育にかかる学級数を標準とする設定である。「教育制度の改革に伴い、義務教育職員費が著しく増加することになりますので、その財政需要を

(53) 第1次地方財政委員会委員長であった野溝勝（国務大臣）の説明。『第二回国会衆議院治安及び地方制度委員会議録第四十一号』[1948] 23頁。

(54) 当初地方配付税は、地方団体の独立財源の拡充を前提に制度化される予定であったため、これまでの財源付与機能を廃止し、財政調整機能を果たすに必要な最低限度に止める方針であった。山本 [1948] 22頁。

(55) 第1次地方財政委員会は、煙草消費税の創設も求めていたが、大蔵省の反対で、この時は創設ができなかった。煙草消費税の創設は、1954年度の税制改正で実現することになる。柴田 [1975] 40頁。

(56) 野溝の説明。『第2回国会衆議院治安及び地方制度委員会議録第四十一号』[1948] 23頁。

(57) 同上。

(58) 野溝の説明。『第2回国会衆議院治安及び地方制度委員会議録第四十一号』[1948] 24頁。

配付基準にとり入れることと⁽⁵⁹⁾」して、六・三制の新教育制度の導入に伴って、法本則第15条の第4種配付税を当該道府県における義務教育に係る学級の数で按分して配付することとされた。

市町村配付税の主な改正は、次の4点である。

①甲町村配付税と乙町村配付税の区分についてである。自治体警察の発足に伴い、町村に自治体警察を設置する甲町村と自治体警察を設置しない乙町村に区分することとなり、「町村のうちこれを設置するものと設置しないものとの間に著しい財政需要の相違を生ずることとなりましたので、これに即応した配付税の配付をするために⁽⁶⁰⁾」、法本則第17条第1項及び第3項に町村配付税を甲町村配付税と乙町村配付税に分けて配付すると規定された。

②課税力に逆比例して配付する配付額の算定方法の改正である。「従来団体間の課税力を測定するものとして、実人口1当りの税額を用いて比較していたのでありますが、市町村に自治体警察が設置せられたことにより、実人口によることが不適当となりましたので、実人口に、300に警察吏員の数を乗じた額を割増したものの1人当りの税額により比較することに⁽⁶¹⁾」した。法本則第18条第1項に市町村配付税総額の40%を大都市配付税、都市配付税、甲町村配付税及び乙町村配付税に按分する際に使用される市町村第1標準単位税額から大都市、都市、甲町村又は乙町村の各郡（以下各郡と記載）の第1平均単位税額をそれぞれ控除した残額に加算される各郡の総人口に、新たに各郡の警察吏員の総数を300倍した額が加算されると規定された。

③財政需要に比例して配付する配付税の算定方法の改正である。「大都市、都市、甲町村及び乙町村の各ブロック間の人口比例による分割にあたりまして、道府県の配付税におけると同様の趣旨をもちまして、従来大都市、都市及び町村につきそれぞれ実人口の3倍、2倍、1倍したものを按分の基数に用いておりましたのを、それぞれ実人口の2倍、1.5

倍、1倍したものと、300に警察吏員の数を乗じた額を合算したものをを用いることにし、なおその際、北海道の人口については3割増、東北及び北陸地方の人口については2割増したものに基いて割増人口を計算することに改め⁽⁶²⁾」るとした。法本則第18条第2号の市町村配付税総額の40%を大都市配付税、都市配付税、甲町村配付税及び乙町村配付税に按分する際に使用される総人口について、都道府県と同様に大都市の人口は「3倍」から「2倍」に、都市の人口は「2倍」から「1.5倍」に変更された。また、特例として北海道については、その人口を1.3倍したものの、東北地方及び北陸地方については、その人口を1.2倍したもの（寒冷補整）とされること、更には法本則第18条第3号によりこれら総人口に新たに各郡の警察吏員の総数を300倍した額が加算されることになった。

④義務教育にかかる生徒児童数と学級数を標準とする設定である。「道府県配付税の場合と同様の趣旨によりまして、新たに義務教育にかかる生徒児童数と、義務教育にかかる学級数とを標準とする配付税額を設けることと⁽⁶³⁾」し、法本則第18条第4号の市町村配付税総額の10%は、各郡の義務教育に係る生徒児童の総数と義務教育に係る学校の数とを50倍した額との合計額で按分することとされた。

当該年度はそれ以外にも、法附則第40条の配付税の配付額の算定期限で、1948年度と1949年度に限り、「前年度初日」とあるのは「当該年度初日」とする等の特例が規定された。

規則については、8月10日に新たに地方配付税法施行規則が総理府・大蔵省令第5号で発せられた。その主な改正は、本則第5条第1項及び第2項の配付税の算定で使用する人口は、最近の国勢調査による人口（監獄及び矯正院内に現在した収容者の人員を除く。）とされたことと本則第9条第3項の戦災復旧費負債額の割合について、道府県にあっては3分の1、市町村にあっては10分の10とされたこと等

(59) 同上。

(60) 同上。

(61) 同上。

(62) 同上。

(63) 同上。

である。

それ以降も配分方法に関する総理府・大蔵省令が4つ発せられた。10月1日の第7号では、特別な事情を考慮して配付される道府県配付税の第5種配付額と市町村配付税の特別配付税の各総額に対する割合が、法本則第11条、第18条第1項及び第19条の特例により、1948年度に限り、「5%」から「10%」へとそれぞれ変更されたこと、11月10日の第9号と11月30日の第10号、12月31日の第13号では、いずれも規則本則第27条の一部、すなわち道府県配付税、市町村配付税の交付時期、交付金額のいずれか、あるいは双方の一部が改正された。

2. 1949年度の配分方法

1949年度は配付税総額について、第1次地方財政委員会は、前年度に規定された本則第2条の繰入率33.14%で見積もった855億900万円とする案を大蔵省に提出したが、ドッジ・ライン（財政金融引締政策）を推進するドッジの強い要望により、最終的には連合軍総司令部（GHQ）の内示案の577億円へと大きく減額されるに至った⁽⁶⁴⁾。しかし、その後、「各種災害が相次いで起り、これに伴う財政支出をも余儀なくされるに及んでとうてい地方財政の均衡を保持することが出来なく⁽⁶⁵⁾」なったため、11月の補正予算により、配付税が90億円増額されることになったのである。これらを受けて、4月30日に法本則第2条の繰入率を1949年度に限り、16.29%とする地方配付税法の特例に関する法律が、また、12月10日には、率によらず、667億8,751万8,000円とする地方配付税法の特例に関する法律の一部を改正する法律が、それぞれ公布された。

配分方法については、法改正はなく、総理府（総理府）・大蔵省令による地方配付税法の特例に関する命令や規則の一部改正、規則の特例に関する命令のみであった。その多くは総額が削減されたことによる対処であった。

4月30日の第2号では、道府県配付税と市町村配付税の交付時期と交付金額について、1949年度に

限った規則本則第2条の特例が発せられた。また、8月25日の第4号では、大幅な配付税総額の削減を受けて、特別な事情を考慮して配付される道府県配付税の第5種配付額と市町村配付税の特別配付税の各総額に対する割合が、前年度同様、特例により、1949年度に限り、「5%」から「10%」へとそれぞれ変更された。更には、補正予算の影響を受けて、12月21日に第7号が発せられ、規則本則第2条の特例として、道府県配付税の配付額は1月に、市町村配付税の配付額は12月に、新たに交付時期を設けて、当初予算に計上された地方配付税の配付額分はすべて年内に交付し、補正予算に計上された地方配付税の配付額分は1月に交付することとされた。

V 配付税配分の実質効果の検証

ここでは、これまで見てきた法改正や命令が各団体の配付額にどのような影響を与えたのかを検証することにする。配付税総額が、道府県配付税、市町村配付税の大都市配付税、都市配付税及び町村配付税に毎年度どのくらい配分されたのか、各配分額とその総額に対する割合、市町村配付税の大都市配付税、都市配付税及び町村配付税の1人当り配付額（分与額）を表したものが【表5-1】である。

まず、大都市配付税、都市配付税、町村配付税の割合に注目する。初年度については、制限規定により、財政調整機能が働き、大都市や都市には、ほとんど配分されていないことがわかる。1941年度から1944年度にかけては、道府県配付税の割合が減り、市町村配付税の割合が増えていくが、それに反比例するように、町村への配分が減少し、大都市と都市への配分が増加している。1943年度の1人当り配付額を大都市配付税と市町村配付税で比べると、2分の1を超えており、財源付与機能が働いていることがわかる。これらは、1942年度から1944年度の制限規定の緩和がその要因の1つとして挙げられる。それ以外にも、制度外の要因として、配置分合による都市数の増加や当該都市の人口数（総人口に対する

(64) 自治省自治大学校長編 [1972] 102~107頁。

(65) 当時地方自治庁政務次官であった小野哲の説明。『第6回国会衆議院地方行政委員会議録第五号』 [1949] 1頁。

表5-1 各年度の各配付税（分与税）配付状況

(単位：千円)

区分	1940年度	1941年度	1942年度	1943年度	1944年度	1945年度	1946年度	1947年度	1948年度	1949年度	
道府県配付税の額	177,510	198,437	271,683	343,342	401,204	564,786	1,514,928	13,078,785	26,145,485	36,071,962	
総額に対する割合	64.0%	62.0%	60.0%	60.0%	59.9%	63.0%	64.9%	67.0%	53.0%	53.3%	
市町村配付税	大都市配付税の額	2,219	5,620	13,619	22,562	26,365	27,084	251,518	1,360,871	4,529,314	4,388,852
	総額に対する割合	0.8%	1.8%	3.0%	3.9%	3.9%	3.0%	10.8%	7.0%	9.2%	6.5%
	1人当り配付額	0.0002	0.0004	0.0009	0.0016	0.0018	0.0043	0.0334	0.1510	0.5026	0.4871
	都市配付税の額	9,408	11,069	26,115	39,006	45,584	55,141	182,063	1,619,453	5,714,803	7,665,863
	総額に対する割合	3.4%	3.5%	5.8%	6.8%	6.8%	6.2%	7.8%	8.3%	11.6%	11.3%
	1人当り配付額	0.0007	0.0008	0.0020	0.0030	0.0035	0.0040	0.0124	0.0961	0.3392	0.4550
	町村配付税の額	88,218	104,934	141,321	167,325	196,621	249,473	385,763	3,458,407	12,941,502	19,604,602
	総額に対する割合	31.8%	32.8%	31.2%	29.2%	29.4%	27.8%	16.5%	17.7%	26.2%	28.9%
	1人当り配付額	0.0019	0.0023	0.0031	0.0037	0.0043	0.0048	0.0076	0.0662	0.2477	0.3753
	市町村配付税の額	99,845	121,623	181,055	228,893	268,570	331,698	819,344	6,438,731	23,185,619	31,659,317
	総額に対する割合	36.0%	38.0%	40.0%	40.0%	40.1%	37.0%	35.1%	33.0%	47.0%	46.7%
	1人当り配付額	0.0014	0.0017	0.0025	0.0031	0.0037	0.0046	0.0112	0.0824	0.2969	0.4054
総額	277,355	320,060	452,738	572,235	669,774	896,484	2,334,272	19,517,516	49,331,104	67,731,279	
総額に対する割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

- (注) 1) 実数については、すべて決算額を使用している。
- 2) 大都市配付税、都市配付税、町村配付税、市町村配付税の1人当り配付額（分与額）の算定の人口は、配付税（分与税）算定に用いられた最近の人口、すなわち1940年度は1935年の国勢調査を、1941～1945年度は1940年の国勢調査を、1946年度は1945年の人口調査を、1947年度は1946年の人口調査を、1948～1949年度は1947年の臨時国勢調査をそれぞれ使用すべきであるが、当時は市町村の廃置分合が多く、実際の算定の人口はそれらが考慮されているため、その数字により近い人口、すなわち、1940～1944年度は1940年の国勢調査を、1945年度は1945年の人口調査を、1946年度は1946年の人口調査を、1947～1949年度は1947年の臨時国勢調査を使用している。
- 2) 1943年に東京都制が施行されて、東京府及び東京市は廃止され35区は東京都の行政区となる。1947年に地方自治法が公布されて35区は再編され23の特別区となった。
- 3) 大都市とは6大市を指し、東京市（後23特別区）と5大市（横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市）のことをいう。
- 4) 1947年度は制度改正により名称が地方分与税に変わり、当該年度に限り道府県配付税、市町村配付税、大都市配付税、都市配付税、町村配付税の名称もそれぞれ道府県分与税、市町村分与税、大都市分与税、都市分与税、町村分与税に変更されている。

(出所) 地方自治庁財政部編 [1949] 192～200頁及び内務省地方局 [各年] 各頁より筆者作成。

割合)の増加が挙げられる。1941年度から1944年度にかけては、多くの配置分合による境界変更があった。規則本則第5条により、市町村合併や編入により、都市になったり、都市が拡大したりした場合は、人口は境界変更の期日の現在人口が算定に使用される。そのため、これらが配付額に少なからず影響を与えたといえよう¹⁽⁶⁶⁾。

1945年度については、道府県配付額の割合を増加させたため、一律に大都市、都市、町村への配付額が減少していることがわかる。1946年度になると大都市、都市への配付額が増加し、町村への配付額は著しく減少している。1人当り配付額を見ると、大

都市配付税や都市配付税が、市町村配付税（平均）だけでなく、町村配付税をも上回ることとなり、財源付与機能が一気に高まったといえよう。これは、戦争による被害が大きかった大都市や都市に重点的に配分するため、市町村配付税総額を大都市配付税と都市配付税及び町村配付税に按分する際の1つの配分標準である大都市、都市、町村の各総割増人口を1倍に改正したことや市町村配付税総額の20%相当の臨時特別配付税を設け、戦災後税額が戦災前税額に不足する大都市、都市及び町村に対して、その不足額を按分して配分したことによるものである。

1947年度は、市町村分与税の割合については、大

(66) 1940年の国勢調査、1945年の人口調査の大都市を除く都市の数と人口（割合）は、それぞれ162団体1,319万3,260人（18.0%）、200団体（占領下の沖縄県内2市を除く）1,367万4,110人（19.0%）と大きく異なる。1945年の人口は、戦争犠牲者や疎開の影響がある。1943年度や1944年度の人口であれば、実際はもっと増加していたはずである。

表5-2 貧富道府県間の各年度道府県配付税（分与税）配付状況

(単位：千円)

年度	区分	富裕5団体						貧窮5団体						全国計(Ⅲ)	
		東京	大阪	兵庫	愛知	京都	小計(Ⅰ)	岩手	青森	宮城	高知	鹿児島	小計(Ⅱ)	実数	(Ⅱ)/(Ⅰ)
1940	道府県配付税の額	5,122	267	7,551	4,430	4,227	21,597	3,565	3,474	4,329	2,804	6,202	20,374	177,510	0.94
	全国計に対する割合	2.9%	0.2%	4.3%	2.5%	2.4%	12.2%	2.0%	2.0%	2.4%	1.6%	3.5%	11.5%	100.0%	
	1人当り配付額	0.001	0.000	0.003	0.002	0.002	0.0012	0.003	0.004	0.004	0.004	0.004	0.0037	0.0026	
1941	道府県配付税の額	1,546	1,028	7,629	5,338	2,420	17,961	3,241	3,951	4,786	3,110	6,955	22,043	198,437	1.23
	全国計に対する割合	0.8%	0.5%	3.8%	2.7%	1.2%	9.1%	1.6%	2.0%	2.4%	1.6%	3.5%	11.1%	100.0%	
	1人当り配付額	0.000	0.000	0.002	0.002	0.001	0.0009	0.003	0.004	0.004	0.004	0.004	0.0039	0.0027	
1942	道府県配付税の額	9,321	6,202	7,753	6,950	4,897	35,123	5,942	5,641	6,608	4,044	8,769	31,004	271,683	0.88
	全国計に対する割合	3.4%	2.3%	2.9%	2.6%	1.8%	12.9%	2.2%	2.1%	2.4%	1.5%	3.2%	11.4%	100.0%	
	1人当り配付額	0.001	0.001	0.002	0.002	0.003	0.0017	0.005	0.006	0.005	0.006	0.006	0.0055	0.0037	
1943	道府県配付税の額	13,793	9,177	13,282	11,823	7,037	55,112	6,120	5,900	7,167	4,466	10,194	33,847	343,342	0.61
	全国計に対する割合	4.0%	2.7%	3.9%	3.4%	2.0%	16.1%	1.8%	1.7%	2.1%	1.3%	3.0%	9.9%	100.0%	
	1人当り配付額	0.002	0.002	0.004	0.004	0.004	0.0027	0.006	0.006	0.006	0.006	0.006	0.0060	0.0047	
1944	道府県配付税の額	16,094	10,708	11,381	12,482	6,549	57,214	8,554	7,891	9,309	5,757	13,488	44,999	401,204	0.79
	全国計に対する割合	4.0%	2.7%	2.8%	3.1%	1.6%	14.3%	2.1%	2.0%	2.3%	1.4%	3.4%	11.2%	100.0%	
	1人当り配付額	0.002	0.002	0.004	0.004	0.004	0.0028	0.008	0.008	0.007	0.008	0.008	0.0079	0.0055	
1945	道府県配付税の額	21,742	14,740	18,773	18,929	11,399	85,583	12,016	10,950	13,202	7,941	15,832	59,941	564,786	0.70
	全国計に対する割合	3.8%	2.6%	3.3%	3.4%	2.0%	15.2%	2.1%	1.9%	2.3%	1.4%	2.8%	10.6%	100.0%	
	1人当り配付額	0.003	0.003	0.006	0.006	0.007	0.0042	0.011	0.011	0.010	0.011	0.010	0.0106	0.0077	
1946	道府県配付税の額	173,149	105,211	60,676	60,662	30,005	429,703	24,264	23,676	27,434	18,432	29,566	123,372	1,514,928	0.29
	全国計に対する割合	11.4%	6.9%	4.0%	4.0%	2.0%	28.4%	1.6%	1.6%	1.8%	1.2%	2.0%	8.1%	100.0%	
	1人当り配付額	0.050	0.038	0.022	0.021	0.019	0.0317	0.020	0.022	0.019	0.024	0.019	0.0203	0.0210	
1947	道府県分与税の額	1,119,788	782,944	505,951	507,070	300,785	3,216,538	227,381	201,266	240,940	171,837	267,040	1,108,464	13,078,785	0.34
	全国計に対する割合	8.6%	6.0%	3.9%	3.9%	2.3%	24.6%	1.7%	1.5%	1.8%	1.3%	2.0%	8.5%	100.0%	
	1人当り分与額	0.268	0.263	0.179	0.174	0.185	0.2214	0.187	0.185	0.165	0.215	0.164	0.1789	0.1789	
1948	道府県配付税の額	1,125,781	920,999	883,446	862,057	475,424	4,267,707	529,318	441,224	588,312	370,167	626,354	2,555,375	26,145,485	0.60
	全国計に対する割合	4.3%	3.5%	3.4%	3.3%	1.8%	16.3%	2.0%	1.7%	2.3%	1.4%	2.4%	9.8%	100.0%	
	1人当り配付額	0.225	0.276	0.289	0.276	0.273	0.2625	0.419	0.374	0.375	0.436	0.359	0.3869	0.3348	
1949	道府県配付税の額	3,389,420	757,600	957,922	972,116	548,606	6,625,664	727,833	602,675	820,316	512,048	944,334	3,607,206	36,071,962	0.54
	全国計に対する割合	9.4%	2.1%	2.7%	2.7%	1.5%	18.4%	2.0%	1.7%	2.3%	1.4%	2.6%	10.0%	100.0%	
	1人当り配付額	0.678	0.227	0.313	0.311	0.315	0.4076	0.576	0.511	0.524	0.604	0.541	0.5462	0.4619	

- (注) 1) 道府県配付税の課税力の算定に使用される1940年度予算の各道府県の地租附加税、営業税附加税、家屋税、還付税の合計額を各道府県の最近の人口(1935年の国勢調査、拘置所を含む刑務所内にいる人員は除く)で除した数の多い方から5団体を富裕団体、少ない方から5団体を貧窮団体(戦後占領下に置かれる沖縄県を除く)として選出している。
- 2) 実数については、すべて決算額を使用している。
- 3) 1人当り配付額(分与額)の算定の人口は、実際配付税(分与税)算定に用いられた最近の人口、すなわち1940年度は1935年の国勢調査を、1941~1945年度は1940年の国勢調査を、1946年度は1945年の人口調査を、1947年度は1946年の人口調査を、1948~1949年度は1947年の臨時国勢調査を(いずれも拘置所を含む刑務所内にいる人員は除く)それぞれ使用している。
- 4) 1943年に東京都制が施行されて、東京府及び東京市は廃止され、35区は東京都の行政区となる。1947年に地方自治法が公布されて35区は再編され、23の特別区となった。
- 5) 1947年度は制度改正により名称が地方分与税に変わり、当該年度に限り道府県配付税の名称も道府県分与税に変更されている。

(出所) 地方自治庁財政部編 [1949] 192~200頁及び内務省地方局 [各年] 各頁より筆者作成。

都市分与税のみ減少しているが、それでも1人当り分与額を見ると、大都市分与税や都市分与税が、依然として市町村分与税（平均）、町村分与税よりも多い状況が続いている。大都市分与税が減少したのは、道府県同様に市町村も、当該年度は多くの税源移譲や増税等が実施され、それに伴い大都市を中心に税収が増加することが想定され、分与額を大都市分与税、都市分与税、町村分与税の3つに配分する際の制限規定が強化されたためである。

1948年度は自治体警察の発足に伴い、市町村配付額の割合が増加されたことを受けて、大都市、都市、町村ともに配付額の割合が増加した。中でも町村の配付税額の増加が著しい。市町村配付税総額の38.75%を大都市配付税、都市配付税、甲町村配付税、乙町村配付税に按分する際に使用される総人口について、大都市の人口は「3倍」から「2倍」に、都市の人口は「2倍」から「1.5倍」に変更されたことや、特例として北海道については、その人口を1.3倍したもの、東北地方及び北陸地方については、その人口を1.2倍したもの（寒冷補整）とされたこと、更には、戦災による税の減収額を標準として分与してきた市町村配付税総額の20%を占める臨時特別配付税が廃止されたこと等が主たる要因である。1949年度については、道府県と市町村への配付額の割合は変わらないが、大都市への配分が減り、町村への配分が増えている。これは、規則本則第9条第3項の戦災復旧費負債額に掛け合わせる市町村の率が、「10分の10」から「2分の1」へと改正されたからである。しかし、1人当り配付額で見ると、市町村配付税や町村配付税に近くなったとはいえ、依然として、財源付与機能が働いており、大都市配付税や都市配付税の方が多くなっている。

続いて、貧富団体に分けて、道府県配付税、都市配付税、町村配付税、それぞれの各年度の配付状況を見ることにする。【表5-2】が道府県配付税で、【表5-3】が都市配付税で、【表5-4】が町村配付税である。

貧富団体の選出について、道府県の場合は、道府県配付税の課税力の算定に使用される1940年度予算の各道府県の地租附加税、営業税附加税、家屋税、還付税の合計額を各道府県の最近の人口（1935年の

国勢調査、拘置所を含む刑務所内にいる人員は除く）で除した数の多い方から5団体を富裕団体、少ない方から5団体を貧窮団体（戦後占領下に置かれる沖縄県を除く）としている。一方、大都市を除く都市と町村の場合については、資料がないため、個別の都市や町村の比較はかなわない。そのため、都市も町村も道府県単位で比較することにする。

【表5-2】、【表5-3】、【表5-4】の各表の1人当り配付額の富裕団体の小計（Ⅰ）や貧窮5団体の小計（Ⅱ）の額、全国計（Ⅲ）、それに貧窮5団体の小計（Ⅱ）の額を富裕団体の小計（Ⅰ）の額で割った（Ⅱ）/（Ⅰ）を中心に見ていくことにする。

まず、【表5-2】の道府県配付税の配付状況についてであるが、初年度である1940年度は（Ⅲ）が（Ⅰ）を大きく上回っており、また（Ⅱ）/（Ⅰ）も3.08と1.0を大きく超えていることから、貧窮団体に傾斜配分されていることがわかる。富裕団体は、当該団体の単位税額が標準単位税額を上回っていれば、第1種配付額は配分されない。第2種配付額の配分については、道府県の場合、当該団体の単位税額が標準単位税額の1.5倍に達するか否かにより決定される。1941年度以降について見てみると、1941年度には（Ⅱ）/（Ⅰ）が4.39と最大となっている。1941年度に富裕団体の税収が増加し、制限規定に抵触して配付税額が減額されたからである。1942年度以降は、その数値が下がっていくが、それは1942年度から1944年度にかけて、国政委任事務等の増大により、道府県配付税の制限規定が緩和されたからである。

ただ、財源付与機能が働き始めるのは（Ⅰ）が（Ⅲ）の2分の1を超える1943年度からである。比較的富裕な団体にも配付税が配分されるようになった。1946年度は（Ⅰ）が（Ⅱ）や（Ⅲ）を超え、（Ⅱ）/（Ⅰ）が0.64と1.0を大きく下回った。貧窮団体よりもむしろ東京都や大阪府、兵庫県といった富裕団体に傾斜配分されていることが見て取れるが、これは、戦災が大きかった大都市や都市を富裕団体が抱えていたからである。当該年度は、それらの復旧や復興のために第2種配付額の割増人口の算定の際の当該道府県人口に加算する数が「60万」から

表5-3 貧富都市間の各年度都市配付税（分与税）配付状況

(単位：千円)

年度	区分	富裕5団体 (道府県単位)						貧窮5団体 (道府県単位)						全国計(Ⅲ) 実数	(Ⅱ)/(Ⅰ)
		新潟	兵庫	栃木	山口	東京	小計(Ⅰ)	茨城	神奈川	青森	山形	宮崎	小計(Ⅱ)		
1940	都市配付税の額	311	149	40	370	0	870	26	286	519	345	379	1,555	9,408	1.79
	全国計に対する割合	3.3%	1.6%	0.4%	3.9%	0.0%	9.2%	0.3%	3.0%	5.5%	3.7%	4.0%	16.5%	100.0%	
	1人当り配付額	0.001	0.000	0.000	0.001	0.000	0.0005	0.000	0.000	0.002	0.002	0.002	0.0011	0.0007	
1941	都市配付税の額	311	222	45	382	12	972	50	335	551	372	378	1,686	11,069	1.73
	全国計に対する割合	2.8%	2.0%	0.4%	3.5%	0.1%	8.8%	0.5%	3.0%	5.0%	3.4%	3.4%	15.2%	100.0%	
	1人当り配付額	0.001	0.000	0.000	0.001	0.000	0.0006	0.000	0.001	0.002	0.002	0.002	0.0012	0.0008	
1942	都市配付税の額	526	571	228	1,091	82	2,498	179	922	937	714	689	3,441	26,115	1.38
	全国計に対する割合	2.0%	2.2%	0.9%	4.2%	0.3%	9.6%	0.7%	3.5%	3.6%	2.7%	2.6%	13.2%	100.0%	
	1人当り配付額	0.002	0.001	0.001	0.002	0.001	0.0016	0.001	0.002	0.004	0.004	0.003	0.0025	0.0020	
1943	都市配付税の額	756	1,253	386	1,637	169	4,201	442	1,445	1,187	921	866	4,861	39,006	1.16
	全国計に対する割合	1.9%	3.2%	1.0%	4.2%	0.4%	10.8%	1.1%	3.7%	3.0%	2.4%	2.2%	12.5%	100.0%	
	1人当り配付額	0.002	0.002	0.002	0.003	0.003	0.0026	0.003	0.002	0.005	0.005	0.004	0.0035	0.0030	
1944	都市配付税の額	819	1,220	488	2,226	148	4,901	308	1,710	1,257	982	903	5,160	45,584	1.05
	全国計に対する割合	1.8%	2.7%	1.1%	4.9%	0.3%	10.8%	0.7%	3.8%	2.8%	2.2%	2.0%	11.3%	100.0%	
	1人当り配付額	0.003	0.002	0.003	0.004	0.002	0.0031	0.002	0.003	0.006	0.005	0.004	0.0037	0.0035	
1945	都市配付税の額	844	1,589	670	2,643	254	6,000	605	1,896	1,233	1,005	1,055	5,794	55,141	0.97
	全国計に対する割合	1.5%	2.9%	1.2%	4.8%	0.5%	10.9%	1.1%	3.4%	2.2%	1.8%	1.9%	10.5%	100.0%	
	1人当り配付額	0.003	0.003	0.003	0.004	0.003	0.0032	0.005	0.003	0.006	0.004	0.006	0.0044	0.0040	
1946	都市配付税の額	2,475	7,498	2,798	9,334	1,540	23,645	2,392	8,369	2,746	2,030	2,226	17,763	182,063	0.75
	全国計に対する割合	1.4%	4.1%	1.5%	5.1%	0.8%	13.0%	1.3%	4.6%	1.5%	1.1%	1.2%	9.8%	100.0%	
	1人当り配付額	0.007	0.012	0.012	0.014	0.015	0.0118	0.017	0.012	0.013	0.009	0.011	0.0121	0.0124	
1947	都市分与税の額	34,015	65,774	24,591	66,779	13,887	205,046	18,853	71,353	23,733	21,706	19,488	155,133	1,619,453	0.76
	全国計に対する割合	2.1%	4.1%	1.5%	4.1%	0.9%	12.7%	1.2%	4.4%	1.5%	1.3%	1.2%	9.6%	100.0%	
	1人当り分与額	0.082	0.088	0.100	0.089	0.117	0.0899	0.114	0.088	0.097	0.088	0.082	0.0912	0.0961	
1948	都市配付税の額	134,580	253,391	55,290	252,949	66,828	763,038	54,087	273,713	83,222	77,527	91,702	580,251	5,714,803	0.76
	全国計に対する割合	2.4%	4.4%	1.0%	4.4%	1.2%	13.4%	0.9%	4.8%	1.5%	1.4%	1.6%	10.2%	100.0%	
	1人当り配付額	0.324	0.338	0.225	0.336	0.565	0.3345	0.328	0.339	0.338	0.315	0.386	0.3411	0.3392	
1949	都市配付税の額	161,837	357,358	100,239	341,645	78,307	1,039,386	84,729	399,005	92,549	120,852	121,167	818,302	7,665,863	0.79
	全国計に対する割合	2.1%	4.7%	1.3%	4.5%	1.0%	13.6%	1.1%	5.2%	1.2%	1.6%	1.6%	10.7%	100.0%	
	1人当り配付額	0.390	0.477	0.407	0.454	0.662	0.4556	0.514	0.495	0.376	0.491	0.510	0.4811	0.4550	

(注) 1) 市町村配付税の課税力の算定に使用される1940年度予算の各道府県の全ての都市（大都市分を除く）の地租附加税、営業税附加税、家屋税附加税の合計額を各道府県の全ての都市の最近の人口（1940年の国勢調査、大都市の人口を除く）で除した数の多い方から5団体（道府県単位）を富裕団体、少ない方から5団体（道府県単位）を貧窮団体（戦後占領下に置かれる沖縄県内と原爆の被害が甚大であった広島県内の都市を除く）として選出している。
 2) 実数については、すべて決算額を使用している。
 3) 1人当り配付額（分与額）の算定の人口は、配付税（分与税）算定に用いられた最近の人口、すなわち1940年度は1935年の国勢調査を、1941～1945年度は1940年の国勢調査を、1946年度は1945年の人口調査を、1947年度は1946年の人口調査を、1948～1949年度は1947年の臨時国勢調査をそれぞれ使用すべきであるが、当時は市町村の廃置分合が多く、実際の算定の人口はそれらが考慮されているため、その数字により近い人口、すなわち、1940～1944年度は1940年の国勢調査を、1945年度は1945年の人口調査を、1946年度は1946年の人口調査を、1947～1949年度は1947年の臨時国勢調査を使用している（いずれも大都市の人口を除く）。
 4) 1943年に東京都制が施行されて、東京府及び東京市は廃止され、35区は東京都の行政区となる。1947年に地方自治法が公布されて35区は再編され、23の特別区となった。
 5) 大都市配付税（分与税）のある道府県の都市配付税（分与税）の額及び都市配付税（分与税）の額の全国計は、当該都市配付税（分与税）の額から大都市配付税（分与税）の額を控除している。
 6) 大都市とは6大市を指し、東京市（後23特別区）と5大市（横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市）のことをいう。
 7) 1947年度は制度改正により名称が地方分与税に変わり、当該年度に限り都市配付税の名称も都市分与税に変更されている。

(出所) 地方自治庁財政部編 [1949] 192～200頁及び内務省地方局 [各年] 各頁より筆者作成。

「当該道府県の大都市部人口の3倍、都市部人口の2倍及び町村部人口の1倍の合計額に150万を加算した数」に改正されたり、戦災により税収の減収する道府県に対し、その税収額を標準として分与する道府県配付税総額の10%を占める第4種配付額が設けられたりした。これらにより、財源付与機能が一気に高まったといえよう。一方で、当該年度の(Ⅱ)と(Ⅲ)を比べてみると、(Ⅲ)が(Ⅱ)を上回っているため、全体的に財政調整機能も働かない歪な配分であったことがわかる。

1947年度の(Ⅱ)/(Ⅰ)を見ると、0.81と依然として財源付与機能が効いていることがわかる。数字が1.0に近づいたのは、国税からの道府県への税源移譲や増税、法定独立税目の拡張等が行われ、とりわけ富裕団体の税収が増加したことと新たに地方分与税制度となり、第1種分与額、第2種分与額、第3種分与額の合計額を当該道府県の人口で除した額と当該道府県の第3単位税額との合計額が道府県第3標準単位税額の1.5倍を超過する道府県については、その超過額に当該道府県の人口を乗じた額を分与税から減額するという制限規定が新たに設けられたこと、それにこれまでの第4種配付額に代わる第5種分与額が道府県分与額総額の7%に減少したことによるものである。(Ⅱ)が(Ⅲ)をわずかに上回ったため、財政調整機能は回復したといえよう。

1948年度以降は(Ⅰ)が(Ⅱ)や(Ⅲ)を少し下回り、(Ⅱ)が(Ⅲ)を上回ったため、財源付与機能は低下し、財政調整機能は向上したことが窺える。これは、1948年度に更に国税から道府県への税源移譲や独立税の創設等により、富裕団体を中心に税収が増加したことや戦災団体の財政事情の改善に伴い、第3種配付税額を按分する当該道府県の割増人口の当該道府県の大都市部の人口が「3倍」から「2倍」に、都市部の人口が「2倍」から「1.5倍」に変更され、前年度まであった戦災による税の減収額を標準として分与してきた第5種分与税が廃止されたこと等によるものである。

次に【表5-3】の都市配付税の配付状況を見ることにする。都市配付税の場合は、団体(道府県単位)で、しかも富裕団体の上に大都市配付税があることを考慮に入れる必要がある。よって、財源付与

機能も(Ⅰ)が(Ⅲ)を超えるか、あるいは(Ⅲ)が(Ⅱ)を超えるかしなければ、働いたとはいえないであろう。初年度は、(Ⅰ)が(Ⅲ)を下回り、(Ⅱ)/(Ⅰ)も2.06となっているため、財政調整機能が働いていたといえよう。道府県配付税同様、富裕団体は、当該団体の単位税額が標準単位税額を上回っていれば、第1種配付額は配分されない。第2種配付額の配分についても、当該団体の単位税額が標準単位税額の1.5倍に達していれば配分されない。東京府(八王子市)は、第1種配付額、第2種配付額だけでなく、経過期間における第3種配付額や第4種配付額も配分されていなかったということになる。

1942年度から1945年度にかけて、都市配付税の制限規定が緩和されたり、配置分合により1940年の国勢調査から1945年の人口調査にかけて、富裕団体(道府県単位)が実質11団体(京都の舞鶴市と東舞鶴市の合併による減少を除く)増加しているのに対し、貧窮団体は3団体しか増加していないこと等があったりするが、弱いながらも財政調整機能が働いていたといえよう。

1946年度は、(Ⅱ)/(Ⅰ)が更に1.02へと減少し、(Ⅱ)、(Ⅲ)の順位が変わる等、財政調整機能がほぼ働かなくなり、財源付与機能が働いたといえる。1.02に減少した要因については、戦争による被害が大きかった都市に重点的に配分するため、市町村配付税総額の20%相当の臨時特別配付税を設け、戦災後税額が戦災前税額に不足する都市に対して、その不足額を按分して配分したことが挙げられる。実際、兵庫県内、山口県内、東京都内の都市の配分額の割合、1人当り配分額が高くなっていることが見て取れる。

地方分与制度に改正された1947年度についても、前年度に規定された臨時特別配付税を承継した市町村分与額総額の15%を占める臨時特別分与税が設けられ、戦災により税収の減少した都市に対して、その減収額を標準として分与されたため、(Ⅱ)/(Ⅰ)は最低の1.01となった。(Ⅲ)、(Ⅱ)、(Ⅰ)の順位で前年度と同様の状況となっている。

財政調整機能を主とする目的で1948年度に新たに地方配付税制度が創設された。第1種配付額の当該

表5-4 貧富町村間の各年度町村配付税（分与税）配付状況

(単位：千円)

年度	区分	富裕5団体 (道府県単位)						貧窮5団体 (道府県単位)						全国計(Ⅲ)	
		石川	富山	福井	京都	鳥取	小計(Ⅰ)	岩手	鹿児島	宮城	北海道	福岡	小計(Ⅱ)	実数	(Ⅱ)/(Ⅰ)
1940	町村配付税の額	1,635	1,504	959	1,373	1,169	6,640	2,261	3,220	2,230	7,174	3,538	18,423	88,218	2.77
	全国計に対する割合	1.9%	1.7%	1.1%	1.6%	1.3%	7.5%	2.6%	3.7%	2.5%	8.1%	4.0%	20.9%	100.0%	
	1人当り配付額	0.003	0.002	0.002	0.003	0.003	0.0025	0.002	0.002	0.002	0.003	0.002	0.0025	0.0019	
1941	町村配付税の額	1,769	1,705	1,157	1,562	1,433	7,626	2,679	3,984	2,768	8,287	3,692	21,410	104,934	2.81
	全国計に対する割合	1.7%	1.6%	1.1%	1.5%	1.4%	7.3%	2.6%	3.8%	2.6%	7.9%	3.5%	20.4%	100.0%	
	1人当り配付額	0.003	0.003	0.002	0.003	0.004	0.0029	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002	0.0029	0.0023	
1942	町村配付税の額	2,057	2,266	1,492	2,023	1,816	9,654	3,541	5,113	3,624	10,430	5,170	27,878	141,321	2.89
	全国計に対する割合	1.5%	1.6%	1.1%	1.4%	1.3%	6.8%	2.5%	3.6%	2.6%	7.4%	3.7%	19.7%	100.0%	
	1人当り配付額	0.004	0.004	0.003	0.004	0.005	0.0037	0.004	0.004	0.004	0.004	0.003	0.0037	0.0031	
1943	町村配付税の額	2,367	2,662	1,828	2,308	2,099	11,264	4,226	5,872	4,213	12,031	5,948	32,290	167,325	2.87
	全国計に対する割合	1.4%	1.6%	1.1%	1.4%	1.3%	6.7%	2.5%	3.5%	2.5%	7.2%	3.6%	19.3%	100.0%	
	1人当り配付額	0.004	0.004	0.004	0.004	0.005	0.0043	0.004	0.004	0.004	0.005	0.003	0.0043	0.0037	
1944	町村配付税の額	2,834	2,987	2,084	2,702	2,499	13,106	5,095	6,885	4,921	13,687	6,923	37,511	196,621	2.86
	全国計に対する割合	1.4%	1.5%	1.1%	1.4%	1.3%	6.7%	2.6%	3.5%	2.5%	7.0%	3.5%	19.1%	100.0%	
	1人当り配付額	0.005	0.005	0.004	0.005	0.006	0.0050	0.005	0.005	0.005	0.006	0.004	0.0050	0.0043	
1945	町村配付税の額	2,859	3,368	2,654	3,079	2,567	14,527	6,256	7,984	6,151	15,780	7,992	44,163	249,473	3.04
	全国計に対する割合	1.1%	1.4%	1.1%	1.2%	1.0%	5.8%	2.5%	3.2%	2.5%	6.3%	3.2%	17.7%	100.0%	
	1人当り配付額	0.005	0.005	0.004	0.005	0.006	0.0047	0.006	0.006	0.005	0.006	0.005	0.0057	0.0048	
1946	町村配付税の額	4,654	5,625	4,820	4,689	3,993	23,781	9,304	10,459	9,104	22,825	10,304	61,996	385,763	2.61
	全国計に対する割合	1.2%	1.5%	1.2%	1.2%	1.0%	6.2%	2.4%	2.7%	2.4%	5.9%	2.7%	16.1%	100.0%	
	1人当り配付額	0.008	0.008	0.008	0.008	0.009	0.0081	0.009	0.007	0.008	0.009	0.006	0.0080	0.0076	
1947	町村分与税の額	40,311	52,141	44,330	47,187	39,354	223,323	76,416	87,648	76,560	211,427	104,916	556,967	3,458,407	2.49
	全国計に対する割合	1.2%	1.5%	1.3%	1.4%	1.1%	6.5%	2.2%	2.5%	2.2%	6.1%	3.0%	16.1%	100.0%	
	1人当り分与額	0.068	0.074	0.071	0.077	0.083	0.0743	0.070	0.060	0.065	0.079	0.057	0.0675	0.0662	
1948	町村配付税の額	157,168	202,022	191,012	158,077	122,646	830,925	278,048	381,763	331,510	876,115	381,815	2,249,251	12,941,502	2.71
	全国計に対する割合	1.2%	1.6%	1.5%	1.2%	0.9%	6.4%	2.1%	2.9%	2.6%	6.8%	3.0%	17.4%	100.0%	
	1人当り配付額	0.264	0.286	0.308	0.260	0.258	0.2764	0.255	0.259	0.280	0.328	0.209	0.2727	0.2477	
1949	町村配付税の額	224,443	307,952	252,893	222,180	194,673	1,202,141	462,810	618,026	510,771	1,377,236	541,947	3,510,790	19,604,602	2.92
	全国計に対する割合	1.1%	1.6%	1.3%	1.1%	1.0%	6.1%	2.4%	3.2%	2.6%	7.0%	2.8%	17.9%	100.0%	
	1人当り配付額	0.377	0.435	0.407	0.365	0.410	0.3998	0.425	0.420	0.432	0.515	0.296	0.4256	0.3753	

(注) 1) 市町村配付税の課税力の算定に使用される1940年度予算の各道府県の全ての町村の地租附加税、営業税附加税、家屋税附加税の合計額を各道府県の全ての町村の最近の人口(1940年の国勢調査)で除した数の多い方から5団体(道府県単位)を富裕団体、少ない方から5団体(道府県単位)を貧窮団体(戦後占領下に置かれる沖縄県内と原爆の被害が甚大であった長崎県内の町村を除く)として選出している。
 2) 実数については、すべて決算額を使用している。
 3) 1人当り配付額(分与額)の算定の人口は、配付税(分与税)算定に用いられた最近の人口、すなわち1940年度は1935年の国勢調査を、1941～1945年度は1940年の国勢調査を、1946年度は1945年の人口調査を、1947年度は1946年の人口調査を、1948～1949年度は1947年の臨時国勢調査をそれぞれ使用すべきであるが、当時は市町村の廃置分合が多く、実際の算定の人口はそれらが考慮されているため、その数字により近い人口、すなわち、1940～1944年度は1940年の国勢調査を、1945年度は1945年の人口調査を、1946年度は1946年の人口調査を、1947～1949年度は1947年の臨時国勢調査を使用している。
 4) 1943年に東京都制が施行されて、東京府及び東京市は廃止され、35区は東京都の行政区となる。1947年に地方自治法が公布されて35区は再編され、23の特別区となった。
 5) 1947年度は制度改正により名称が地方分与税に変わり、当該年度に限り町村配付税の名称も町村分与税に変更されている。
 (出所) 地方自治庁財政部編 [1949] 192～200頁及び内務省地方局 [各年] 各頁より筆者作成。

都市の第1単位税額と都市の第1標準単位税額について、臨時特別配付税の廃止に伴って、補整として控除額に戦災復旧費負債額に命令で定める率を乗じた額が控除額とされた。更に除する額として、当該都市の人口又は都市の全人口に、当該都市又は全都市の警察吏員の総数を300倍した額が加算されることになったこと、第2種配付額の第2単位税額と都市の第2標準単位税額について、除数として、当該都市の人口又は全都市の人口に、新たに当該都市の又は全都市の警察吏員の総数を300倍した額が加算されることになったこと、市町村配付額の総額の8.75%を占める第4種配付額について、当該都市の義務教育に係る生徒児童の数と義務教育に係る学校の数を50倍した額との合計額で按分することとされた。(Ⅱ)、(Ⅲ)、(Ⅰ)とкаろうじて正常な順位に戻った。

最後は【表5-4】の町村配付税の配分状況について見ることにする。町村配付税の場合も、団体(道府県単位)で、しかも富裕団体の上に、大都市配付税や都市配付税があることを考慮に入れる必要がある。よって、都市配付税同様、財源付与機能も(Ⅰ)が(Ⅲ)を超えるか、あるいは(Ⅲ)が(Ⅱ)を超えるかしなければ、働いたとはいえないであろう。初年度から、1人当たり配分額がわずかな差ではあるが、高い方から、(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)となっており、財源付与機能も財政調整機能もわずかに働いていたといえよう。財源付与機能が初年度から働いているのは、第2種配付額について、都道府県配付税、大都市配付税、都市配付税が、当該団体の単位税額が標準単位税額の1.5倍を超えると配分されないのに対して、町村配付税は2倍まで配分されたこと、すなわち、制限規定が当初から道府県配付税や大都市配付税、都市配付税と比べて緩かったからである。1941年度以降も1945年度と1949年度を除けばそれは変わらず、わずかに財源付与機能と財政調整機能が働いている状況が続いたのである。

おわりに

最後は、これまで見てきた配付方法の変化が、配付税制度の機能にいかに関与したか、また、ど

のような発展があり、その後の制度にいかに関与したか、わが国の地方財政調整制度史における位置づけと総額決定方法からの影響、残された課題を整理することにする。

配付税の機能については、財政調整機能と財源付与機能が備わっていることがわかっているが、これらについては、これまでの各配付税の配分状況を見てわかったように、当初は、町村配付税を除き、その各配付税の中の配分においても、明確な財政調整機能が働いていた。しかし、それが、1942年度以降、大都市や都市の国政委任事務の完遂のための法改正や命令により、徐々に財源付与機能が強まっていき、その一方で財政調整機能が弱められていく。そして戦後になると、大都市等の戦災の復旧や復興に伴い、財源付与機能が一気に強くなっていくのであるが、その機能が、道府県配付税の場合は、その中での配分(各道府県への配分)の際に、市町村配付税の場合は、大都市配付税、都市配付税、町村配付税への配分の際に、強く発揮されていくようになったのである。換言すれば、都市配付税や町村配付税の中での配分(各市や各町村への配分)では、結果として概ね均等に配分される状況となっていたのである。明らかに機能の変容したということがいえる。

町村配付税のその中での配分(町村への配分)についてだけは、それが戦後からではなく、制度当初から行われていた。町村への配分にはあまり格差を設けない、どの町村に対しても手厚く配分するという意図があったと考えられる。

これまで見てきたように、配分方法の制度改正は、各団体への配付税額はもちろん、機能についても大きな影響を与えたといえよう。制度改正による機能への影響については、その他にもう1つ特筆すべきものがある。それは1948年度の地方配付税の配分方法に見られた六・三制の義務教育という新たな財政需要に対し、市町村配付税総額の10%(当分の間は8.75%)という一定額を設けると同時に、当該額の配付標準として、これまで使用していた割増人口ではなく、義務教育に係る生徒児童数や学級の数を使用したことである。これは、各種負担金補助金が大幅に廃止縮減され、平衡交付金に盛り込まれる際、各省庁が、当該行政がきちんと遂行できる保証があ

るのかどうか問われた結果、必要であると考えられたもの⁽⁶⁷⁾、すなわち、その後の平衡交付金や地方交付税の基準財政需要額の算定の際に用いられるものと同様の性質のもので、個別経費の財源保障の萌芽であったということが出来る。

総額決定方法からの配分方法への影響については、ほとんど受けていないといってよい。配付税の総額は、当初、国税リンク方式で決定される予定であったが、太平洋戦争の勃発もあり、次年度からすぐに国税リンク方式に年度間財政調整制度の「裁量による調整」を加える方式へシフトし、更に1943年度からは、地方団体の財源不足額にも対応する「総額における財源保障」方式も組み込まれていったという経緯がある。1947年度までは、当該年度の新規の増減部分に限定されていた総額における財源保障も、1948年度からは地方財政計画が策定され、従来（過年度）の財政需要額や財政収入額の増減部分にまで範囲が及ぶに至り、当該機能を拡大していくことになる⁽⁶⁸⁾。

このように総額については、地方団体に国政委任事務を完遂させるという目的もあり、ドッジにより一方的に総額が削減された1949年度を除いて、戦中戦後期においても比較的容易に最低限度額が確保され、安定していたといえる。配付税の原資が、経済の伸長や物価上昇にも対応できる所得税と法人税であったことが、これを支えた大きな要因であることはいうまでもない。そのため、配分については、1949年度を除いて、総額の影響よりもむしろ国政委任事務の完遂と戦災団体の復旧・復興の影響を受け、運営されたといってよいであろう。

配付税については、戦中戦後期という特殊な時代背景の中で、翻弄されながらも、毎年度のように制度改正を行うことで、制度を維持してきた。ドッジ・ラインによる配付税削減とシャープ勧告により、

1949年度限りで配付税制度は廃止され、1950年度に新たに平衡交付金制度が創設されることになるが、これらがなければ、その後も配付税制度は継続されていたであろう。

ただし、配付税制度、とりわけその配分方法に問題がなかったわけではない。当時、総理庁事務官であった柴田護⁽⁶⁹⁾が「配分方法の複雑な記述は、普通人には到底直ちに理解し難いのみならず、地方財務に携わる人々にさえ、極めて難解である⁽⁷⁰⁾。」と述べたように、毎年度行われる制度改正や法本則、規則本則だけでなく、法附則、規則附則も多用する運営、命令による規定や特例等もあって、各地方団体の財政需要や財源の測定が精緻になった半面、制度が複雑になっていったことは否定し難い事実である。

これについては、当時、第1次地方財政委員会事務局企画課長であった奥野誠亮⁽⁷¹⁾も「各地方団体が受けとる毎年度分の地方配付税額は、その年度開始前、年間の財政計画を樹立する際には、既に地方団体に判明していなければならない。然も、各地方団体が、単に政府からの通知を俟つて始めて、その額を知り得るに止まらず、自らもまたその人に、課税力、義務教育にかかる生徒児童数等を算定することによつて、その収入し得る地方配付税の額を推定し得るものでなければならない。何となれば、自らその収入すべき額を推定し得ないのでは、形式的には如何に租税の名称を以て呼ぶとも、実質的にはどうしても自らの租税という感じは出てこないであろう。（中略）即ち、地方団体は地方配付税に対する国庫補助金に対するが如き態度をとり、徒らにその多からんことをのみ求めては、得られた収入を濫費する傾向が生ずるのである。（中略）従つて、地方配付税の配分方法は、なるべく簡明なものでなければ

(67) 地方財政平衡交付金法案の作成に寄与し、第2次地方財政委員会、地方自治庁ではそれぞれ事務局財務課課長補佐と財政課課長補佐を兼務し、平衡交付金の運営に従事した立田清士の述懐。立田 [2004] 258頁。

(68) 詳細については、拙著 [2011 a] 及び同 [2011 b] を参照されたい。

(69) 柴田は第1次地方財政委員会の後に組織された地方自治庁では官房の総務課長を、第2次地方財政委員会では税務部府県税課長、自治庁財政課長、自治省官房長、同税務局長、同財政局長、同事務次官等を歴任した。

(70) 柴田 [1949] 35頁。

(71) 奥野はその後、地方自治庁財政部財政課長兼調査課長、第2次地方財政委員会事務局財務部財務課長兼地方自治庁財政課長、自治省財政局長、同事務次官等を歴任した。

ばならない⁽⁷²⁾。」と語っている。

だからといって、配分方法は、簡素であれば良いというわけでもない。簡素にすれば、各地方団体の財政需要や財源状況を上手く反映することができず、適切な配分を行うことができないからである。そのため、法附則や規則附則、命令による規定や特例等での運営や制度改正は極力控え、法本則や規則本則での運営を心掛け、法律の条文の文言についても簡素で分かり易い記述にすることが重要である。

分与額の算定日については、法附則第72条に1940年度と1941年度の特例として規定されたが、結局1942年度以降もその必要が認められ、法律の改正が行われ、附則の算定日そのまま毎年度適用されてきた。算定日が当該年度にずれ込むことにより、毎年度地方団体は、年度開始前に年間の財政計画を立てることもできず、財源確保もままならず翻弄されていったことは事実である。また、各地方団体、自らの財政需要や財源の測定ができて、各地方団体

の分与額は、他の地方団体の財政需要や財源に影響を受け配分されるため、予見できないといったことも、合わせて配付税の配分方法の欠陥だったということができる。

その他にもシャウプ勧告では、配分方法において、各地方の実際の財政力または財政需要を必ずしも反映しない独断的な面が若干あることや配付税を根拠なく都道府県と市町村とに半分ずつ支給していること、特定配付法はただ便宜上のもので、これら2種の地方（都道府県と市町村）の相対的必要を研究した結果に基づいたものではないこと⁽⁷³⁾が、また、立田は、大阪府などの富裕な地方団体に対して、一般財源の3割近くを占める額が交付されるなど財政調整の不徹底という制度的な欠陥があるということ⁽⁷⁴⁾も指摘している。

このようにいくつか問題があり、これらの問題を解消すべく、その後、平衡交付金が創設されることになったのである。

(なかむら としひこ 長野県立大学グローバルマネジメント学部准教授)

キーワード：配付税／配分方法／財政調整機能／財源付与機能／制限規定

【参考文献】

- 大蔵省財政史室編 [1978] 『昭和財政史 — 終戦から講和まで — 第16巻 地方財政』東洋経済新報社。
大蔵省昭和財政史編集室編 [1954] 『昭和財政史 第14巻 地方財政』東洋経済新報社。
荻田保 [1942] 『地方分與税』良書普及会。
荻田保 [1949] 『地方財政』圭文館。
荻田保 [1951] 『地方財政制度』学陽書房。
奥野誠亮 [1949] 「地方配付税の性格とその配分を論ず」『税』第27巻第3月号、帝国地方行政学会。
自治省財政局編 [1963] 『地方財政制度資料 第3巻』。
自治省財政局編 [1965] 『地方財政制度資料 第2巻』。
自治省自治大学校長編 [1972] 『戦後自治史XII（地方税財政制度の改革（中巻））』自治大学校。
自治大学校長編 [1969] 『戦後自治史XI（地方税財政制度の改革（上巻））』自治大学校。
自治庁財政部編 [1953] 『地方財政の実態と問題の所在』。
柴田護 [1949] 「地方配付税あれこれ」『税』4月号、帝国地方行政学会。
柴田護 [1975] 『自治の流れの中で 戦後地方税財政外史』ぎょうせい。
『シャウプ使節団日本税制報告書（復元版）』 [1979] 日本税理士会連合会出版局。

(72) 奥野 [1949] 17頁。

(73) シャウプ勧告での配付税を根拠なく道府県と市町村とに半分ずつ支給という指摘は、これまで見てきたように、その時たまたまそのような割合になっていただけであり、的確な指摘ではない。『シャウプ使節団日本税制報告書（復元版）』 [1979] 181頁。

(74) 自治庁財政部編 [1953] 106～107頁。

- 拙著 [2010 a] 「地方財政委員会の創設について（一）」『自治研究』第86巻第12号。
- 拙著 [2010 b] 「地方財政調整制度の配分方法と機能拡大について」『経済と社会』第25巻、沖縄経済学会。
- 拙著 [2011 a] 「配付税の総額決定方法の実態について（一）」『自治研究』第87巻第9号。
- 拙著 [2011 b] 「配付税の総額決定方法の実態について（二・完）」『自治研究』第87巻第10号。
- 地方財政委員会編 [1948] 『地方財政調整制度の研究』帝国地方行政学会。
- 地方自治庁財政部編 [1949] 『地方財政計数資料』地方財務協会。
- 立田清士 [2004] 「シャープ勧告と地方財政平衡交付金について」『地方財政』第43巻4月号、地方財務協会。
- 内務省 [1932] 「地方財政調整交付金制度要綱案」『自治研究』第8巻第8号、良書普及会。
- 内務省地方局 [各年] 『地方財政概要 各巻（復刻版）』クレス出版。
- 藤井巳之助他 [1940] 『地方分與税』自治館。
- 藤田武夫 [1959 a] 「日本における地方財政調整交付金の発達」『経済学研究』第13巻第1号、立教大学経済学研究会。
- 藤田武夫 [1959 b] 「日本における地方財政調整交付金の発達（二）」『経済学研究』第13巻第2号、立教大学経済学研究会。
- 藤田武夫 [1959 c] 「日本における地方財政調整交付金の発達（三）」『経済学研究』第13巻第3号、立教大学経済学研究会。
- 藤田武夫 [1976] 『現代日本地方財政史（上巻）』日本評論社。
- 松田達美 [1949] 「地方配付税の効用と運用」『都市問題研究』第2集、都市問題研究会。
- 三好重夫 [1940 a] 「道府県配付税（一）」『自治研究』第16巻第10号、良書普及会。
- 三好重夫 [1940 b] 「道府県配付税（二）」『自治研究』第16巻第11号、良書普及会。
- 三好重夫 [1940 c] 「道府県配付税（三）」『自治研究』第16巻第12号、良書普及会。
- 三好重夫 [1941] 「道府県配付税（四・完）」『自治研究』第17巻第1号、良書普及会。
- 山本晴男 [1948] 「地方配付税の改正」『税』9月号、帝国地方行政学会。

2025年度地方財政計画について

飛田博史

<要 旨>

2025年2月4日に2025年度地方財政計画が閣議決定された。計画規模97兆円、一般財源総額67.5兆円と過去最高額を更新し、一方で財源不足は約1兆円と前年度を0.7兆円下回り、折半ルールは4年連続で解消されるとともに、臨時財政対策債の発行が2001年度以来はじめてゼロとなった。全体としては地方財政の規模拡大と財政健全化を両立した点で評価できる。

歳出では人事委員会勧告を踏まえて2024年度給与改定分に加え、一般行政経費の単独分に2025年度の改定を見越した「給与改善費」0.2兆円が計上されたことやデジタル活用推進事業費が新設されたことが注目点である。また一般行政経費の特別枠としては岸田内閣のデジタル田園都市国家構想事業費に代わり、石破内閣の「新しい地方経済・生活環境創生事業費」1.2兆円が創設された。

新年度の地方財政見通しは物価高にともなう国税、地方税の名目値での増収に支えられた面が大きく、行政コストの上昇に対する財源保障の十分性には課題が残る。今後、一般財源総額実質水準ルールを含め、物価高に対応した財源保障のあり方を問い直す必要がある。

はじめに

2024年12月27日に2025年度政府予算案が閣議決定され、同日に公表された2025年度地方財政対策（以下「地財対策」と呼ぶ）を経て、2025年2月4日に地方財政計画（以下「地財計画」と呼ぶ）が閣議決定された。新年度の地財計画で注目されるのは、2024年10月の衆議院解散総選挙を経て誕生した第2次石破内閣のもとで、歳出については11月22日に閣議決定された総合経済対策に盛り込まれた「地方創生2.0」およびデジタル社会の推進、秋の人事委員会勧告を踏まえた地方公務員給与改定、物価高対策などが歳出にどのように盛り込まれるか、歳入では概算要求での一般財源総額を含む地財規模の高い伸びが実現するのか、あるいは石破内閣発足後の争点となった103万円の壁の引き上げがもたらす地方財

政の影響とその対策がどうなるのかといったことがあげられる。

本稿ではこれらの注目点を中心に新年度の地財計画の概要と特徴について解説し、今後の財源保障を展望する。

1. 政府予算の動向

(1) 2024年度補正予算 — 4年連続で地方交付税の増額補正、経済対策・給与改定の財源対応

2024年12月17日に2024年度補正予算が成立した。石破内閣が11月17日に閣議決定した経済対策を踏まえ、ガソリン価格の抑制や電気・ガス料金の負担軽減などを盛り込み総額13.9兆円に上った。このなかで地方交付税（以下「交付税」と呼ぶ）についても2023年度国税決算の上振れ分および2024年度の国税収入の増額補正にともない追加交付分（再算定）等

が計上された。この増額交付は4年連続となり、このうち後述する普通交付税の増額分については12月26日付けで交付済みである。

図表1は交付税増額分の活用状況である。総額は2兆748億円と過去3年間でみると最高額となる。その内容は以下の通り。

◆ 2024年度活用分（1兆3,926億円）

- ・ 交付税増額交付（臨時経済対策および給与改定実施分等）6,946億円

政府経済対策および人事委員会勧告を踏まえた給与改定遡及分の財源補てんとして6,946億円が充当され、その内訳は普通交付税として6,529億円、特別交付税として417億円である。このうち普通交付税では年度限りの臨時的算定項目として「臨時経済対策費（仮称）」と「給与改定費（仮称）」が設けられ、調整戻し⁽¹⁾とともに交付された。給与改定費の設定は今回が初めてで、各自治体において確実な給与改定を求める指針とみることができる。なお、毎年度の地財計画には年度内の各種経費増に対応するため追加需要額として4,200億円が計上されているため、この財源を含めた改定分への充当が想定されている。

- ・ 交付税増額交付（能登半島地震による災害対応分）980億円

2024年1月1日に起きた能登半島地震の復興財源分として、被災地向けの特別交付税980億円が加算された。

- ・ 臨時財政対策債償還基金費 4,000億円

同基金費は2025年度、2026年度の臨時債の償還費の各2分の1相当に充てるため、普通交付税の臨時的算定項目として「臨時財政対策債償還基金費」を設けて算定するものである。2023年度の補正においても2024年度、2025年度の償還費として3,000億円が設定されており、臨時債残高の縮小を加速化させている。

- ・ 公庫債権金利変動準備金活用時期の見直し 2,000億円

2024年度の地財対策では、全自治体が出資する地方債の資金調達機関である地方公共団体金融機構が有する公庫債権金利変動準備金の不要額を2,000億円活用する対応が図られたが、今回の交付税増額分の財源をこれに充当したことにより、準備金の活用時期を後年度に繰り延べることとなった。

◆ 2025年度活用分（6,822億円）

残りの6,822億円は後述する2025年度の地財対策の交付税加算分として繰り越された。補正予算における交付税財源の翌年度繰越しは5年連続となる。

図表1 2024年度補正予算における交付税再算定の活用内容

活用内容		金額（億円）	備 考
2024年度活用分		13,926	
内 訳	普通交付税	臨時財政対策債償還基金費	4,000
		臨時経済対策・給与改定実施分等	6,529
	特別交付税	能登半島地震災害対策分	980
		その他	417
2025年度活用分		6,822	2025年度地財対策に充当
合 計		20,748	

（資料） 総務省事務連絡（2024年11月29日）より作成

(1) 調整戻しとは地財計画で決定した交付税総額と各自治体の交付税算定結果の総額を突合せさせるために、全国一律で割落とした分を各自治体に再交付することである

(2) 2025年度政府予算案

第二次石破内閣初の新年度予算案は「R6経済対策・補正予算と合わせて「賃上げと投資が牽引する成長型経済」へ移行するための予算」を掲げ、一般会計規模は115兆5,415億円と過去最高額を更新した。

主要経費別にみると社会保障関係費が38兆2,778億円（前年度比1.5% 以下カッコ内は伸び率）、文教及び科学振興費が5兆5,496億円（1.4%）、国債費が28兆2,179億円（4.5%）、地方交付税交付金等（入り口ベース）が19兆784億円（7.3%）、防衛関係費が8兆6,691億円（9.5%）などとなっている。過去最高額となった国債費については財務省が新年度予算案における利払い費の想定金利を1.9%から2.0%に引き上げており、債務返済の負担増が予算枠を圧迫する要因となりつつあることに留意する必要がある。

予備費については2024年度の「原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費」1兆円が新年度は廃止されたが、通常の予備費は前年度同額の1兆円が計上されており、コロナ禍や物価高で膨らんできた予備費が高止まりしている。

主な事業では人事院勧告給与改定（+3.7%）、教職調整額の段階的引き上げ（4%→10%）、保育士1歳児クラスの配置基準の改善、児童福祉司の増員など「人への投資」の充実。岸田内閣時のこども未来戦略「加速化プラン」（2024～28年度）の本格的実施、児童手当の所得制限撤廃（2024年10月～）の平年度化などの子育て関連の積極的な支出などがあげられる。なお、2024年度から3年間にわたる「集中取組期間」の総額3.6兆円の財源については、歳出改革等と新たに創設された「こども・子育て支援特別会計」が発行する「こども・子育て支援特例公債」で確保する。その上で2028年度までに「こども・子育て支援金制度」の構築を含む安定財源を確保する。新年度予算では高額医療費の見直しや後期高齢者医療の患者負担の見直しなどの高齢者を中心とする負担増、被用者保険の適用拡大などが盛り込まれており、子育て財源確保

の一環とみられる。

今回の予算はおおむね岸田内閣の事業を引き継ぐものが多いが、そうしたなかで政権の看板施策である地方創生については、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」として従来の交付金を倍増させ2,000億円を計上している。

一方、歳入では国税見通しが78兆4,400億円と前年度比で8兆8,320億円上回り、過去最高額を更新し、新規の公債発行額は28兆6,490億円と17年ぶりに30兆円を下回った。ただし、政府が目指す国・地方の基礎的収支の黒字化は微妙な見通しであり、今後の通常国会における税制改正や予算案審議の動向によって黒字化のスケジュールも影響がでる可能性がある。いずれにしても少数与党のもとで政府予算および地財計画ともに不確定要素が多い年度といえるだろう。

2. 地財計画の概況 ― 給与引き上げ・物価高対策と財政健全化の両立（末尾資料1参照）

(1) 全体の規模（計画総額97兆94億円、一般財源総額67兆5,414億円）

地財計画の規模は97兆94億円（3.6%）、一般財源総額は67兆5,414億円（2.8%）、交付団体ベースでは63兆7,714億円（1.7%）と、計画規模および一般財源総額とも4年連続で前年度を上回り過去最高額を更新し、伸び率でも2000年代以降で最も高い水準となった。一般財源総額は2024年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2024」において、2025年度から2027年度について2024年度の水準を下回らないように確保する（いわゆる「一般財源総額実質同水準ルール」⁽²⁾）と明記されており、この方針に則った上で一般財源の増額が図られた。

一般財源のうち、地方税は45兆4,493億円（6.4%）と前年度の住民税減税の復元と地方税全般の自然増収が相まって高い伸びとなった。また、地方譲与税

(2) 地財計画の一般財源総額の水準を複数年度にわたり安定的に確保する運用ルールで、2011年の民主党政権下の「財政運営戦略」で明記され、その後は「経済財政運営と改革の基本方針」（いわゆる骨太方針）に引き継がれ、ルールが更新されてきた

についても2兆9,661億円（8.7%）と引き続き特別法人事業譲与税が堅調に伸びている。

交付税総額は18兆9,574億円（1.6%）と7年連続で前年度を上回り、2000年度以降では2002年度に次ぐ水準である。当時は14兆円を超える財源不足に対する総額確保であり、これと比較すると近年は財源不足の縮小と交付税総額の増加が両立する望ましい状況となっている。交付税の代替財源である臨時財政対策債（以下「臨財債」と呼ぶ）は以下で述べるように制度発足以来初の発行額ゼロとなり、全体として地方財政の健全化が進展するなかでの規模拡大を実現した。

（2）財源不足（1兆929億円）

財源不足は1兆929億円（▲39.7%）と4年連続で減少しており、他年度と比べて大幅な減少率となっている。財源不足を国と地方で折半して負担するいわゆる折半ルールも4年連続で不適用となった。単年度ベースでは昨年度以上に収支均衡に近づいているものの、過去の地財対策による交付税特会借入金残高は依然として30兆円弱残っており、実質的な収支均衡にはいたっていない。ただし、近年は交付税法定率分の大幅な増額により、交付税特会借入の償還を積極的に行っており、新年度も特会借入金の繰り上げ償還を行ったことから財政健全化が大きく進展したことは注目される。

（3）東日本大震災分（2,922億円）

地財計画の別枠で計上されている東日本大震災分は、復旧・復興事業として2,704億円、全国防災事業は218億円となっている。復旧・復興事業は2021年度から「第2期復興・創生期間」のもとで進められており、2025年度はその最終年度となる。金額で見ると直轄・補助事業は前年度を若干上回っており、単独事業は下回っている。

復興庁の予算概算をみると前年度を上回る事業メニューは住宅再建・復興まちづくり（家賃低廉化・特別家賃低減事業、社会資本整備総合交付金等）、産業・なりわいの再生（漁業・養殖業復興支援事業（新規））、原発災害からの復興・再生（特定帰還居住区域整備事業等）である。

昨年12月27日に開催された復興推進会議では、2026年度から5年間の第3期復興事業として1兆円台後半の規模を確保することが決定されたことから、地財計画の枠も引き続き維持される。

一方、全国防災事業は震災後に2015年度まで全国的に行われた防災減災事業の起債償還分であり、償還が進むにしたがって減少傾向となっている。

3. 地財対策の特徴（末尾資料2参照）

次に2025年度の地財対策の内容についてみていこう。

（1）近年の地財対策の状況

図表2は過去10年間の財源不足額と地財対策の内容である。

まず、財源不足はこの間ほぼ縮小傾向をたどっており、2023年度以降は2兆円を切り2025年度はほぼ1兆円まで縮小した。なお、2021年度の10兆円台もコロナ禍の交付税財源の減収を過大に見積もったことによるもので、実質的には同様の傾向に含まれる。

地財対策では、財源不足の縮小で2025年度も「折半ルール」（表中では「臨時財政対策加算」および「臨時財政対策債の新規発行分」）が適用されず、地方の臨財債残高の縮小に寄与している。

「既往法定分等」は年度により金額にバラツキがみられる。近年の内容は①1995年度の公共事業等臨時特例債の利子負担額等②2017年度税制改正による配偶者控除・配偶者特別控除の見直しによる個人住民税の減収補てん③地財計画の決算と計画のかい離是正にともなう一般財源不足分の補てん（以下「かい離是正分」と呼ぶ）の3つであるが、財源不足の状況によって加算を繰り延べ、後年度の地財対策に活用する場合がみられる。特に2022年度以降は1,000億円を下回る額となっているが、これは上記の②の加算のみを行っているためである。

「その他」では、交付税特会剰余金や公庫債権金利変動準備金などの臨時的な財源を活用するのが定番となっているが、脚注にも書かれているように2023年度、2024年度の公庫債権金利変動準備金については、補正予算で交付税の追加財源が確保できた

ことにより活用を繰り延べている。

(2) 2025年度の地財対策

2025年度地財対策の個々の内容について詳しくみていこう。

① 一般会計加算

・ 既往法定分 (929億円)

既往法定分は、過去の国の経済対策などによって生じた地方の一般財源負担を、法律にもとづいて国の一般会計から交付税の加算分として補てんするものである。2025年度はかい離是正分を除く加算分を活用した。

・ 折半ルール対策は4年連続で解消

折半ルールは2025年度も適用されず、したがって地方は臨財債の新規発行も行われなかった。

② 地方債の増発

・ ②-1 財源対策債 (7,600億円)

財源対策債は公共事業の実施にともない発行する建設地方債の充当率を上乗せするもので、相当額の一般財源負担を減らすことで間接的な地財対策となる。2025年度も4年連続で同額である。

・ ②-2 臨財債発行ゼロ

既述の通り、折半ルールの適用がなかったため新規の臨財債発行見送りに加え、例年の既発債の償還分の一部に充当するための発行もゼロとなり、2001年度制度発足以来の全面的な発行ゼロとなった。このことは臨財債の償還を借入に頼ることなく行うことを意味するため、臨財債の残高の圧縮を加速化させる点で望ましい対応である。

③ その他

・ 交付税特別会計剰余金の活用 (400億円)

過去の地財対策では交付税特会の借入金で交付税加算が行われていたため(2007年度に廃止)、その返済にかかる利払費の予算不用額などの一部を交付

税特会剰余金として地財対策に活用している。2025年度は400億円が充当された。

・ 公庫債権金利変動準備金の活用 (2,000億円)

正式には地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金と呼ばれる資金を交付税の加算として活用するものである。同機構は全地方公共団体が出資する資金調達機関で、金利変動準備金とは機構の前身である国出資の旧地方公営企業金融公庫から引き継いだ債権の金利変動に備える準備金である。同準備金は債権管理の段階的な終了に合わせて国庫に返納することになっているが、管理途中でも低金利などにより国が不用と判断すれば国庫へ返納することができる。地財対策ではこの不用額がしばしば活用されている。最近では2021年度に地財計画の地域デジタル社会推進費の財源として4,000億円が確保され、その後、財源不足の縮小で活用が留保されており、2024年度についても補正予算の解説で触れたように2,000億円の活用が見送られた。2025年度は2,000億円を活用する予定であり、留保分としては2,000億円が残っている。

④ 103万円の壁の引き上げによる交付税財源への影響対応

2025年度の政府税制改正大綱では所得税の給与所得控除および基礎控除をあわせた最低保障額を103万円から123万円に引き上げることが明記され(いわゆる103万円の壁の引き上げ)、これによる交付税財源への影響は2,000億円と推計されている。昨年12月20日に公表された与党税制改正大綱では、103万円の壁の引き上げにともなう地方税財政への影響については、あくまで物価調整分とみなして、特段に財源補てんを講じないと書かれており、今回の地財対策では特段の財源対策は講じられず、実質的に税収増により還元されたかたちとなった。

図表2 地財対策の状況

		(億円)									
		2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
①一般会計加算		8,283	12,958	7,022	2,633	5,187	21,915	154	154	3,488	929
内訳	既往法定分等	5,536	6,307	5,367	2,633	5,187	4,746	154	154	3,488	929
	臨時財政対策加算	2,747	6,651	1,655			17,169				
②-1 財源対策債の発行		7,900	7,900	7,900	7,900	7,700	7,700	7,600	7,600	7,600	7,600
②-2 臨時財政対策債の発行		37,880	40,453	39,865	32,568	31,398	54,796	17,805	9,946	4,544	0
内訳	既往債償還分等	35,133	33,802	38,210	32,568	31,398	37,627	17,805	9,946	4,544	
	新規発行分	2,747	6,651	1,655			17,169				
③その他		2,000	8,400	6,995	1,000	1,000	16,811	0	2,200	2,500	2,400
内訳	国税決算精算繰り延べ			2,245			4,811				
	交付税特別会計償還繰り延べ		1,000				8,500				
	交付税特別会計剰余金活用		3,400	750		1,000	1,500		1,200	500	400
	公庫債権金利変動準備金活用	2,000	4,000	4,000	1,000		2,000		1,000	2,000	2,000
合計(財源不足額)		56,063	69,710	61,783	44,101	45,285	101,222	25,559	19,900	18,132	10,929

(資料) 各年度の地財計画概要から作成

(注) 2023、2024年度の公庫債権金利変動準備金活用は補正予算で交付税の増額が生じたため見送られた

4. 歳出の動向と特徴 (末尾資料1・2参照)

2025年度の歳出規模は給与関係経費や一般行政経費を中心に伸びた。主な内容は岸田内閣のデジタル田園都市国家構想事業に代わり、石破内閣の目玉となる新たな地方創生2.0関連が計上されたこと、一般行政経費の単独事業にデジタル関連経費が新設されたことを除けば多くが前年度からの継続事業であり、新内閣としては全般的に無難な見積もりである。以下では概況とともに個別項目の特徴をみていこう。

(1) 概況

図表3は過去10年間の地財計画の歳出の動向を示したものである。

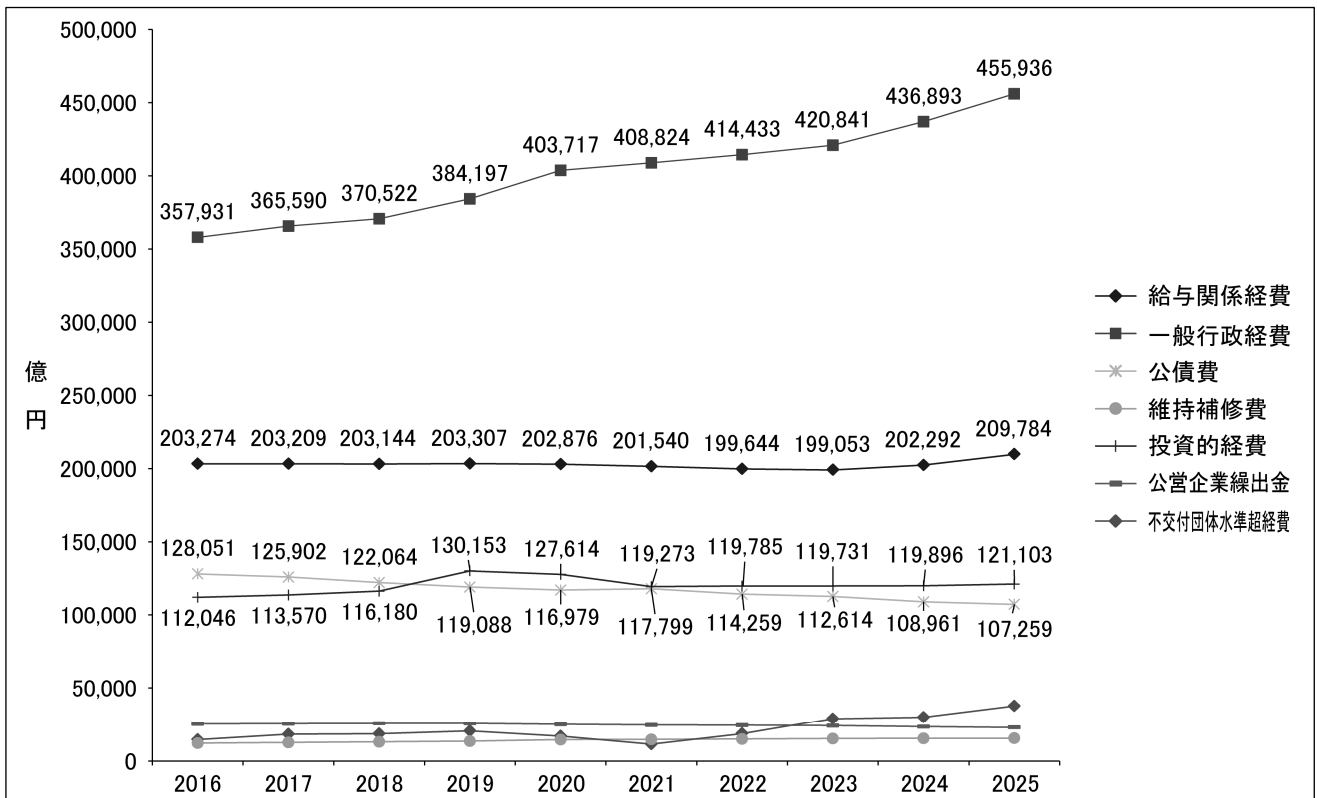
基本的な経費動向に大きな変化はなく、社会保障関係や地方創生などの特別枠⁽³⁾を含む一般行政経費が引き続き増加している。直近2年間の伸びが高いのは社会保障関係に加え公共施設等の光熱費の物価高対策や会計年度任用職員の処遇改善などが計上されたためと推察される。一般行政経費に次ぐ額となる給与関係経費はほぼ横ばいで推移してきたが、

2024年度から給与改定が反映され増加に転じており、退職手当を除くと2023年度から増加傾向にある。投資的経費は2019年に防災・減災関連の3カ年緊急対策の時期に一時的に増加したもののその後は11兆円から12兆円台で推移している。ただし、その内容は防災・減災のほか公共施設等適正管理や脱炭素化など多岐にわたっている。公債費は投資的経費の抑制や臨時債の新規発行を見送っていることから年々減少しており、財政健全化が進展していることがわかる。維持補修費は全体からみると少額であるが公共施設の維持管理に配慮した経費の計上で微増が続いている。公営企業繰出金は企業債償還費の普通会計負担分の減少により漸減しているが、繰出し基準の対象となる常勤職員および会計年度任用職員の給与改定分はプラスに反映されている。

水準超経費は交付税の不交付団体財源超過分に相当する経費を包括的に計上したもので、不交付団体を含んだ地財計画の収支を積算するための便宜上の経費である。地方税の増加は主に不交付団体が多い都市部で大きいため水準超経費もこれに比例する傾向がある。2025年度も前年度比で26.5%増と高い伸び率となり、4年連続で前年度を上回った。

(3) 地財計画の歳出項目のうち、一般行政経費の単独事業の別枠で計上され、交付税算定では基準財政需要額の臨時的項目として設定されている項目について、本稿では「特別枠」と呼ぶ。具体的には「新しい地方経済・生活環境創生事業費」「地域社会再生事業費」があげられる

図表3 地財計画の歳出の推移



(資料) 図表2と同じ

(2) 給与関係経費 (20兆9,784億円 3.7%)

◆ 概況

給与関係経費では一般職員、義務教育・高等教育教職員、警察官、消防職員などの人件費、議員報酬等を見積もる。総額は20兆9,784億円で昨年度を上回る高い伸び率となり、このうち退職手当以外でも19兆8,588億円(3.7%)と給与改定等を反映して伸びている。一方退職手当は1兆1,196億円(4.0%)と増加している。退職手当については昨年度から始まった地方公務員の段階的な定年延長を踏まえ、隔年での退職手当の変動を緩和するため2カ年の所要額を平準化して計上している。

給与関係経費の積算の根拠となる地方公務員の計画人員は232.7万人と前年度から0.5万人減少しており、7年ぶりに前年度を下回った。これは2024年度末に退職者が生じた結果を織り込んだためであり、実質的な減少ではない。

◆ 2024年給与改定の反映(一般職員等)

2024年度の人事院勧告を受けて、各人事委員会勧告において月例給および一時金等の引き上げが勧告

された。地財計画の人件費関連の積算では人事委員会勧告にともなう給与改定を反映することから、これを踏まえ所要額が計上された。総額では7,651億円が増額されており、このうち一般行政経費の単独に計上される会計年度任用職員分を除くと6,179億円が給与関係経費に反映された。

◆ 教職調整額の率の引き上げに伴う地方負担分の反映

公立学校教職員の残業代の代替措置である教職調整額の引き上げをめぐっては、文科省と財務省の折衝を経て、段階的に4%から10%に引き上げることで決着した。これを受けて、2025年度の引き上げにともなう地方負担分として113億円が給与関係経費に計上された。

◆ 地域手当の独自支給に対する特別交付税減額措置の廃止

地財計画とは直接関連しないが、2024年9月10日の松本総務大臣の記者会見で地域手当について国の指定基準を超えて支給した自治体に対する特別交付税の減額措置(いわゆる「特交制裁」)を廃止する

ことが明らかとなった。その背景には2025年4月から実施される地域手当の指定基準の都道府県単位化がある。同基準の広域化において減額措置を適用すると、旧市町村単位の指定基準がこれを上回る自治体では、結果的に減額の対象となり不利益を被るため、その対策として廃止されたと推察される。

(3) 一般行政経費 (45兆5,936億円 4.4%)

◆ 概況

一般行政経費では社会保障、保健衛生、各種行政サービスにかかる運営費、総務費関連などのソフト事業および個別政策を盛り込んだ特別枠が計上されている。総額では45兆5,936億円で、社会保障関連の自然増、こども未来戦略加速化プラン、会計年度任用職員の給与改定、石破内閣の地方創生2.0関連(新規)、デジタル活用推進事業費(新規)などを計上したことにより2020年度以降では最も高い伸び率となった。

このうち補助事業分は26兆5,800億円(5.7%)と2020年度以来の高い伸びとなっている。執筆時点で資料を入手していないため具体的な経費は不明だが、こども未来戦略加速化プランを含む社会保障関係費の増加によるものと推察される。一方、単独事業分(通常分)は15兆8,946億円(3.3%)と会計年度任用職員の給与改定などを反映し最近では比較的高い伸び率である。その他、国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費は前年度並みに1兆4,990億円、地方創生2.0にもとづく「新しい地方経済・生活環境創生事業費」等の特別枠が合計で1兆6,200億円と前年度を若干下回った。

◆ 2024年給与改定(会計年度任用職員)

既述の人事委員会勧告を踏まえ給与改定分の総額7,651億円のうち1,472億円が会計年度任用職員の給与改定分として単独事業に計上された。

◆ 2025年給与改定に備えた増額

地財計画は年度当初の収支見通しにもとづくため、年度内の個別経費の変動要因については反映されず、毎年度、包括的に計上される「追加需要額」4,200億円に対応することが想定されている。そのため、給与改定にともなう年度内遡及が生じた場合も基本的にこの範囲での対応となる。ただし、2023年度、

2024年度においては久々の給与等のプラス改定となったことと、補正予算において交付税の追加財源が確保されたことからその一部を給与改定分に充当する対応がとられた(2024年度については1.-(1)を参照)。

そうしたなかで2025年度地財計画では、年度内の給与改定を見越して一般行政経費の単独事業分に「給与改善費」として2,000億円を計上することになった。これは昨年度の給与改定分が追加需要額を超えたことを踏まえ事前に計上したものであり、会計年度任用職員だけでなく職員全般のプラス改定見込みを反映させたものである。

◆ 行政サービスにかかる物価高騰対策

近年の原油価格の高騰にともなう公共施設の光熱費の上昇や人件費上昇にともなう行政サービスの委託料の引き上げなどを踏まえ、2023年度から物価上昇分が加算されている。2025年度は300億円増額され1,000億円が計上された。このうち光熱費高騰対策として400億円、ごみ収集や学校給食などのサービス・施設管理等の委託料上昇対策として600億円を積算している。なお、交付税算定では単位費用の引き上げにより反映する。

◆ デジタル活用推進事業費(新設)

デジタル活用推進計画にもとづく自治体DX、地域社会DXの取組推進のため、事業期間を5年間とするシステム導入や情報通信機器等の整備等の事業費1,000億円が新設された。これは各種設備投資の90%に地方債を充当し、その元利償還金の交付税措置率は50%である。これは昨年末の地方財政審議会の意見書を踏まえたもので、ソフト事業が中心の一般行政経費に起債事業が盛り込まれるのは極めて珍しいことである。なお、同項目はあくまで初期投資への財源対策であり、今後は同事業の維持管理費等について地財計画に盛り込んでいく必要がある。

◆ 新しい地方経済・生活環境創生事業費(特別枠)

安倍内閣の地方創生推進を皮切りに2015年度以降、一般行政経費には単独事業の特別枠が計上されており、新年度は岸田内閣におけるデジタル田園都市国家構想事業費の枠を引き継ぎ、新たに石破内閣が掲げる地方創生2.0を受けて「新しい地方経済・生活

環境創生事業費」が創設された。総額は昨年度から500億円少ない1兆2,000億円でその内訳は従来の項目を引き継ぎ、地方創生推進費1兆円を維持し、地域デジタル社会推進費については昨年度までのマイナンバーカード利活用事業500億円が終了したため2,000億円が計上されている。

これらの特別枠は交付税算定では引き続き「地域の元気創造事業費」と「人口減少等特別対策事業費」という項目で算定され、一部算定内容の見直しが予想されるが抜本的な見直しはない見込みである。

◆ 地域社会再生事業費（特別枠）

2020年度に創設された同項目は「地方団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い市セクに自主的・主体的に取り組む」目的から創設され、もっぱら人口減少社会の財政需要を包括的に計上したものととして注目される。計画では昨年度同額の4,200億円が計上されている。

（4） 公債費（10兆7,259億円 ▲1.5%）

公債費は4年連続で前年度比マイナスとなっており、中長期的な傾向をみても減少基調にある。計画ベースの内訳は不明であるが、直近の交付税算定における公債費の内訳を参照すると臨財償還費が最も多く、次いで財源対策債、合併特例債、過疎対策事業債などが上位を占めている。

（5） 維持補修費（1兆5,525億円 1.0%）

維持補修費は額としては比較的小さいものの、自然災害の多発化や老朽化対策などを背景に2012年度以来、着実に増加傾向が続いている。同項目の内訳である緊急浚渫推進事業費は水害防止を目的に河川等の浚渫事業費を計上したもので、事業期間を区切って同推進事業債の発行を可能とするもので（充当率100%）、元利償還金の交付税措置率は70%となっている。同事業は2025年度から5年間にわたり期間が延長され、さらに対象事業として農業用排水路の浚渫を加えた。

（6） 投資的経費（12兆1,103億円 1.0%）

◆ 概況

総額では直轄・補助事業が増加したことにより昨年度を約1,000億円上回り、伸び率でも2020年度以降で最も高くなった。単独事業はほぼ同額の6兆3,637億円だが、公共施設等適正管理推進費の増額や災害・減災等の対象事業の拡大など中身の充実が図られた。

◆ 緊急防災・減災事業費および緊急自然災害防止事業費

単独事業の内訳に位置付けられる両事業の金額は変わらないが、緊急防災・減災事業については緊急消防援助隊の無人走行放水ロボットの整備や移動式燃料給油機の整備などが起債対象事業となった。また、緊急自然災害防止事業費については積雪寒冷特別地域の道路舗装の基層および路盤整備が起債対象事業となった。いずれも事業期間は2021～2025年度、各事業債は充当率100%で元利償還金の交付税措置率は70%である。

◆ 公共施設等適正管理推進事業費

公共施設等の大量の更新時期を迎えることから、2014年4月22日付けの総務大臣通知を踏まえ、各自治体では公共施設等総合管理計画や個別計画を策定し、長寿命化や機能転換、複合化・集約化などに取り組んでおり、2021年度には総務省通知を踏まえた計画見直しが行われ第二期に入っている。現在は2022年度から2026年度を事業期間として集約化・複合化、長寿命化、転用、立地適正化、ユニバーサルデザイン化の各事業について、公共施設等適正管理推進事業債が発行可能（充当率90%）で、元利償還金の30～50%⁽⁴⁾を交付税措置する財政支援がある。

2025年度は同事業債の対象となる除却事業のうち、集約化・複合化した施設の供用開始後5年以内の事業について元利償還金の交付税補てんの対象となり、交付税措置率は50%である。また、集約化・複合化へ向けた協議会の開催や住民向け広報などに要する経費について特別交付税の対象となった。

(4) 集約化・複合化については50%、その他は財政力に応じて措置率が異なる

(7) 公営企業繰出金（2兆2,787億円 ▲1.7%）

— 給与改定の反映

公営企業繰出金はその半分を占める公営企業債償還費の普通会計負担分の減少が主な要因となって昨年度を下回った。そのほか、同経費には病院や下水道等の各地方公営企業の人件費相当（常勤および会計年度任用職員）の繰出分が含まれており、7,651億円とは別に今回の給与改定分が計上されていることに留意する必要がある。自治体によっては公営企業等の厳しい経営を理由に人件費を抑制するところも散見されるが、関係者は給与改定が財源保障の対象となっていることを踏まえて対応する必要がある。

なお、同繰出金における給与改正分の反映については、地財計画資料や「留意事項」などを参照しても言及されていない。「地方団体の毎年度の財政運営の指針」という地財計画の役割を踏まえれば、丁寧な記述が求められる。

(8) その他事業

その他事業ベースでみると社会保障・税一体改革による社会保障の充実分が前年度とほぼ同額の2兆7,986億円、社会保障4経費にかかる公経済負担増分の事業費も前年度同額の6,297億円、幼児教育の無償化や高等教育の無償化などの人づくり革命の事業費は高等教育の無償化の増額等により1兆6,983億円と前年度を500億円弱上回っている。なお、社会保障の充実分は消費増税分の1%相当を充当することとされているが、この間の消費税増収にもかかわらず前者2つの経費が同額であるのは不可解である。

注目される事業としては人への投資にかかわるものがあげられる。都道府県における市町村支援のデジタル人材の確保では、デジタル専門人材の確保が

困難な小規模市町村と都道府県が連携して人材プールを構築する事業が創設されており、都道府県の支援人員の経費に関する交付税算定を従来の特別交付税から普通交付税に移行させ全国的な事業に位置付けた。また、過疎地域などで活動する人材育成として「地域活性化起業人」制度について既存の企業から社員を派遣する方式（企業派遣型）に加え、個人が副業として参画する方式（副業型）についても特別交付税の交付対象とする。地域おこし協力隊では報償費等の引き上げ（280万円／人から320万円／人）について同交付対象とする。

地方公務員についても人材育成や確保を推進するため、当該市町村や都道府県による市町村職員向けの新たな政策課題等に関する研修費について特別交付税の交付対象とすることなどがあげられる。

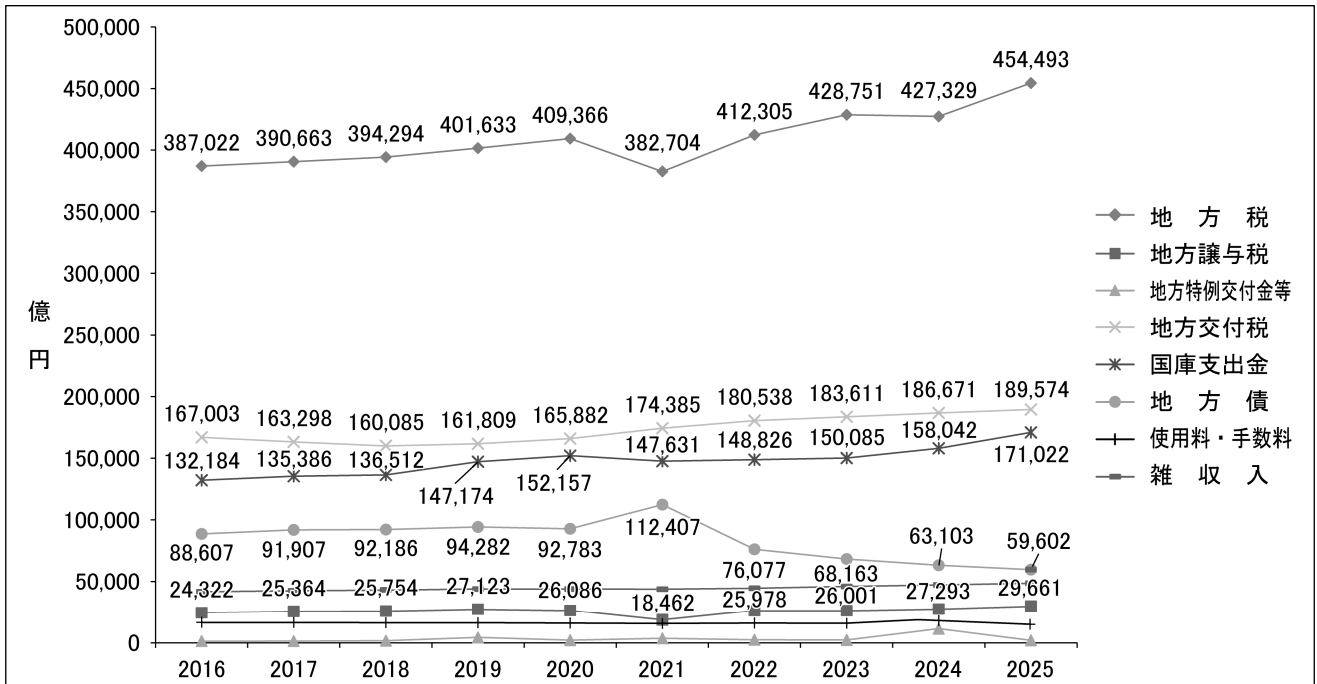
5. 歳入の特徴

(1) 概況

図表4は過去10年間の歳入の推移を項目別にみたものである。

地方税、地方譲与税、地方交付税などの一般財源の主要項目は安定的に推移しており、2023年度以降は上記3項目すべてが増加している。とりわけ地方税は2021年度のコロナ禍の過小見積もりや2024年度の定額減税といった特殊事情を踏まえると実質的には過去10年間増加傾向が続いている。地方債は一般財源の主要項目の動向に応じた動きとなっており、過去4年間は臨財債の発行抑制により減少に転じている。国庫支出金は社会保障関連を中心に増加傾向にあり、2024年度以降は子育て施策の充実により急増したとみられる。

図表4 地財計画の歳入の推移



(資料) 図表2と同じ

(2) 地方税 (45兆4,493億円 6.4%)

昨年度の個人住民税の定額減税の反動に加え、政府経済見通しでは年末の総合経済対策を梃子に名目GDP成長率2.7%を見込んでいる。これを元に賃上げ、物価高、堅調な企業業績などを折り込み地方税について過去最高額を見積もっており、伸び率でも2000年度以降で高い水準に位置する。

図表5は主な税目を昨年度と比較したものである。道府県税、市町村税とも個人住民税が二桁台の伸び率であり、定額減税終了の反動と近年の賃上げの効果が表れているものと推察される。なお、2025年度

税制改正大綱では、いわゆる103万円の壁の引き上げについて個人住民税は給与所得控除の55万円から65万円への引き上げ等が明記された。通常国会における関連法案の審議の行方によっては、さらに引き上げられる可能性もあるが、いずれにしても2026年度からの実施のため2025年度における影響はない。

税目別に増収額が1,000億円単位となっているのは個人住民税のほか、株式等譲渡所得割、事業税、地方消費税、固定資産税であり裾野の広い増収増が見込まれている。

図表5 2025年度の地方税当初見込額

		(億円)			
		2024	2025	対2024年度増減	伸び率
道府県税	道府県民税個人分	43,967	49,722	5,755	13.1%
	道府県民税法人分	3,576	3,630	54	1.5%
	利子割	197	449	252	127.9%
	配当割	2,267	2,684	417	18.4%
	株式等譲渡所得割	2,580	4,400	1,820	70.5%
	事業税	50,735	55,228	4,493	8.9%
	地方消費税	64,004	65,227	1,223	1.9%
	自動車税	16,531	16,551	20	0.1%
	その他	15,441	15,127	-314	-2.0%
	道府県税計	199,298	213,018	13,720	6.9%
	市町村税	市町村民税個人分	81,313	91,995	10,682
市町村民税法人分		16,946	17,036	90	0.5%
固定資産税		98,945	101,240	2,295	2.3%
都市計画税		14,218	14,387	169	1.2%
その他		16,689	16,817	128	0.8%
市町村税計		228,111	241,475	13,364	5.9%
地方税計	427,409	454,493	27,084	6.3%	

(注) 2024年度の合計額は東日本大震災分80億円を含むため地財計画と一致しない

(資料) 地財計画関連資料より作成

(3) 地方譲与税 (2兆9,661億円 8.7%)

地方譲与税は国税として課税し、その一部または全部を一定の基準で自治体に配分するもので、このうち特別法人事業税が2兆3,470億円と前年度を2,284億円上回ったことにより全体として高い伸び率となった。また、森林環境譲与税はその財源となる国税森林環境税の課税が2024年度から開始されるなかで微増となっている。国税森林環境税は個人住民税均等割に1,000円を上乗せして課税することから、賃上げにともない均等割対象となる納税者が増えることで、ある程度の伸びしろが見込まれる。

(4) 地方特例交付金等 (1,936億円 ▲82.9%)

昨年度の定額減税の減収分の補てん措置が終了したため、住宅ローン減税による個人住民税の減収補てん分のみとなり減少した。

(5) 地方交付税 (18兆9,574億円 1.6%)

交付税総額は7年連続で前年度を上回っており、2000年度以降では2002年度に次ぐ水準となっている。ただし、当時は大幅な財源不足での総額確保であったことからすれば、現在は財政健全化のもとで望ましい総額確保といえるだろう。

図表6は交付税総額確保の状況を昨年度と比較し

たものである。表は交付税法定率分の内訳とその合計額(A)、一般会計および交付税特会の加減内容(B)、その差引により決定する交付税総額(C)という構成になっている。

まず、法定率分計をみると2025年度は21兆6,995億円と所得税の定額減税の終了の反動もあって前年度比で13.4%と大幅に伸びている。また、法定率分だけで20兆円を超えたのは今回が初めてである。税目別にみると酒税を除き前年度を上回っており、このうち一般会計から繰り入れられる所得税から消費税までの4税で19兆円を超えており、交付税特会に直入される地方法人税分は事実上交付税特会借入の繰り上げ償還に回す余地が生じたことになる。各加算・減算の内容は以下の通りである。

◆ 国税減額補正精算分等 (▲7,303億円)

交付税の法定率分の国税決算が当初見込みを下回った場合、その相当額を分割して後年度の交付税総額から差し引くのが国税減額補正精算分等である。2025年度は繰り上げ精算を含め7,303億円が控除された。

◆ 既往法定分 (929億円 再掲)

既述の通り1995年度の公共事業等臨時特例債の利子負担額等および2017年度税制改正による配偶者控除・配偶者特別控除の見直しによる個人住民税の減

図表6 交付税総額確保の内容

		(億円)				
法定率分の内訳	法定5税	法定率%	2024	2025	前年度地財計画との比較	
					増減	伸び率
	所得税	33.1	59,266	77,080	17,814	23.1%
	法人税	33.1	56,422	63,701	7,279	11.4%
	酒税	50	6,045	5,870	-175	-3.0%
	消費税	19.5	46,455	48,571	2,116	4.4%
	地方法人税	100	19,750	21,773	2,023	9.3%
	(A) 法定率分計		187,938	216,995	29,057	13.4%
(B) 加算減算等	国税減額補正精算分等		-5,133	-7,303		
	法定加算(既往法定分)		3,488	929		
	交付税特別会計借入金償還		-5,000	-28,000		
	交付税特別会計借入金支払利子		-1,965	-2,270		
	交付税特別会計剰余金活用		500	400		
	公庫債権金利変動準備金活用		2,000	2,000		
	前年度からの繰越金		4,843	6,822		
	返還金				2	
	(C) 交付税総額		186,671	189,574		

(注) 法定率分の合計は国税減額補正精算分などの控除前の単純計である

(資料) 2025年度地財計画および政府予算資料より作成

取補てん分の加算である。

◆ 交付税特会借入金償還 (▲2兆8,000億円)

過去の地財対策では交付税特会で直接借り入れて交付税を加算する措置が講じられたことがあり、その残高は2024年度末で30兆円弱に上る。現在、償還計画にしたがって段階的に増額しつつ交付税総額から控除しており、2029年度以降は毎年度1兆円の償還を予定している。2025年度は計画上の6,000億円に加え、過去に償還を繰り延べた分の一部2兆2,000億円を含め2兆8,000億円の償還に充てた。これにより借入残高の圧縮は大幅に進んだ。

◆ 交付税特会借入金支払利子 (▲2,270億円)

交付税特会借入金の残高は短期借り換えのため毎年度支払利子が発生し、相当額が交付税総額から控除される。2025年度は2,270億円と昨年度を上回っている。これは財務省の毎年度の想定金利が引き上げられたことが要因の一つとなっている。全般的に金利上昇の兆しがあることから今後も地財対策において注視する点である。

◆ 交付税特会剰余金活用 (400億円 再掲)

交付税特会借入金の予算上の利払費と実際の額の差分を活用した加算措置である。

◆ 公庫債権金利変動準備金活用 (2,000億円 再掲)

地方公共団体金融機構が有する公庫債権金利変動準備金の不用額を活用して、2,000億円を加算した。2024年度の補正予算のところで述べたように、同年度の準備金の活用を見送ったことから、2025年度に繰り延べて活用した。近年、金利上昇の兆しがうかがわれるなかでは、今後、同剰余金の追加的な活用は厳しいものと予想される。

◆ 前年度からの繰越金 (6,822億円)

2024年度補正予算で述べた交付税の法定率上振れ分のうち、翌年度に繰り延べた分を加算した。繰越額としては昨年度を上回っている。

◆ 基準財政需要額・基準財政収入額の見通し

新年度の地財計画を受けた交付税算定の見通しについては、基準財政需要額のうち個別算定経費(地域の元気創造事業費、人口減少等特別対策事業費、地域社会再生事業費、地域デジタル社会推進費、公債費、事業費補正を除く)が道府県分、市町村分でそれぞれ約2.0%増、包括算定経費は道府県分で約3.5%増、市町村分で約6.5%増と包括算定経費が高い伸びとなっている。

いずれも給与改定分(2024年度分および2025年度給与改定費)の算定が反映されており、基準財政需

要額では常勤職員、会計年度任用職員ともに職務に応じて関連項目または包括算定経費の単位費用等に加算される見通しである。また、公共施設等に関する物価高騰対策については包括算定経費で一括算定される。

一方、基準財政収入額の伸び率は示されていないが、道府県分では道府県民税所得割、法人事業税、特別法人事業譲与税の増、市町村分では市町村民税所得割、地方消費税交付金の増が見込まれている。

◆ 国庫支出金（17兆1,022億円）

国庫支出金は社会保障関係費の増加などにより8.2%と2011年度以降で最も高い伸び率となった。

◆ 地方債（5兆9,602億円 ▲5.5%）

地方債は臨財債の発行がなくなったことにより大幅な減少となった。その他で前年度を下回ったのは旧合併特例債2,500億円（▲34.2%）である。一方前年度を上回った主な項目は学校教育施設等整備事業債2,670億円（26.0%）、一般廃棄物処理事業債1,603億円（27.8%）、公共施設等適正管理事業債4,500億円（4.2%）、デジタル活用推進費事業債900億円（皆増）、辺地及び過疎対策事業債6,490億円（3.5%）などがあげられる。

◆ その他 使用料・手数料、雑収入

使用料・手数料や雑収入は実績等を踏まえて包括的に見積もっており、使用料・手数料は前年度を下回る1兆5,560億円（▲0.4%）、雑収入は4兆8,496億円（2.8%）と伸びている。

結 び

2025年度の地財計画は収支および一般財源総額の大幅な伸張と各種債務の圧縮を両立させ、財源不足も減少傾向を維持しており、財源保障の望ましい姿に近づきつつある点で評価できる。とりわけ臨財債の発行が解消されたことは、自治体が交付税の一部を借金で立て替える将来債務のリスクを低減させることから、近年の長期金利上昇下にあってしかるべきタイミングといえる。各自治体の臨財債の発行可能額は、算定上、財政力の高い都市部の割合を高くしているため、特に大都市の債務残高の抑制に寄与する。

歳出では2024年各人事委員会勧告の給与改定の反映にとどまらず、2025年度の改定を見据えた対策が講じられたことは、新年度における各自治体の給与引き上げを促す指針としての役割を果たしている。これらを踏まえて各自治体が会計年度任用職員や公営企業の職員等を含めた一連の給与改定にどのように対応するかが注目される。

その他、昨年度に引き続き、積極的な人への投資も注目される。資料を参照すると都道府県における市町村支援デジタル人材確保や地域おこし協力隊などに対する交付税措置の拡充なども多岐にわたり行われており、自治体現場における制度の活用が期待される。

一般行政経費は社会保障関係を中心に例年通り補助事業が伸びているのに加え、特別枠を除く単独事業の伸び率も高かった。ただし、後述するように実質的な充実は限定的である。

投資的経費では総額で見ると微増にとどまっているが、防災・減災、CO2対策、公共施設等のマネジメントなどにわたり、対象事業の拡充が図られ質の向上が年々進んでいる。

以上のように地財計画は規模、その内容とも全般的に上げ潮感がみられるが、冷静に見ると収支ともに物価上昇等にともない名目値で底上げされた効果が大きく、財源保障の内容が拡充したという評価には慎重にならざるを得ない。

まず、歳入では物価上昇や円安を背景に地方税や交付税財源を名目値で押し上げており、本文で述べた各債務残高の圧縮の余剰財源をもたらしている。一方で歳出の増加の中心は給与改定、公共サービス等の光熱費や委託料拡充、公立病院等の建設単価の引き上げなど、大きく捉えれば物価上昇分の自然増が寄与しており財源保障の充実というよりも必要不可欠な経費増を反映したという見方ができるだろう。

また、物価上昇の影響を反映したものだとしても、新年度の地財計画が物価高における標準的行政水準の見込額として十分なものとなっているかについて慎重に評価すべきだろう。たとえば本文で言及した社会保障・税一体改革にともなう社会保障充実分が前年度と同額にとどまっていることや投資的経費の各種事業費がほぼ前年度並みであることなど、事業

の重要性を鑑みると検証の余地がある。また、各種報道によれば⁽⁵⁾物価高にともなう生活困窮者の相談が増加傾向にあるなど、物価高がもたらす追加的な自治体政策の経費増などについて、地財計画にどの程度反映されたのか不明である。もちろん、標準的行政経費としてどこまで反映させるかについては議論の余地はあるが、いずれにしても各自治体は近年の物価高における財政需要の影響を検証し、必要に応じて地方自治法第99条（地方議会の国会への意見提出権）や地方交付税法第17条の4（交付税算定に関する総務大臣への意見申し出権）、あるいは六団体による意見集約などを通じて、地財計画や交付税算定への反映を国に求めていく必要がある。

最後に地財計画の今後の展望についてポイントをあげて本稿を結ぶ。

◆ 一般財源総額実質同水準ルールの再検討

2011年度から運用が始まった一般財源総額実質同水準ルール（以下「同水準ルール」と呼ぶ）は、当時、リーマンショックにともなう財政危機のなかで、国・地方を通じた財政健全化（プライマリーバランスの黒字化）を目指し、かつ地方財政の中期的な安定を図ることを目的として一般財源総額を保障してきた。もちろんこのルールは完全な上限値ではなく、地方創生や社会保障等の増加にともない一般財源総額の充実が図られてきたが、この間、主に増加の一途をたどっているのは一般行政経費の補助事業が中心で、単独事業は抑制されてきた。これは見方を変えれば同水準ルールのもとで国庫負担事業の裏負担に一般財源が充てられ、本来財源の自由度を保障する単独事業の一般財源の伸びが侵食されているということである。こうした状況でさらに物価高が単独事業の一般財源負担を押し上げる可能性があり、事実上、こうした単独事業を抑制するかたちでの同水準ルールの運用は限界にきていると考えられる。地財計画における財政健全化が進展するなかで、改めて一般財源総額の水準確保のあり方を問い直す必要がある。

◆ 特別枠のあり方

安倍内閣の地方創生以来、一般行政経費の単独事

業の特別枠として1兆円台の経費枠が設定され、時の政権の政策の受け皿として、これまで「まち・ひと・しごと創生事業費」（2015～2022）「デジタル田園都市国家構想事業費」（2023～2024）「新しい地方経済・生活環境創生事業費」（2025～）と引き継がれてきた。この間の交付税の算定では基準財政需要額の項目名や基本的な算定式を存置した上で、その補正係数の算定内容が適宜見直され現在にいたっている。あくまで臨時的な経費であるものの1兆円台の規模が条件不利地域を中心に自治体の一般財源確保に重要な役割を果たしているのは事実である。ただし、条件不利地域に配慮した算定となっているのは、地方創生以来、地方圏を重視する政策が結果的に継承されているに過ぎず、この特別枠が恒久化される保障は全くない。

地方交付税の安定性や財源保障の予見可能性等の観点からすれば、通常的一般行政経費の単独事業などに振り替えていくことが望ましく、これによって交付税算定における条件不利地域の財政需要が十分反映できないのであれば、人口減少社会における自治体の財政需要を研究した上で、新たな恒久的項目を創設することも必要である。

◆ 103万円の壁と地方交付税

地財対策で述べたように「103万円の壁」の引き上げにともなう交付税原資（所得税）の減収分2,000億円は、物価調整分として、減収補てんは講じられなかった。なおも少数与党のもとで税制改正関連法の行方は不透明であり、さらなる壁の引き上げによる財源不足の見込みについて地財対策が講じられることも予想される。その場合、長年の地方の財政健全化努力を踏まえると臨財債発行は許容されるものではない。また、交付税が地方固有の財源（2005年2月15日小泉首相答弁）であることを踏まえると、壁の引き上げによる交付税の減収は地方固有の財源を毀損することになり、一時的な財源補てんや税収増で還元されるものではない。その意味からすれば今回の2,000億円の減収分も法定率の引き上げを含む恒久的な財源補てん策がとられるべきであったと考える。与野党の税制改正における議論で

(5) KHB東日本放送（2024年8月28日）、朝日新聞デジタル（2025年1月17日）など

地方財政制度が看過されている点を憂慮する。

今次通常国会における税制改正関連法や新年度予算の審議では、与野党が地方財政をめぐりどのよう

な認識をもって議論を展開するのか、大いに注目される。

(とびた ひろし 公益財団法人地方自治総合研究所副所長)

キーワード：103万円の壁／新しい地方経済・生活環境創生事業費／デジタル活用推進事業費／臨時財政対策債／給与改善費

【参考文献】

小西砂千夫『地方財政学 ― 機能・制度・歴史』有斐閣、2022

小西砂千夫『地方財政改革の現代史』有斐閣、2020

飛田博史「2025年度地財計画と地方財政」『月刊自治研』2025年2月号

飛田博史「2024年度地方財政計画について」『自治総研』2024年3月号

<資料1> (総務省ホームページ資料を掲載、資料2も同じ)

令和7年度地方財政対策のポイント

総務省自治財政局
令和6年12月27日

通常収支分

1 一般財源総額の確保等

- ・ 一般財源総額(交付団体ベース)を**63.8兆円(対前年度比+1.1兆円)**確保
- ・ 地方交付税総額を**19.0兆円(対前年度比+0.3兆円)**確保

<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般財源総額(交付団体ベース) (※ 不交付団体を含めた一般財源総額) 	63.8兆円 (67.5兆円)	対前年度比 +1.1兆円 (同 +1.8兆円)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税・地方譲与税 	48.4兆円	同 +3.0兆円
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方特例交付金等 	0.2兆円	同 ▲0.9兆円
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方交付税 	19.0兆円	同 +0.3兆円
<ul style="list-style-type: none"> ・ 臨時財政対策債 	—	同 皆減

※一般財源総額(交付団体ベース)は「給与改善費(仮称)」計上分を除くと対前年度比+0.9兆円
(注)端数処理のため合計が一致しない場合がある

- ・ いわゆる「103万円の壁」に係る令和7年度の地方交付税の減収影響(0.2兆円)を含めても、上記のとおり適切に地方財源を確保

2 地方財政の健全化

- ・ 臨時財政対策債は、平成13年度の制度創設以来、**初めて新規発行額ゼロ**
- ・ 交付税特別会計借入金について、これまで償還を後年度に繰り延べてきたもののうち、令和6年度までの繰延べ分2.2兆円について、令和7年度に償還

3 DX、防災・減災対策の推進

- ・ 自治体DX・地域社会DXを推進するため、「デジタル活用推進事業費(仮称)」(0.1兆円)を創設(地方財政法の特例を設け、地方債の発行を可能とする)
- ・ 緊急浚渫推進事業費について、事業期間を令和11年度まで5年間延長し、令和7年度については0.11兆円(前年度同額)を計上

4 人件費の増加への対応

- ・ 常勤職員・会計年度任用職員に係る給与改定(0.8兆円)及び教職調整額の引上げ(令和7年度:0.01兆円)に必要な財源を確保
- ・ 令和7年度の給与改定に備え、「給与改善費(仮称)」(0.2兆円)を計上

5 物価高への対応

- ・ 自治体施設の光熱費・施設管理の委託料の増加を踏まえ、0.1兆円(前年度比+0.03兆円)を計上

東日本大震災分

○ 震災復興特別交付税の確保

東日本大震災の復旧・復興事業等の財源として震災復興特別交付税0.1兆円(前年度比▲0.0兆円)を確保

主な歳入歳出の概要

通常収支分 (単位:兆円、%)

区 分		7年度 A	6年度 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B
歳 入	地方税	45.4	42.7	2.7	6.4
	地方譲与税	3.0	2.7	0.2	8.7
	地方特例交付金等	0.2	1.1	▲ 0.9	▲ 82.9
	地方交付税	19.0	18.7	0.3	1.6
	国庫支出金	17.1	15.8	1.3	8.2
	地方債	6.0	6.3	▲ 0.4	▲ 5.5
	臨時財政対策債	0.0	0.5	▲ 0.5	皆減
	臨時財政対策債以外	6.0	5.9	0.1	1.8
	その他	6.4	6.3	0.1	2.0
	計	97.0	93.6	3.4	3.6
一般財源 (交付団体ベース)		67.5 63.8	65.7 62.7	1.8 1.1	2.8 1.7
歳 出	給与関係経費	21.0	20.2	0.7	3.7
	退職手当以外	19.9	19.2	0.7	3.7
	退職手当	1.1	1.1	0.0	4.0
	一般行政経費	45.6	43.7	1.9	4.4
	補助	26.6	25.1	1.4	5.7
	単独	15.9	15.4	0.5	3.3
	うち デジタル活用推進事業費(仮称)	0.1	0.0	0.1	皆増
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	1.5	1.5	0.0	0.6
	新しい地方経済・生活環境創生事業費(仮称)	1.2	1.3	▲ 0.1	▲ 4.0
	うち 地方創生推進費	1.0	1.0	0.0	0.0
	うち 地域デジタル社会推進費	0.2	0.25	▲ 0.05	▲ 20.0
	地域社会再生事業費	0.4	0.4	0.0	0.0
	公債費	10.7	10.9	▲ 0.2	▲ 1.5
	維持補修費	1.6	1.5	0.0	1.0
	うち 緊急浚渫推進事業費	0.1	0.1	0.0	0.0
	投資的経費	12.1	12.0	0.1	1.0
	直轄・補助	5.7	5.6	0.1	2.2
	単独	6.4	6.4	0.0	0.0
	うち 緊急防災・減災事業費	0.5	0.5	0.0	0.0
	うち 公共施設等適正管理推進事業費	0.5	0.5	0.0	4.2
	うち 緊急自然災害防止対策事業費	0.4	0.4	0.0	0.0
	うち 脱炭素化推進事業費	0.1	0.1	0.0	0.0
	公営企業繰出金	2.3	2.3	▲ 0.0	▲ 1.7
水準超経費	3.8	3.0	0.8	26.5	
計	97.0	93.6	3.4	3.6	

※ 精査中のものであり、今後、異動する場合がある。

※ 表示単位未満四捨五入の関係で積み上げと合計が一致しない場合がある。

〈齊率 2〉

令和7年度地方財政計画の概要

総務省自治財政局
令和7年2月

地方財政計画は、地方交付税法第7条の規定に基づき作成される地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類であり、国会に提出するとともに、一般に公表するものである。

【I 令和7年度の地方財政の姿】

1 通常収支分

(1) 地方財政計画の規模	97兆 94億円	((6)93兆6,388億円、+3兆3,707億円、	+3.6%)
(2) 地方一般歳出	81兆2,741億円	((6)78兆4,568億円、+2兆8,173億円、	+3.6%)
(3) 一般財源総額(交付団体ベース)	63兆7,714億円	((6)62兆7,180億円、+1兆 535億円、	+1.7%)
※ 不交付団体を含めた一般財源総額	67兆 5,414億円	((6) 65兆 6,980億円、+1兆 8,435億円、	+2.8%)
(4) 地方交付税の総額	18兆9,574億円	((6)18兆6,671億円、+2,904億円、	+1.6%)
(5) 地方税及び地方譲与税	48兆4,154億円	((6)45兆4,622億円、+2兆9,532億円、	+6.5%)
(6) 地方特例交付金等	1,936億円	((6) 1兆1,320億円、▲9,384億円、	▲82.9%)
(7) 臨時財政対策債	0円	((6) 4,544億円、▲4,544億円、	皆減)
(8) 財源不足額	1兆 929億円	((6) 1兆8,132億円、▲7,203億円、	▲39.7%)

2 東日本大震災分

(1) 復旧・復興事業			
① 震災復興特別交付税	871億円	((6) 904億円、	▲33億円、▲3.7%)
② 規模	2,704億円	((6) 2,631億円、	+73億円、+2.8%)
(2) 全国防災事業			
規模	218億円	((6) 250億円、	▲32億円、▲12.8%)

令和7年度地方財政計画の概要（通常収支分）①

【Ⅱ 通常収支分】

- 社会保障関係費、人件費の増加や物価高が見込まれる中、地方団体が、様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源総額について、令和6年度を上回る額を確保
- 地方財政の健全化に取り組み、臨時財政対策債については、平成13年度の制度創設以来、初めて発行額がゼロ

1 地方財源の確保

○ 一般財源(交付団体ベース)の総額 63兆7,714億円(前年度比 +1兆 535億円、 +1.7%)

※ 不交付団体を含めた一般財源総額 67兆 5,414億円 (同 + 1兆8,435億円、 +2.8%)

[一般財源比率(臨時財政対策債を除く一般財源総額が歳入総額に占める割合) 69.6%(⑥69.7%)]

- ・ 地方税 45兆4,493億円(前年度比 +2兆7,164億円、 +6.4%)
- ・ 地方譲与税 2兆9,661億円(同 +2,368億円、 +8.7%)
- ・ 地方交付税 18兆9,574億円(同 +2,904億円、 +1.6%)
- ・ 地方特例交付金等 1,936億円(同 ▲9,384億円、 ▲82.9%)
- ・ 臨時財政対策債 0円(同 ▲4,544億円、 皆減)

○ 地方債 5兆9,602億円(前年度比 ▲3,501億円、▲5.5%)

- ・ 臨時財政対策債 0円(前年度比 ▲4,544億円、 皆減)
- ・ 臨時財政対策債以外
通常債 5兆9,602億円(同 +1,043億円、 + 1.8%)
- ・ 財源対策債 5兆2,002億円(同 +1,043億円、 + 2.0%)
7,600億円(同 0億円、 0.0%)

令和7年度地方財政計画の概要（通常収支分）②

2 地方交付税の確保

○ 地方交付税(出口ベース) 18兆9,574億円(前年度比 +2,904億円、+1.6%)

＜一般会計＞ 18兆8,848億円(a)

- (1) 地方交付税の法定率分(所得税・法人税・酒税・消費税の法定率分) 19兆5,222億円
- (2) 一般会計における加算措置(既往法定分) 929億円
- (3) 国税減額補正精算等 ▲7,303億円

＜特別会計＞ 727億円(b)

- (1) 地方法人税の法定率分 2兆1,773億円
- (2) 交付税特別会計借入金償還 ▲2兆8,000億円
- うち令和6年度までの繰延べ分の償還 ▲2兆2,000億円
- (3) 交付税特別会計借入金支払利子 ▲2,270億円
- (4) 交付税特別会計剰余金の活用 400億円
- (5) 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用 2,000億円
- (6) 令和6年度からの繰越金 6,822億円
- (7) 返還金 2億円

＜地方交付税＞(a)+(b) 18兆9,574億円

(参考) 地方交付税の推移(兆円)

	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗
地方交付税	16.7	16.3	16.0	16.2	16.6	17.4	18.1	18.7
								19.0

令和7年度地方財政計画の概要（通常収支分）③

3 地方財政の健全化

- ・ 財源不足の縮小 (▲7,203億円)
 ⑥ 1兆8,132億円 → ⑦ 1兆 929億円
 - ・ 臨時財政対策債 (▲4,544億円)
 ⑥ 4,544億円 → ⑦ 0円
 年度末残高見込み (▲3兆4,929億円)
 - ・ 交付税特別会計借入金償還 (+2兆3,000億円)
 ⑥ 5,000億円 → ⑦ 2兆8,000億円
- ※ うち令和6年度までの繰延べ分の償還 2兆2,000億円
- 年度末残高見込み (▲2兆8,000億円)

(参考)臨時財政対策債の推移(兆円)

	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗
臨時財政対策債	3.8	4.0	4.0	3.3	3.1	5.5	1.8	0.5
		㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞
								㉟

4 財源不足の補填

○ 令和7年度における財源不足額 1兆929億円 (前年度比▲7,203億円、▲39.7%)

○ 令和7年度においては、以下のとおり財源不足額を補填

- ① 財源対策債の発行 7,600億円
- ② 地方交付税の増額による補填 3,329億円
 - ・ 一般会計における加算措置(既往法定分) 929億円
 - ・ 交付税特別会計剰余金の活用 400億円
 - ・ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用 2,000億円

令和7年度地方財政計画の概要（通常収支分）④

5 行政の効率化・地域の課題解決等のためのデジタル投資の推進等 ……P12～P13参照

- 担い手不足が急速に深刻化するおそれがある中、自治体DX・地域社会DXの取組を加速するため、「デジタル活用推進事業費」を創設。地方財政法の特例を設け、情報システムや情報通信機器等の整備に活用できるデジタル活用推進事業費の発行を可能とする
- 都道府県が市町村と連携して地域DX推進体制を構築し、市町村の求める人材プール機能を確保できるよう、地方交付税措置を拡充

6 人口減少を踏まえた、公共施設の集約化・複合化の推進 ……P14参照

- 地方団体が、公共施設等総合管理計画等に基づいて実施する公共施設の集約化・複合化等に伴う施設の除却事業を、公共施設等適正管理推進事業債(集約化・複合化事業)の対象に追加
- 特に取組が十分には進んでいない複数団体による広域的な公共施設の集約化・複合化を円滑に進めるため、特別交付税措置を創設

7 安全・安心な暮らしを実現するための地方独自の防災・減災対策 ……P15～P17参照

- 「緊急浚渫推進事業費」について、対象事業を拡充した上で、事業期間を延長（地方財政法を改正）
- 「緊急防災・減災事業費」について、消防・防災力の一層の強化を図るため、対象事業を拡充
- 「緊急自然災害防止対策事業費」について、積雪寒冷特別地域の道路における凍上災害の予防・拡大防止対策を対象に追加
- 令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、地方団体の水道事業等の防災対策を強化するため、地方財政措置を拡充

令和7年度地方財政計画の概要（通常収支分）⑤

8 持続可能な地域社会の実現に向けた地方創生の取組 ……P18～P20参照

- 地方への人の流れの創出・拡大を加速するため、二地域居住・関係人口、大学等と連携した地域課題解決に係る特別交付税措置を創設するとともに、「地域活性化起業人」「地域おこし協力隊」に係る特別交付税措置を拡充
- 行政サービス等の持続性を確保するため、過疎地に所在する郵便局に窓口事務を委託する市町村について、当該郵便局等に対して行政サービス、住民生活支援サービスを委託する際の初期経費に係る特別交付税措置を創設
- 地域のニーズや時代の変化に対応した高校教育を推進するため、公立高校と産業界等が連携した人材育成の取組に対して特別交付税措置を創設するとともに、公立高校の運営経費に係る普通交付税の算定方法を見直し

9 地方公務員の給与改定等に要する地方財源の確保

- 令和6年人事委員会勧告に伴う給与改定に要する経費について、所要額を計上
 - ・ 給与改定に要する経費(地方負担分) 7,651億円
うち会計年度任用職員分 1,472億円
- 教職調整額の率の引上げに伴う令和7年度の地方負担(113億円)について、全額地方財政計画の歳出に所要額を計上し、必要な財源を確保(→P21参照)
- 令和7年度の給与改定に備え、一般行政経費(単独)に給与改善費(2,000億円)を計上

10 物価高への対応 ……P22参照

- 自治体施設の光熱費や、サービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費(単独)に1,000億円(前年度比+300億円)を計上
- 資材価格等の高騰による建設事業費の上昇を踏まえ、公立病院の新設・建替等事業(病院事業債)と津波浸水想定区域からの庁舎移転事業(緊急防災・減災事業債)における建築単価の上限を引上げ

令和7年度地方財政計画の概要（通常収支分）⑥

11 公立小・中学校体育館の空調設備の光熱費 ……P23参照

- 公立小・中学校の体育館への空調設備が進められていることを踏まえ、体育館の空調設備の光熱費について一般行政経費(単独)に29億円を計上し、地方交付税措置を講じる

12 こども・子育て政策の強化に係る地方財源の確保

- 「こども未来戦略」に掲げる「こども・子育て支援加速化プラン」における令和7年度の地方負担の増(2,413億円)について、全額地方財政計画の歳出に計上し、必要な財源を確保

13 社会保障の充実及び人づくり革命等

- 社会保障・税一体改革による社会保障の充実分及び人づくり革命等に係る経費について所要額を計上

※ 下記金額は、国・地方所要額の合計

- ・ 社会保障の充実分の事業費 2兆7,986億円(⑥)2兆7,987億円)
- ・ 社会保障4経費に係る公経済負担増分の事業費 6,297億円(⑥) 6,297億円)
- ・ 人づくり革命に係る事業費 1兆6,983億円(⑥)1兆6,491億円)

14 公立病院の経営改善の取組の推進 ……P24参照

- 計画的に経営改善に取り組む公立病院の資金繰りを支援するため病院事業債(経営改善推進事業)を創設
- 経営マネジメント力の向上を図るため、総務省と厚生労働省の共同事業として「医療経営人材養成研修」を創設
- 不採算地域やへき地における医療提供体制を確保するため、不採算地区病院等への特別交付税措置の基準額引上げを継続するとともに、へき地医療を担う公的病院等に対する地方団体の助成経費に係る特別交付税措置を拡充

令和7年度地方財政計画の概要（通常収支分）⑦

15 新しい地方経済・生活環境創生事業費、地域社会再生事業費

- 地方団体が、自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、「地方創生推進費」について、引き続き1兆円を計上
- 地方団体が、地域が抱える課題のデジタル実装を通じた解決に取り組むため、「地域デジタル社会推進費」について、2,000億円を計上（マイナンバーカード利用特別分500億円は終了）
- 地方団体が、地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むため、「地域社会再生事業費」について、引き続き4,200億円を計上

16 経営・財務マネジメント強化事業の拡充

- 「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」（総務省と地方公共団体金融機構の共同事業）において、対象事業を拡充し、新たに、地方公共団体間の広域連携（公共施設の集約化等、専門人材の確保、事務の共同実施）の取組を支援するための専門アドバイザーを派遣

17 公営競技納付金制度の延長

- 公営競技施行者に偏在する収益金の全国的な均てん化のための公営競技納付金制度について、令和7年度で現行制度の期限が到来することから、現行制度と内容で令和12年度まで延長（地方財政法を改正）
 - ※ 公営競技納付金制度：公営競技施行者で一定の黒字団体が、収益金の一部を地方公共団体金融機構に納付し、機構が地方団体に對する貸付金の利下げに利用

令和7年度地方財政計画の概要（東日本大震災分）

【Ⅲ 東日本大震災分】

○ 震災復興特別交付税の確保

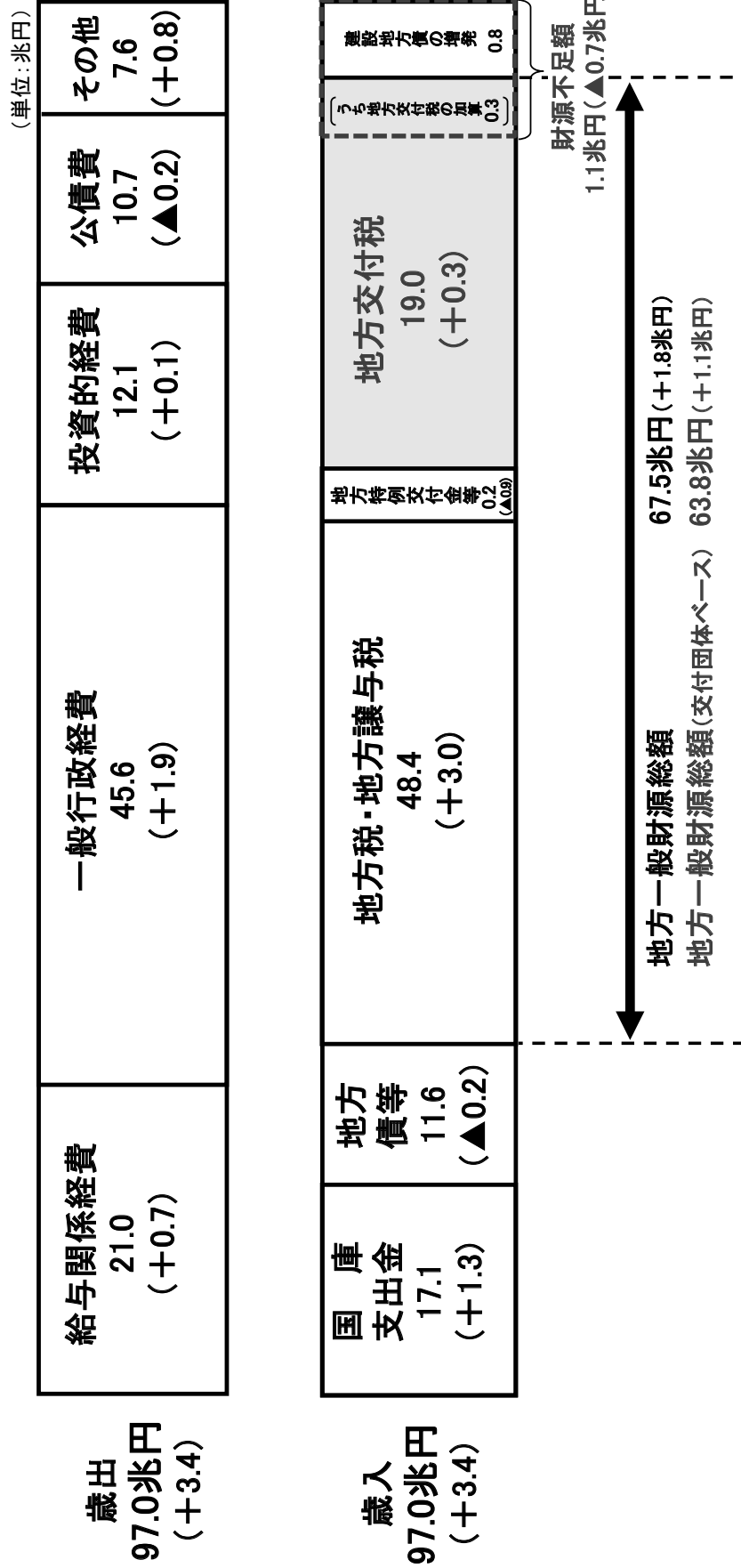
○ 復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確実に確保

- ・ 震災復興特別交付税 871億円（前年度比▲33億円、▲3.7%）
- ・ 震災復興特別交付税により措置する財政需要
 - ① 直轄・補助事業の地方負担分 579億円（前年度比＋45億円、＋8.4%）
 - ② 地方単独事業分（中長期職員派遣、職員採用、単独災害復旧事業等） 117億円（前年度比 ▲5億円、▲4.1%）
 - ③ 地方税等の減収分 175億円（前年度比 ▲73億円、▲29.4%）

※ 令和7年度の所要額は、871億円であるが、予算額は年度調整分187億円を除いた684億円（令和6年度予算額：611億円）となる。

※ 震災復興特別交付税の平成23～令和7年度分の予算額の累計額（不用額を除く）は5兆8,295億円

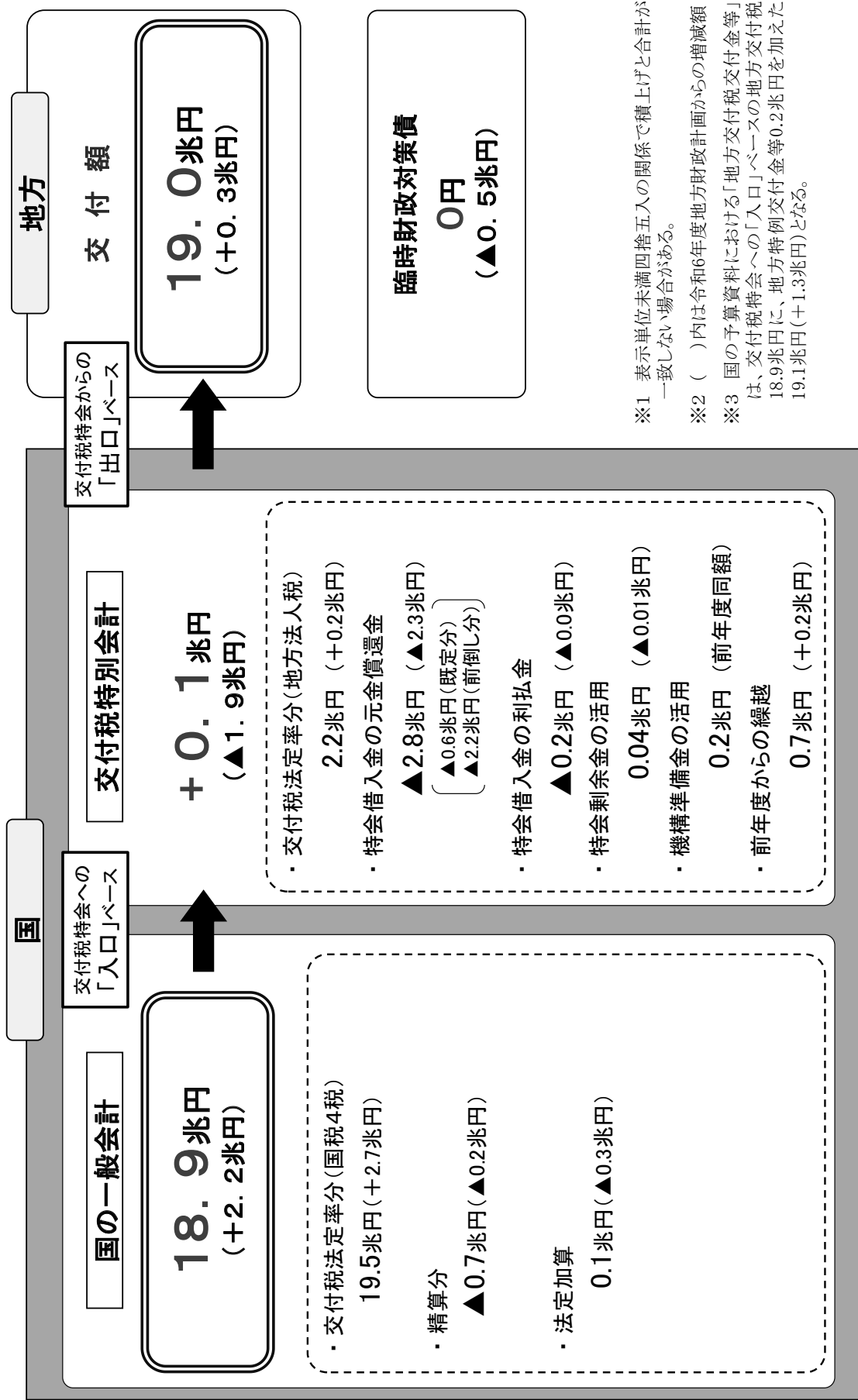
令和7年度 地方財政収支（通常収支分）



注1:表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

注2:()内は令和6年度地方財政計画からの増減額

令和7年度地方交付税の姿



※1 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

※2 ()内は令和6年度地方財政計画からの増減額

※3 国の予算資料における「地方交付税交付金等」は、交付税特会への「入口」ベースの地方交付税18.9兆円に、地方特例交付金等0.2兆円を加えた19.1兆円(+1.3兆円)となる。

デジタル活用推進事業費の創設

○ 担い手不足が急速に深刻化するおそれがある中、デジタル技術を活用した行政運営の効率化・地域の課題解決等に向けた取組をしていくため、「デジタル活用推進事業費」を創設。地方財政法の特例を設け、情報システムや情報通信機器等の整備財源に活用できるデジタル活用推進事業債の発行を可能とする

1. 対象事業

デジタル活用推進計画（デジタル活用による効率化の効果等を記載）に位置づけて実施する以下の事業

※地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく標準化のために必要な経費を除く

(1) 行政運営の効率化・住民の利便性向上を図る自治体DXの推進

① システムの導入（初期経費）

- ア 住民サービスの提供に必要なシステムの導入
- イ 共同調達によるシステムの導入

② 情報通信機器等の整備

- ア 住民利用の情報通信機器、住民サービスの提供に必要な職員利用の情報通信機器の購入
- イ 公共施設のネットワーク環境の整備

(2) 地域の課題解決を図る地域社会DXの推進

地方団体及び公共的団体等による地域の課題解決に資するシステムの導入及び情報通信機器等の整備

（地域の課題解決）

- ・ 医療、交通等日常生活に不可欠なサービスの確保
- ・ 農林水産業、観光など地域産業の生産性向上 等

※公営企業が実施する事業については、一般会計からの補助を対象とするほか、公営企業債（資金手当）も発行可能とする

2. 地方財政措置

地方債充当率：90% 償還年限：5年

交付税措置率（地方単独事業）：50%

※国庫補助事業の地方負担や一部の地方単独事業を除く

3. 事業期間

令和11年度までの5年間

4. 事業費

1,000億円

（書かない窓口）



（インフラ点検用ドローン）



（オンライン診療）



（オンライン申請）



（水道スマートメーター）



（スマート農業）



都道府県における市町村支援のデジタル人材確保（人材プール）

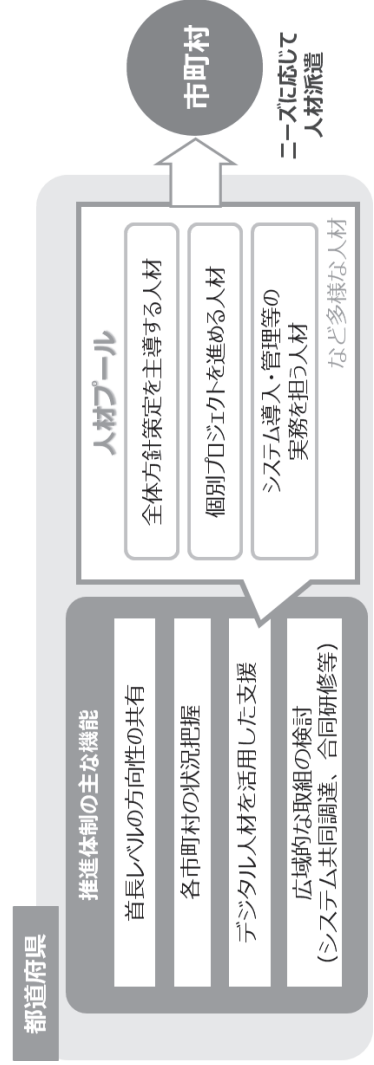
○ 小規模市町村を中心にデジタル人材の確保が難しい中で、令和7年度中に都道府県が市町村と連携して地域DX推進体制を構築し、市町村の求める人材プールの機能を確保できるよう、地方交付税措置を拡充

○ デジタル人材としてのスキル・経験を有し、市町村支援業務を行う常勤職員※について、普通交付税措置

		現 行	令和7年度～
常勤職員 (アクセラレータ※)	非常勤職員 業務委託	特別交付税 (措置率0.7)	普通交付税 単価780万円程度×人数
			特別交付税 (措置率0.7) (～R11)

※ 一定の経験・資格を有する者について、総務省が任命し、デジタル庁と連携してスキルアップ等を継続的に支援

○ 今後3年間で都道府県がデジタル人材の確保に集中的に取り組めるよう、募集経費にかかる特別交付税措置（措置率0.7）の上限額を引き上げ（1団体あたり100万円→300万円）（令和7年度～令和9年度）

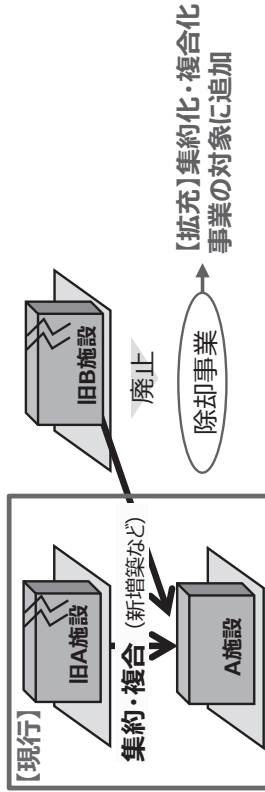


公共施設の集約化・複合化の推進

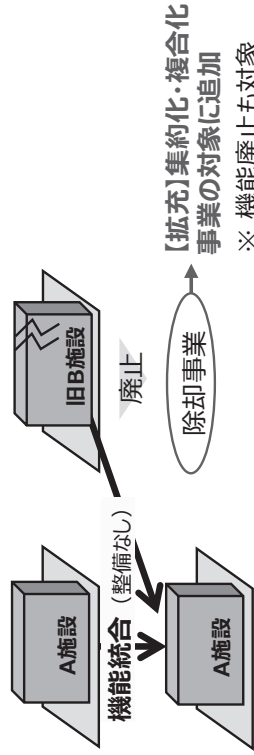
1. 公共施設等適正管理推進事業債（集約化・複合化事業）の拡充

- 公共施設等適正管理推進事業債（集約化・複合化事業：充当率90%、交付税措置率50%）について、公共施設等総合管理計画等に基づいて実施する公共施設の集約化・複合化等に伴う施設の除却事業を対象に追加
※地方交付税措置は、対象事業費から除却施設に係る土地価格相当分を控除した額を対象とする
- 集約化・複合化した施設の供用開始（機能統合等）の場合は供用廃止）から5年以内に除却する施設を対象
※経過措置として、過去に集約化・複合化した施設は5年超経過後も対象

（1）施設の整備を行い、施設を統合する場合



（2）施設の整備を行わず、機能を統合する場合



2. 複数団体による公共施設の集約化・複合化等に係る特別交付税措置の創設

- 公共施設（（2）は公営住宅又は公営企業を除く）を対象に、以下の特別交付税措置を創設

対象経費	特別交付税措置
（1）複数団体による公共施設の集約化・複合化等に向けた調査検討経費 ・ 施設の利用実態や集約化により整備する施設の立地等の調査・分析 ・ 協議会の開催、有識者の招聘 等	1団体あたりの措置上限額 500万円 ※ 実際に要した経費の0.5を上限
（2）複数団体による公共施設の集約化・複合化等の円滑化のための経費 ・ 住民への広報・説明会の開催 ・ 集約後の施設までの住民の移動費用の支援 ・ 施設利用料が異なることに伴う激変緩和 等	集約化等1件・1団体あたりの措置上限額 5,000万円 ※ 実際に要した経費の0.8を上限 ※ 集約化等完了年度を初年度とする5年度間

※専門アドバイザーの派遣（総務省・地方公共団体金融機構の共同事業）により、複数団体による公共施設の集約化・複合化等の取組を支援

緊急浚渫推進事業費の拡充・延長

- 河川等の浚渫（堆積土砂の撤去等）により、効果的・効率的な水害の未然防止につながっているところであるが、緊急的に浚渫を実施すべき箇所は未だに数多く残っており、浚渫事業の必要性が高い状況が継続している
- このため、「緊急浚渫推進事業費」について、農業用排水路に係る浚渫を対象事業に追加した上で、特例措置の期間を令和11年度まで5年間延長（地方財政法を改正）

1. 対象事業

河川、ダム、砂防、治山、防災重点農業用ため池等、農業用排水路に係る浚渫

※1 浚渫には、土砂等の除去・処分、樹木伐採等を含む

※2 各施設に係る浚渫について、国土交通省等より対策の優先順位に係る基準を地方団体に示した上で、各地方団体において各施設の個別計画に緊急的に実施する箇所を位置付け

2. 地方財政措置

地方債充当率：100%

元利償還金に対する交付税措置率：70%

3. 事業期間

令和7年度～令和11年度（5年間）

4. 事業費

1,100億円

（参考）緊急浚渫推進事業債 <令和7年度～令和11年度～>

元利償還金の70%を地方交付税措置

一般財源

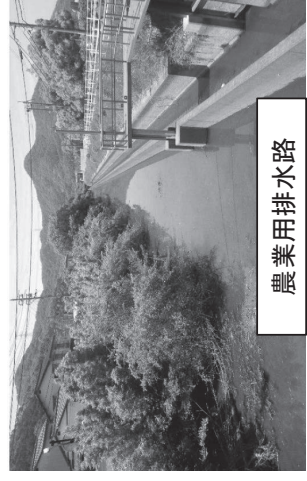
地方債充当率100%



浚渫後



浚渫前



農業用排水路

緊急防災・減災事業費の対象事業の拡充等

- 「緊急防災・減災事業費」について、令和6年能登半島地震の教訓等も踏まえ、消防・防災力の一層の強化を図るため、対象事業を拡充
- 「緊急自然災害防止対策事業費」について、積雪寒冷特別地域の道路における凍上災害の予防・拡大防止対策のうち、基層及び路盤を含む対策を対象に追加

1. 緊急防災・減災事業費の対象事業の拡充

- 安全を確保した消火活動のための緊急消防援助隊の無人走行放水ロボットの整備
- 災害応急対策を継続するための移動式燃料給油機の整備
- 応急対策職員派遣制度に基づき派遣される応援職員のための宿泊機能を有する車両の整備

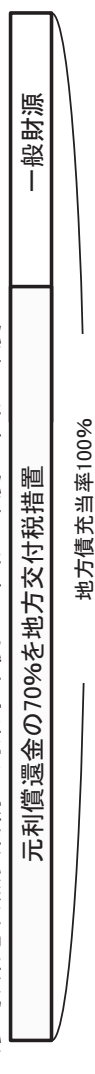
(参考) 緊急防災・減災事業費 < 令和3年度～令和7年度 >



2. 緊急自然災害防止対策事業費の対象事業の拡充

- 積雪寒冷特別地域の道路における凍上災害の予防・拡大防止対策については、舗装の表層のみの対策に加えて、基層及び路盤を含む対策にまで対象を拡充

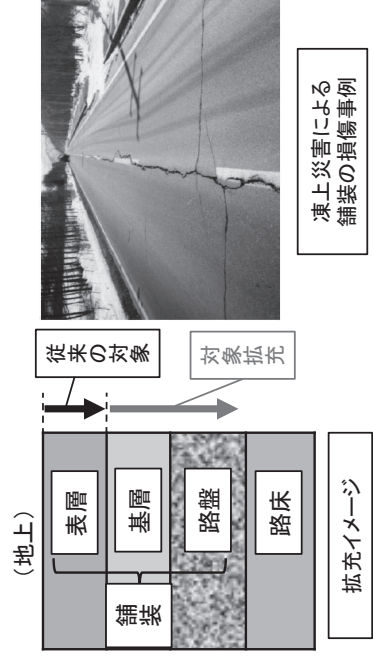
(参考) 緊急自然災害防止対策事業費 < 令和3年度～令和7年度 >



無人走行放水ロボット



移動式燃料給油機



水道等の防災対策の推進

- 令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、災害時の水の確保が極めて重要であることに鑑み、地方団体の水道事業等の防災対策を強化するため、地方財政措置を拡充

1. 水道管路耐震化事業に係る地方財政措置の拡充

【事業期間】 令和10年度まで

【対象経費】 水道管路の耐震化事業のうち、通常事業費を超えて実施する事業（上積事業費）

【地方財政措置】 対象経費のうち一定割合※1を一般会計出資債の対象とし、元利償還金の50%を普通交付税措置

※1 経営条件が厳しいこと等の要件を満たす団体は1/2（特別対策分）
それ以外の団体は1/4（一般対策分）

【拡充内容】

- ① 上積事業費の算出方法を、管路更新率を基準とする方法から、事業費を基準とする方法に見直し※2
- ② 特別対策分の対象要件を、家庭用料金及び資本費が全国平均以上の団体に絞り直し※2（要件を緩和）
- ③ 一般対策分の対象団体に用水供給事業者を追加

※2 ①、②については、令和7年度に限り、令和6年度の基準及び要件を併用

2. 公営企業債（防災対策事業）の創設～発災後の水の確保等への備え～

現行の病院事業債（災害分）を改編のうえ、以下①②の事業を追加（令和10年度まで）し、「公営企業債（防災対策事業）」を創設

- ① 病院事業：災害拠点病院等における給排水管の耐震性能の確保工事
- ② 水道事業：水道施設が被災した際の応急給水のための設備（給水車、防災用井戸、可搬式浄水設備）の整備※3

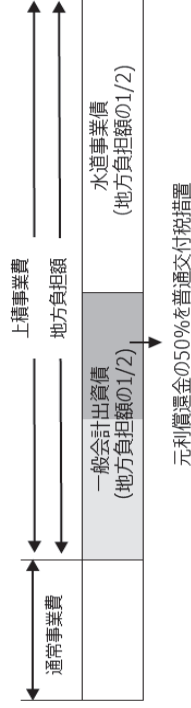
※3 機能向上を伴わない更新・改築事業を除く

【地方財政措置】

元利償還金の70% ※4を普通交付税措置

※4 国庫補助事業にあつては50%

＜地方財政措置（特別対策分）＞

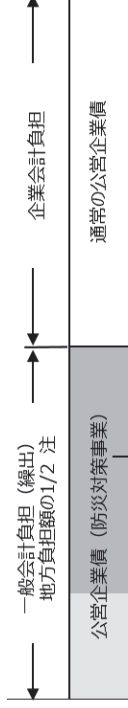


（耐震管の敷設工事）



（給水車）

＜地方財政措置＞



地方への人の流れの創出・拡大、地域経済の好循環による付加価値の創造

- 地方への人の流れの創出・拡大を加速するため、二地域居住・関係人口、地域活性化起業人、地域おこし協力隊、大学等と連携した地域課題解決に係る特別交付税措置を創設・拡充
- 地域の経済循環を促進するため、事業承継人材等と地域企業とのマッチングに係る特別交付税措置を創設

1. 二地域居住・関係人口に係る特別交付税措置の創設

- 二地域居住・関係人口の取組に係る特別交付税措置を創設(措置率0.5)
[対象] 相談窓口の設置、情報発信、二地域居住体験、副業・兼業支援、居住支援、コーデイネーターの設置等

2. 「地域活性化起業人」の拡充

- 企業退職後のシニア層の活用も可能とする「地域活性化シニア起業人」を創設(上限200万円/人)
- 三大都市圏外の指定都市・中核市・県庁所在市に所在する企業の社員等も対象に追加
- 受入れに要する経費(企業派遣型)の上限を引上げ(560万円⇒590万円/人)

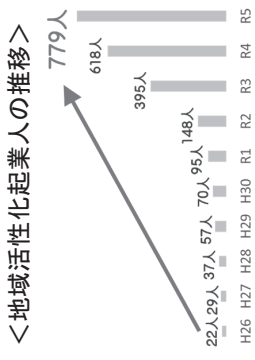
3. 「地域おこし協力隊」の拡充

- 地域おこし協力隊員の募集・活動に要する経費の上限を引上げ
 - ・募集等に要する経費 300万円⇒350万円/団体
 - ・報償費等に要する経費 320万円⇒350万円/人
- JET終了者がJETの活動地域と同じ地域で地域おこし協力隊に就任できるよう地域要件を緩和

令和5年度 7,200人	↑	令和8年度 目標 10,000人
-----------------	---	------------------------

2,800人増

＜地域おこし協力隊員数＞



4. 「ふるさとミライカレッジ」に係る特別交付税措置の創設

- 大学等と地域が連携した地域課題解決プロジェクトに係る特別交付税措置を創設(措置率0.5)
[対象] 計画策定、滞在場所の確保、コーデイネーターの設置、プロジェクト実施等

5. 事業承継人材等と地域企業とのマッチングに係る特別交付税措置の創設

- 地域の事業承継人材、企業経営人材、若者・女性・シニア等と地域企業とのマッチングに係る特別交付税措置を創設(措置率0.5)
[対象] セミナー開催、コーデイネーターの設置、マッチングシステム構築、トライアル勤務への支援等

※既存の特別交付税措置を改組

人口減少地域の郵便局等を活用した行政サービス等の確保の推進

- 人口減少が進み、地域の担い手確保が困難となる中、市町村においては住民窓口機能をはじめとしたサービスの持続性が課題となっている
- 過疎地における行政サービス等の持続性を確保するため、市町村が窓口業務を含む行政サービス、住民生活支援サービスを郵便局等に委託する際の初期経費に係る特別交付税措置を創設

1. 対象自治体

郵便局事務取扱法等※¹に基づき、戸籍謄本等公的証明書の交付事務等を過疎地※²に所在する郵便局等に委託する市町村

※¹ 公共サービス改革法第34条に基づく委託も含む

※² 日本郵便株式会社法施行規則第4条第4項第3号（離島、奄美、小笠原、半島、過疎地域、沖縄離島）

2. 対象経費

窓口業務を含む行政サービス、住民生活支援サービスの委託に伴う初期経費

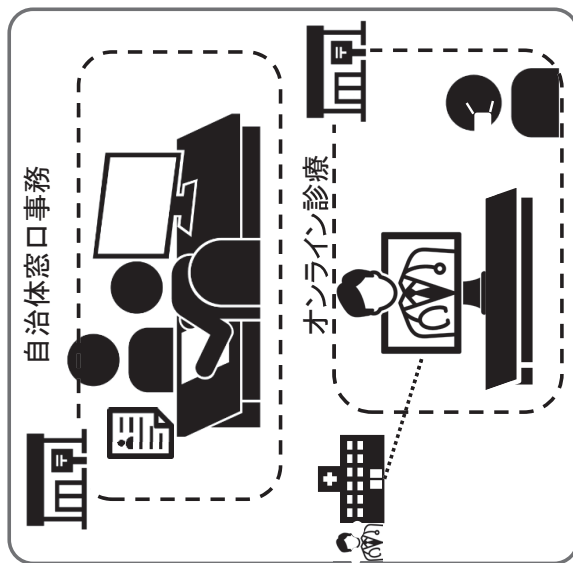
※ 別に財政措置されているものを除く

（具体的な対象事業の範囲（例））

- 行政サービス（市町村への申請サポート、オンライン相談等）
システム整備費、回線・機器整備費、レイアウト変更経費、広報経費
- 住民生活支援サービス
 - ・ 買い物支援のためのシステム整備費、備品購入費、広報経費
 - ・ オンライン診療のためのシステム整備費、回線・機器整備費、レイアウト変更経費

3. 地方財政措置

特別交付税措置（措置率0.5）



公立高校における地域の担い手の確保・育成の推進

- 人口減少が進む中で、地域産業や地域の課題解決の担い手を確保・育成することが重要であり、地域のニーズや時代の変化に対応した高校教育を推進するため、地方財政措置を創設・見直し

1. 公立高校と産業界等との連携の推進

- 公立高校を中核として産業界等と連携して実施する人材育成の取組に対し、特別交付税措置を創設
 - (1) 都道府県等(学校設置者)が、地域の産業界との連携協定等に基づいて実施する、学科の新設・再編等に要する経費
 - 対象経費 : 学科や科目の新設等に伴う備品購入、教員研修など(初期経費)
 - 事業費上限 : 5,000万円/校
 - 措置率 : 0.5(財政力補正あり)
 - (2) 市町村が、地域の公立高校との協定等に基づいて実施する、産業界等と連携した地域に必要な人材の育成に要する経費
 - 対象経費 : コーディネーターの配置、地元企業による講座、就業体験、フィールドワークなど(生徒・保護者に対する給付を除く)
 - 事業費上限 : 500万円/校
 - 措置率 : 0.5(財政力補正あり)

2. 地域のニーズや時代の変化に対応した高校運営経費に対する財政措置の見直し

- 県立高校の運営経費に対する普通交付税措置(R6年度:1,100億円程度)について、地域のニーズや時代の変化に対応して学科の新設・再編等を行う場合に適切に財政措置を行う観点から、学科の種類に応じた算定に見直し(種別補正の創設)

【現在の算定】

生徒一人当たり単価 × 生徒数

【見直し後】

普通科、専門学科、総合学科の種類ごとに単価を設定

専門学科・・・農業、工業、情報など職業教育を主とする学科
 総合学科・・・普通科及び専門学科の中から自分で科目を選択し学ぶ学科

教師の処遇改善（教職調整額の引上げ等）

- 教師に優れた人材を確保するため、働き方改革の一層の推進、学校の指導・運営体制の充実とあわせて教師の処遇改善を図る（文部科学省は関連法案を通常国会に提出予定）
- このために必要な経費について、全額地方財政計画の歳出に計上し、財源を確保

教職調整額（現行：給料の4%）の引上げ

- 教職調整額の率を令和12年度までに10%に引き上げることとし、令和8年1月から5%に引き上げる
 - ・ 教職調整額の引上げの対象者は、公立の小・中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校等の教師

<影響額>

	令和7年度（初年度）		平年度（10%引上げ後）	
	国	地方	国	地方
義務教育	21億円	79億円	711億円	2,067億円
高等学校	—	34億円	—	941億円
合計	21億円	113億円	711億円	3,009億円
		計		計
		100億円		2,778億円
		34億円		941億円
		135億円		3,720億円

（注）平年度の影響額については現時点での試算であり、教員数や給与水準により変動が生じうる。

- ・ 教職調整額の引上げとあわせ、管理職（校長・教頭等）の本給を改善

※ このほか、職責や業務負担に応じた給与とする観点から、学級担任への手当の加算（月額3,000円）等を行うとともに、他の教員特有の給与について見直しを実施

物価高への対応

- 学校、福祉施設、図書館、文化施設など自治体施設の光熱費の高騰や、ごみ収集、学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費(単独)に1,000億円を計上(前年度比+300億円)
- 資材価格等の高騰による建設事業費の上昇を踏まえ、公立病院の新設・建替等事業(病院事業債)と津波浸水想定区域からの庁舎移転事業(緊急防災・減災事業債)における建築単価の上限を引上げ

1. 自治体施設の光熱費・施設管理等の委託料の増加への対応

- ① 学校、福祉施設、図書館、文化施設など自治体施設の光熱費の高騰に対応するため、一般行政経費(単独)に400億円を計上(前年度同額)
- ② ごみ収集、学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費(単独)に600億円を計上(前年度比+300億円) ※ 普通交付税の単位費用措置を3%程度引上げ

2. 公立病院・庁舎の建築単価の引上げ

- 資材価格等の高騰による建設事業費の上昇を踏まえ、以下のとおり対応する
 - ① 病院事業債:公立病院の新設・建替等事業における1㎡当たりの建築単価の上限を引上げ(52.0万円 ⇒ 59.0万円)
 - ② 緊急防災・減災事業債:津波浸水想定区域からの庁舎移転事業における1㎡当たりの建築単価の上限を引上げ(46.8万円 ⇒ 50.1万円)

※ いずれも令和6年度事業債から新単価を適用

学校体育館の空調設備の光熱費

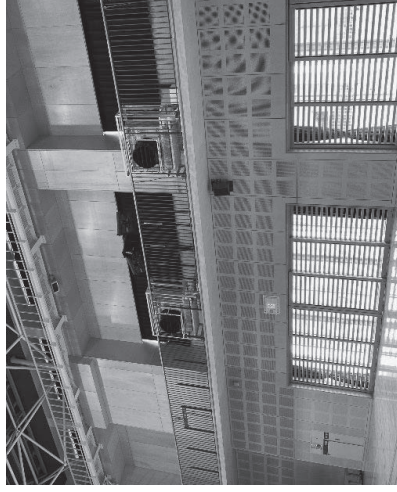
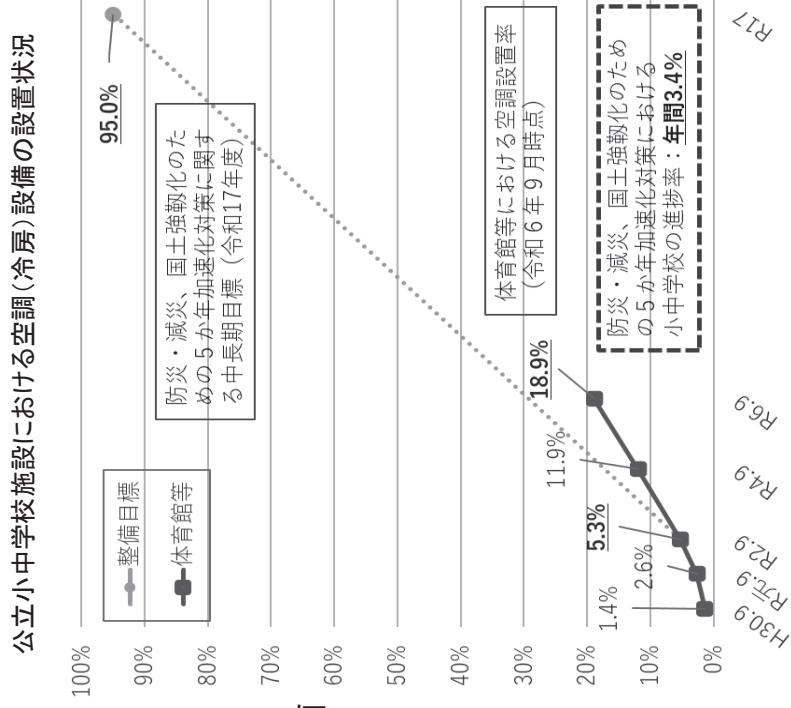
○ 公立小・中学校の体育館への空調整備が進められていることを踏まえ、体育館の空調設備の光熱費について
地方交付税措置を講じる

1. 現状

○ 公立小・中学校の体育館への空調設備の設置率は令和6年9月
時点で18.9%であり、今後更に進捗していく見込み

2. 地方財政措置

○ 体育館の空調設備の光熱費について、令和7年度の地方財政計画
(一般行政経費(単独))に29億円を計上し、地方交付税措置を講じる



災害時にも利用可能な学校体育館の空調設備

地域医療提供体制の確保

○ 地域医療提供体制を確保するため、新たな資金繰り支援等、以下の取組を行う

1. 病院事業の経営改善の促進と資金繰り支援

① 資金不足が生じている病院事業※1であって、経営改善実行計画を策定し収支改善に取り組む公立病院に対して、経営改善の効果額の範囲内※2で活用できる資金手当のための地方債（病院事業債（経営改善推進事業））※3を創設

※1 当年度又は翌年度に資金不足額が生じる見込みの病院事業を含む

※2 資金不足（見込）額と経営改善効果額のいずれか小さい額が上限

※3 発行期間は令和7年度～令和9年度

【経営改善の取組例】

- 病床の縮小、病床機能の見直し
- 医薬品の共同購入、医療機器の共同利用
- 地域の医療機関と連携した紹介患者の増加
- 病院の統合・連携、経営形態の見直し

<公立病院の状況>

	R4	R5
公立病院数	853病院	854病院
赤字病院の割合 ^{注1}	34%	70%
赤字合計額 ^{注1}	639億円	2,448億円
資金不足 ^{注2} が生じている病院事業数	27事業 (41病院)	38事業 (54病院)

注1 経常収支 注2 地方財政法に定める資金不足額

② 総務省と厚生労働省の共同事業として、病院経営に携わるトップ層の経営マネジメント力を向上させ、経営改善を図ることにより持続可能な病院経営を行うために必要な知識を習得するための研修（医療経営人材養成研修）を創設

2. 不採算地域やへき地における医療提供体制の確保

① 不採算地区病院については、依然として厳しい経営状況が続いているため、令和3年度から実施している不採算地区病院等への特別交付税措置の基準額引上げ(30%)を継続※4

※4 日本赤十字社、恩賜財団済生会、JA厚生連等の公的病院等にも同様の措置を講じる

② へき地医療を担う公的病院等に対する地方団体の助成経費に係る特別交付税措置の対象に、へき地医療拠点病院等が行う訪問看護、遠隔医療に要する経費を追加

主な地方財政指標積算基礎（通常収支分）

(単位:億円)

区 分	令和7年度	令和6年度
歳入合計	970,094	936,388
地方税	454,493	427,329
地方譲与税	29,661	27,293
地方特例交付金等	1,936	11,320
地方交付税	189,574	186,671
地方債	59,602	63,103
うち臨時財政対策債	0	4,544
復旧・復興事業 一般財源充当分	▲ 33	▲ 8
全国防災事業 一般財源充当分	▲ 217	▲ 169
一般財源総額	675,414	656,980
一般財源比率	69.6%	69.7%
地方債依存度	6.1%	6.7%

(参考)

○ 地方の借入金残高(東日本大震災分を含む) 171兆円 (令和7年度末見込) ※ 178兆円 (令和6年度末見込)

○ 交付税特別会計借入金残高 25.3兆円 (令和7年度末見込) ※ 28.1兆円 (令和6年度末見込)

地方財政計画歳入歳出一覧（通常収支分）

区 分	令和7年度			令和6年度			増減 (C)/(B)	率
	(A)	(B)	(A)-(B)	(A)	(B)	(A)-(B)		
地方	454,493	427,329	27,164	209,784	202,292	7,492	3.7	
地方	29,661	27,293	2,368	198,588	191,527	7,061	3.7	
地方	1,936	11,320	△ 9,384	11,196	10,765	431	4.0	
地方	189,574	186,671	2,904	455,936	436,893	19,043	4.4	
国庫	171,022	158,042	12,980	265,800	251,417	14,383	5.7	
地方	59,602	63,103	△ 3,501	158,946	153,861	5,085	3.3	
うち臨時財政対策債	0	4,544	△ 4,544	1,000	-	1,000	皆増	
うち財源対策債	7,600	7,600	0	14,990	14,915	75	0.5	
使用料及び手数料	15,560	15,625	△ 65	12,000	12,500	△ 500	△ 4.0	
雑収入	48,496	47,182	1,314	10,000	10,000	0	0.0	
復旧・復興事業一般財源充当分	△ 33	△ 8	△ 25	2,000	2,500	△ 500	△ 20.0	
全国防災事業一般財源充当分	△ 217	△ 169	△ 48	4,200	4,200	0	0.0	
計	970,094	936,388	33,707	107,259	108,961	△ 1,701	△ 1.6	
一般財源	675,414	656,980	18,435	15,525	15,344	181	1.2	
(水準超経費を除く交付団体ベース)	637,714	627,180	10,535	1,100	1,100	0	0.0	
歳入				121,103	119,896	1,207	1.0	
歳出				57,466	56,259	1,207	2.1	
うち緊急防災・減災事業費	5,000	5,000	0	63,637	63,637	0	0.0	
うち公共施設等適正管理推進事業費	5,000	4,800	200	5,000	5,000	0	0.0	
うち緊急自然災害防止対策事業費	4,000	4,000	0	4,000	4,000	0	0.0	
うち脱炭素化推進事業費	1,000	1,000	0	1,000	1,000	0	0.0	
営業企業繰出金	22,787	23,202	△ 415	22,787	23,202	△ 415	△ 1.8	
企業債償還費普通会計負担分	12,394	13,059	△ 665	12,394	13,059	△ 665	△ 5.1	
その他	10,393	10,143	250	10,393	10,143	250	2.5	
不交付団体水準超経費	37,700	29,800	7,900	37,700	29,800	7,900	26.5	
計	970,094	936,388	33,707	970,094	936,388	33,707	3.6	
(水準超経費を除く交付団体ベース)	932,394	906,588	25,807	932,394	906,588	25,807	2.8	
地方一般繰出	812,741	784,568	28,173	812,741	784,568	28,173	3.6	

※ 新しい地方経済・生活環境創生事業費の令和6年度の額は、令和6年度地方財政計画の歳出に計上された「デジタル田園都市国家構想事業費」(12,500億円)の額である。

地方財政計画歳入歳出一覧（東日本大震災分）

(1) 復旧・復興事業

区 分	(単位:億円、%)			
	令和7年度 (A)	令和6年度 (B)	増減 (A)-(B)	増減率 (C)/(B)
歳入				
震災復興特別交付税	871	904	△ 33	△ 3.7
一般財源充当	33	8	25	312.5
国庫支出金	1,731	1,655	76	4.6
地方債	11	2	9	450.0
雑収入	58	62	△ 4	△ 6.5
計	2,704	2,631	73	2.8
歳出				
給与関係経費	49	51	△ 2	△ 3.9
一般行政経費	1,129	1,187	△ 58	△ 4.9
補助費	853	836	17	2.0
単独費	276	351	△ 75	△ 21.4
債費	58	62	△ 4	△ 6.5
資的経費	1,468	1,331	137	10.3
・ 補	1,468	1,329	139	10.5
直轄単	0	2	△ 2	△ 100.0
営企業繰出金	0	0	△ 0	△ 0.0
計	2,704	2,631	73	2.8

(2) 全国防災事業

区 分	(単位:億円、%)			
	令和7年度 (A)	令和6年度 (B)	増減 (A)-(B)	増減率 (C)/(B)
歳入				
地方税	-	80	△ 80	皆減
財源充当	217	169	48	28.4
雑収入	1	1	0	0.0
計	218	250	△ 32	△ 12.8
歳出				
公債費	218	250	△ 32	△ 12.8
計	218	250	△ 32	△ 12.8

(参考) 通常収支分と東日本大震災分の合計

(単位: 億円, %)

地区	分			区			合計		
	令和7年度 (A)	令和6年度 (B)	増減 (A)-(B)	令和7年度 (A)	令和6年度 (B)	増減 (A)-(B)	令和7年度 (A)	令和6年度 (B)	増減 (A)-(B)
地	454,493	427,409	27,084	209,833	202,343	7,490	209,833	202,343	7,490
地	29,661	27,293	2,368	198,637	191,578	7,059	198,637	191,578	7,059
地	1,936	11,320	△ 9,384	11,196	10,765	431	11,196	10,765	431
地	190,445	187,575	2,871	457,065	438,080	18,985	457,065	438,080	18,985
歳	189,574	186,671	2,904	266,653	252,253	14,400	266,653	252,253	14,400
歳	871	904	△ 33	159,222	154,212	5,010	159,222	154,212	5,010
国	172,753	159,697	13,056	1,000	-	1,000	1,000	-	1,000
地	59,613	63,105	△ 3,492	14,990	14,915	75	14,990	14,915	75
入	0	4,544	△ 4,544	12,000	12,500	△ 500	12,000	12,500	△ 500
入	7,600	7,600	0	10,000	10,000	0	10,000	10,000	0
使	15,560	15,625	△ 65	2,000	2,500	△ 500	2,000	2,500	△ 500
雑	48,555	47,245	1,310	4,200	4,200	0	4,200	4,200	0
一	973,016	939,269	33,748	107,535	109,273	△ 1,737	107,535	109,273	△ 1,737
一	676,535	658,141	18,395	15,525	15,344	181	15,525	15,344	181
一				1,100	1,100	0	1,100	1,100	0
出				122,571	121,227	1,344	122,571	121,227	1,344
出				58,934	57,588	1,346	58,934	57,588	1,346
出				63,637	63,639	△ 2	63,637	63,639	△ 2
出				5,000	5,000	0	5,000	5,000	0
出				5,000	4,800	200	5,000	4,800	200
出				4,000	4,000	0	4,000	4,000	0
出				1,000	1,000	0	1,000	1,000	0
出				22,787	23,202	△ 415	22,787	23,202	△ 415
出				12,394	13,059	△ 665	12,394	13,059	△ 665
出				10,393	10,143	250	10,393	10,143	250
出				37,700	29,800	7,900	37,700	29,800	7,900
計	973,016	939,269	33,748	973,016	939,269	33,748	973,016	939,269	33,748
計	815,386	787,137	28,248	815,386	787,137	28,248	815,386	787,137	28,248
率	6.3								
率	8.7								
率	△ 82.9								
率	1.5								
率	1.6								
率	△ 3.7								
率	8.2								
率	△ 5.5								
率	皆減								
率	0.0								
率	△ 0.4								
率	2.8								
率	3.6								
率	2.8								

※ 新しい地方経済・生活環境創生事業費の令和6年度の額は、令和6年度地方財政計画の歳出に計上された「デジタル田園都市国家構想事業費」(12,500億円)の額である。

(参考1) 地方財政計画の伸び率等の推移

(単位：%)

年 度	対 前 年 度 伸 び 率			地 方 交 付 税
	地方財政計画	地方一般歳出	地 方 税	
20	0.3	0.0	0.2	1.3
21	▲ 1.0	0.7	▲ 10.6	2.7
22	▲ 0.5	0.2	▲ 10.2	6.8
23	0.5	0.8	2.8	2.8
24	▲ 0.8	▲ 0.6	0.8	0.5
25	0.1	▲ 0.1	1.1	▲ 2.2
26	1.8	2.0	2.9	▲ 1.0
27	2.3	2.3	7.1	▲ 0.8
28	0.6	0.9	3.2	▲ 0.3
29	1.0	1.0	0.9	▲ 2.2
30	0.3	0.9	0.9	▲ 2.0
令和元年度	3.1	4.0	1.9	1.1
2	1.3	2.3	1.9	2.5
3	▲ 1.0	▲ 0.6	▲ 7.0	5.1
4	0.9	0.6	8.3	3.5
5	1.6	0.8	4.0	1.7
6	1.7	2.6	▲ 0.3	1.7
7	3.6	3.6	6.4	1.6

年 度	対 前 年 度 伸 び 率			地 方 交 付 税
	地方財政計画	地方一般歳出	地 方 税	
昭和62年度	2.9	2.9	0.6	0.6
63	6.3	5.7	9.4	7.5
平成元年度	8.6	7.1	8.1	17.3
2	7.0	6.7	7.5	10.3
3	5.6	7.4	6.1	7.9
4	4.9	5.9	4.1	5.7
5	2.8	4.4	1.6	▲ 1.6
6	3.6	4.6	▲ 5.7	0.4
7	4.3	3.6	3.6	4.2
8	3.4	2.3	0.1	4.3
9	2.1	0.9	9.6	1.7
10	0.0	▲ 1.6	3.9	2.3
11	1.6	1.8	▲ 8.3	19.1
12	0.5	▲ 0.9	▲ 0.7	2.6
13	0.4	▲ 0.6	1.5	▲ 5.0
14	▲ 1.9	▲ 3.3	▲ 3.7	▲ 4.0
15	▲ 1.5	▲ 2.0	▲ 6.1	▲ 7.5
16	▲ 1.8	▲ 2.3	0.5	▲ 6.5
17	▲ 1.1	▲ 1.2	3.1	0.1
18	▲ 0.7	▲ 1.2	4.7	▲ 5.9
19	▲ 0.0	▲ 1.1	15.7	▲ 4.4
			(6.5)	

(注1) ()内は、税源移譲分を除いた伸び率(平成18年度の地方税に所得譲与税を含めて伸び率を算出)である。

(注2) 平成24年度以降は通常収支分の伸び率である。

(注3) 令和3年度の地方税については令和2年度徴収猶予の特例分を除いている。

(参考2) 地方債等関係資料

年度	地計 地方債 額 (億円)	対前 年度 増 減 (億円)	地依 存 度 (%)	地方の借入金 残 (兆円)
昭和62年度	53,900	9,610	9.9	64
63	60,481	6,581	10.4	66
平成元年度	55,592	▲ 4,889	8.8	66
2	56,241	649	8.4	67
3	56,107	▲ 134	7.9	70
4	51,400	▲ 4,707	6.9	79
5	62,254	10,854	8.1	91
6	103,915	41,661	13.1	106
7	113,054	9,139	13.7	125
8	129,620	16,566	15.2	139
9	121,285	▲ 8,335	13.9	150
10	110,300	▲ 10,985	12.7	163
11	112,804	2,504	12.7	174
12	111,271	▲ 1,533	12.5	181
13	119,107	7,836	13.3	188
14	126,493	7,386	14.4	193
15	150,718	24,225	17.5	198
16	141,448	▲ 9,270	16.7	201

年度	地計 地方債 額 (億円)	対前 年度 増 減 (億円)	地依 存 度 (%)	地方の借入金 残 (兆円)
17	122,619	▲ 18,829	14.6	201
18	108,174	▲ 14,445	13.0	200
19	96,529	▲ 11,645	11.6	199
20	96,055	▲ 474	11.5	197
21	118,329	22,274	14.3	199
22	134,939	16,610	16.4	200
23	114,772	▲ 20,167	13.9	200
24	111,654	▲ 3,118	13.6	201
25	111,517	▲ 137	13.6	201
26	105,570	▲ 5,947	12.7	201
27	95,009	▲ 10,561	11.1	199
28	88,607	▲ 6,402	10.3	197
29	91,907	3,300	10.6	196
30	92,186	279	10.6	194
令和元年度	94,282	2,096	10.5	192
2	92,783	▲ 1,500	10.2	192
3	112,407	19,625	12.5	191
4	76,077	▲ 36,331	8.4	187
5	68,163	▲ 7,914	7.4	183
6	63,103	▲ 5,060	6.7	178
7	59,602	▲ 3,501	6.1	(見込)
				(見込)

今月のマガジン・ラック

各地の地方自治研究所・センター等の発行誌の主な内容を、当研究所の責任で紹介しします。
前月末までに到着したものを対象とします。

北海道自治研究 第672号 2025年1月

公益社団法人 北海道地方自治研究所

鋭角鈍角 混沌の時代と地方自治研究所のこれから

北海道大学公共政策大学院教授／公益社団法人北海道地方自治研究所 理事長 山崎 幹 根

2024自治講座 国・自治体関係はどうなるのか——地方自治法2024年改正を中心に

基調講演① 地方自治の現在と自治体に求められること——2024年地方自治法改正の検討を中心に

九州大学大学院法学研究院教授 嶋田 暁 文

基調講演② 国家緊急権をめぐる動向と問題点

室蘭工業大学大学院教授／当研究所理事 清 末 愛 砂

パネルディスカッション 地方自治法2024年改正を経た自治体の課題を考える

ニセコ町長 片山 健 也

九州大学大学院教授 嶋田 暁 文

室蘭工業大学大学院教授／当研究所理事 清 末 愛 砂

司会 北海道大学公共政策大学院教授／当研究所理事長 山崎 幹 根

生存権77歳の現在地 第9回 看過されてきた「低所得」層の生存権侵害

当研究所会員／元北海道新聞記者 本 田 良 一

散射韻 野党、胆力問われる1年に

北海道近現代史研究会・第11回学習会 日本遺産「炭鉄港」を通して考える石炭産業の栄枯盛衰

特定非営利活動法人炭鉱の記憶推進事業団理事長 平 野 義 文

公契約条例の立法事実と制定過程(3)——豊橋市公契約条例を例として

愛知大学地域政策学部教授 斉 藤 徹 史

資料 豊橋市公契約条例／豊橋市公契約条例施行規則

北海道の動き<2024・11・1～30>

新潟自治 第102号 2025年1月

公益社団法人 新潟県自治研究センター

新年という歴史～私たちは何を記憶に刻むか～

新潟県自治研究センター 理事長 和 田 光 弘

新春座談会 激動の2024年 その次にくるものは？

特集 新潟の未来を考える 2025

参院選が正念場となる石破政権 立民、国民は衆院選の再現を期す

新潟県自治研究センター 理事・研究主幹 種 田 和 義

アクション・地球に優しい年に——地球温暖化に一人ひとりの挑戦を——

新潟県自治研究センター 常務理事・研究主幹 梶 口 敏 行

「地方創生」と公共交通について——あらためて「住み」・「暮らす」議論を——

新潟県自治研究センター 理事・研究主幹 齋 藤 喜 和

統合進む学校、人口減少下の教育 学ぶ側・教える側・地域のための施策を

新潟県自治研究センター 常務理事・研究主幹 長 沢 正 一

NPBファーム・リーグ参加でみえた オイシックス2025年への期待と課題

新潟県自治研究センター 研究員 岡 田 浩 人

NEWS 東西南北 リポート

生活を圧迫する教育費、奨学金制度の拡充を

— 奨学金制度改善・教育費負担軽減へ向けての活動報告 —

新潟県労働者福祉協議会 専務理事 石 本 伸 二

旧優生保護法は今も生きている (中)

優生保護法を考える新潟の会 代表代行・事務局長 室 橋 春 季

<新潟県内自治体選挙データ 2024年下半年期 (7月~12月) >

ぐんま自治研ニュース 第146号 2025年1月

一般財団法人 群馬県地方自治研究センター

2024年度

公開セミナー 第1弾

講演1部 「インクルーシブ教育を考える～インクルーシブ教育の現状と課題～」

東京大学大学院教育学研究科教授 小 国 喜 弘

講演2部 「インクルーシブな学校づくりを楽しく～地域の学校生活でお友だちが教えてくれたこと～」

市民活動団体「笑って子育てロリポップ」代表 石 川 京 子

ディスカッション 「かきねのない共生社会を考える～インクルーシブ教育の未来と今と～」

コーディネーター (特定非営利活動法人) D P I 日本会議・議長補佐 崔 栄 繁

パネリスト 小 国 喜 弘

パネリスト 石 川 京 子

第39回邑楽町平和展

邑楽町職員労働組合

とちぎ地方自治と住民 第622号 2025年1月

一般社団法人 栃木県地方自治研究センター

巻頭言 緊急事態条項と立憲主義、議会制民主主義

自治研センター理事長 (弁護士) 太田 うるおう

県内各市の2023年度 (令和5年度) 普通会計決算

自治研センター常務理事 松 本 敏 之

労基法改正へ報告書 — 厚労省「労働基準関係法制研究会」 —

自治研センター副理事長 加 藤 正 一

自治体のカスハラ対策と録音等禁止行為

弁護士 (元栃木市長) 鈴 木 俊 美

SNS選挙に私たちはどう向き合えばいいのか

宇都宮大学地域デザイン科学部教授 中 村 祐 司

地域短信

栃木県ホームページ拾い読み (2024年12月)

栃木県市町村課「令和6年度普通交付税の再算定結果について」

総務省「令和7年度地方財政対策のポイント」

S A I T A M A 自治研通信 第292号 2025年1月

公益財団法人 埼玉県地方自治研究センター

本年もよろしくお願ひいたします

埼玉県地方自治研究センター 理事長 浪 江 福 治

信州自治研 第395号 2025年1月

長野県地方自治研究センター

年頭にあたって

長野県地方自治研究センター理事長 中村明文

信州中野から湯田中への登坂路線の魅力～鉄道ファンの目線から

千葉大学名誉教授 夏目雄平

長野県上高井郡小布施町の財政状況をみる(1) 1989年度以降の財政の特徴

長野市在住(会員) 山田米一

2024年度第1回地方自治公開講座 地域資源を活かした地域づくり・ひとづくり(1) — 令和6年能登半島

地震の経験も踏まえて

<編集部>

自治研とやま 第131号 2025年1月

公益社団法人 富山県地方自治研究センター

視点 お節介な人付き合い

公益社団法人富山県地方自治研究センター社会福祉部会長 北嶋真人

講演 「働き手不足1,100万人」 2040年の日本が直面する危機と希望

リクルートワークス研究所研究員/アナリスト 坂本貴志

集会報告 しまね自治研(第40回地方自治研究全国集会)

自治体報告 あさひ農学舎 「朝日町新規就農者等研修宿泊施設」を訪ねて

富山県地方自治研究センター元農林部会長 藤井宗一

自治研ふくい 第81号 2025年1月

福井県地方自治研究センター

特集 「しまねからふくいへ 全国自治研集会報告」

報告 <第53回 ちょっとって講座報告> 「多様性が尊重される社会と法制度」

講師: 弁護士 仲岡しゅん

報告: 越前市職 仲保咲哉

トピックス 注目の自治体施策 福井市: 北陸新幹線開業リレー企画

速報 「リアル公務員トーク」リターンズ!

連載 自治研の窓

- ・三宅香帆氏講演会
- ・財政分析PTキックオフ懇談会
- ・自治労福井県本部福祉自治研集会

巻末 大和田日記

月刊「地方自治みえ」 第391号 2025年1月

三重県地方自治研究センター

情報活用なくして公共施設マネジメントなし

前橋工科大学工学部環境・デザイン領域准教授 堤洋樹

フォーラムおおさか 第179号 2025年1月

PLP会館 大阪地方自治研究センター

巻頭言 「選挙」が脅かす民主主義 夢洲万博が呼び込む都構想3回目住民投票の危機

でかける自治研No.5 「グリ下会議」に見る市民協働の現在

大阪市職員労働組合組合員・中央区保健福祉センター勤務 柴田大樹さん

公開講座報告 万博から考える、大阪の「未来社会のデザイン」

韓国政治の行方 戒厳令と原則としての民主主義 — 政治は可能性の芸術 —

PLP会館大阪地方自治研究センター研究員 尹誠國

キーワードを読む 「ラストベルト」から来た副大統領
大阪の自治ダイアリー 2024. 10. 1. ～2024. 12. 31

編集部

地方自治ふくおか 第83号 2025年1月

福岡県地方自治研究所

巻頭言 あいさつ

福岡県地方自治研究所所長・九州大学法学研究院教授 出水 薫

特集 「自治体SDGsの現状」

「対話」を通じた自治体SDGsの推進と展望

長崎県立大学地域創造学部実践経済学科 准教授 石田 聖

SDGs未来都市の動向 — 鹿児島県下自治体の事例をもとに —

長崎県立大学地域創造学部実践経済学科 准教授 芳賀 普隆

さが自治研NEWS 第67号 2025年1月

佐賀県地方自治問題研究所

第60回佐賀県地方自治研究集会開催 改正地方自治法の問題と課題について考える

資料室増加月報

図書番号	図書名	編著者名	発行所	発行年
0 総記				
03 辞書、辞典、文献目録				
03-171-101	国会便覧／159版		シュハリ・イニ シアティブ	2024（令6）
1 政治				
10 政治一般				
10-1-75-2	「移動」という思考／年報政治学／2024－Ⅱ	日本政治学会	筑摩書房	2024（令6）
14 議会				
14-98	富山市議はなぜ14人も辞めたのか／政務活動費の闇を追う	チューリップテレビ取材班	岩波書店	2020（令2）
2 法律				
23 行政法				
23-696	行政手続の理論と実務／デジタル社会を見据えて	橋本博之／日本行政書士会連合会	日本評論社	2024（令6）
23-697	行政の実効性確保／行政代執行を中心として	宇賀克也	勁草書房	2024（令6）
5 財政				
51 税制				
51-231-1	国際課税の研究／租税法論集Ⅳ	中里実	有斐閣	2024（令6）
7 社会労働				
72 社会保障				
72-539	介護保険を再考する／社会保障法と貧困／社会保障法第40号	日本社会保障法学会	法律文化社	2024（令6）
72-540	私たちの社会福祉は可能か／社会福祉をイチから考え直してみる	岩田正美	有斐閣	2024（令6）

自治総研ボックス／自治総研ブックレット

自治総研ボックス

- | | |
|--|----------------------|
| 14. 今村都南雄著『大牟田市まちづくりの二つの難題
——「楕円の構図」による把握——』2018年 | (税別)
2,200円 (公人社) |
| 15. 辻山幸宣著『自治年々刻々』 同時代記 一九九六～二〇一七 2018年 | 2,200円 (") |
| 16. 青木宗明編『国税・森林環境税——問題だらけの増税——』2021年 | 2,200円 (公人の友社) |

自治総研ブックレット

- | | |
|---|----------------------|
| 17. 『釧路市の生活保護行政と福祉職・榑部武俊』2014年 | (税別)
1,500円 (公人社) |
| 18. 澤井 勝・上林陽治・正木浩司編『自立と依存』2015年
——第29回自治総研セミナーの記録 | 1,500円 (") |
| 19. 辻山幸宣・堀内 匠編『“地域の民意”と議会』2016年
——第30回自治総研セミナーの記録 | 1,500円 (") |
| 20. 其田茂樹編『不寛容の時代を生きる～生きづらさを克服する解を求めて～』2018年
——第31回自治総研セミナーの記録 | 1,500円 (") |
| 21. 新垣二郎編『自治のゆくえ～「連携・補完」を問う～』2018年
——第32回自治総研セミナーの記録 | 1,500円 (") |
| 22. 飛田博史編『自治のゆくえ 自治体森林政策の可能性』2018年
——第33回自治総研セミナーの記録 | 1,500円 (公人の友社) |
| 23. 今井 照編『原発災害で自治体ができなかったこと できなかったこと』2019年
——第34回自治総研セミナーの記録 | 1,500円 (") |
| 24. 上林陽治編『未完の「公共私連携」 介護保険制度20年目の課題』2020年
——第35回自治総研セミナーの記録 | 1,500円 (") |
| 25. 其田茂樹編『自治から考える「自治体DX」「標準化」「共通化」を中心に』2021年
——第36回自治総研セミナーの記録 | 1,500円 (") |
| 26. 飛田博史編『コロナ禍で問われる社会政策と自治体 「住まい」の支援を中心に』2022年
——第37回自治総研セミナーの記録 | 1,500円 (") |
| 27. 今井 照・自治総研編『「転回」する地方自治
——<<2024年地方自治法改正(上)>>【解題編】』2024年 | 1,700円 (") |
| 28. 坪井ゆづる・其田茂樹・自治総研編『「転回」する地方自治
——<<2024年地方自治法改正(下)>>【警鐘の記録】』2024年 | 1,900円 (") |

書店からの注文が出来ない場合には、自治総研 (TEL 03-3264-5924 FAX 03-3230-3649) までお願いします。なお、在庫切れの場合はご容赦願います。

自治総研叢書 (敬文堂)

- | | |
|--|----------------|
| 30. 人見剛・横田覚・海老名富夫編著『公害防止条例の研究』2012年 | (税別)
4,500円 |
| 31. 馬場 健著『英国の大都市行政と都市政策 1945-2000』2012年 | 3,000円 |
| 32. 河上 暁弘著『平和と市民自治の憲法理論』2012年 | 4,200円 |
| 33. 武藤 博己編著『公共サービス改革の本質——比較の視点から——』2014年 | 4,500円 |
| 34. 北村 喜宣編著『第2次分権改革の検証
——義務付け・枠付けの見直しを中心に——』2016年 | 4,500円 |
| 35. 佐藤 竺著『ベルギーの連邦化と地域主義
——連邦・共同体・地域圏の並存と地方自治の変貌——』2016年 | 5,500円 |
| 36. 佐藤 英善編著『公務員制度改革という時代』2017年 | 5,700円 |
| 37. 河上 暁弘著『戦後日本の平和・民主主義・自治の論点
小林直樹憲法学との「対話」に向けて』2022年 | 4,500円 |

ご注文は書店または敬文堂 (TEL 03-3203-6161 FAX 03-3204-0161) までお願いします。

自治総研関連図書

- | | |
|--|--------------|
| ○ 今井 照／自治総研編『原発事故 自治体からの証言』2021年 筑摩書房 | (税別)
880円 |
| ○ 上林陽治著『非正規公務員のリアル
欺瞞の会計年度任用職員制度』2021年 日本評論社 | 1,900円 |
| ○ 神原 勝著『東京・区長準公選運動
区長公選制復活への道程』2022年 公人の友社 | 5,500円 |
| ○ 篠田 徹・上林陽治編著『格差に挑む自治体労働政策——就労支援、地域雇用、
公契約、公共調達』2022年 日本評論社 | 2,000円 |
| ○ 今井 照著『未来の自治体論——デジタル社会と地方自治』
2024年 第一法規 | 4,300円 |

ご注文は書店までお願いします。

Monthly Review of Local Government
THE JICHI-SOKEN
Vol.51 No.3 2025.3

CONTENTS

- 1** The Actual Method of Allocating the Distribution Tax and Its Effects.
NAKAMURA, Toshihiko. Associate Professor, Faculty of Global Management Studies, the University of Nagano.
- 32** Trend of Local Government Finance in 2025.
TOBITA, Hiroshi. Research Fellow of the Japan Research Institute for Local Government.
- 80** Magazine Rack.
- 84** Monthly List of Our Library.

-
- 公益財団法人 地方自治総合研究所ウェブサイトにて、本誌の目次および掲載論文を公表しています。
※公表論文には、論文末尾に掲載されるキーワードを登録しています。
 - 月刊『自治総研』への論文投稿を、公募しています。投稿要領については、公益財団法人 地方自治総合研究所ウェブサイトで開催している月刊『自治総研』投稿要領をご参照ください。

<https://www.jichisoken.jp/>

視覚障害その他の理由で活字のままではこの本を利用出来ない人のために、営利を目的とする場合を除き「録音図書」「点字図書」「拡大写本」等の製作を認めます。
その際は当研究所まで御連絡ください。

The Japan Research Institute for Local Government
1 Rokubancho, Chiyoda-ku, Tokyo TEL.03(3264)5924